

令和２年度予算案の概要

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

計数は、令和２年度予算案
 () 内の計数は、令和元年度当初予算額

1 放課後児童対策

(1) 放課後児童クラブ運営費等

8 1 2 億円 (7 3 1 億円) ※内閣府予算
 子ども・子育て支援交付金

「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2021年度末までに約25万人分の受け皿を整備し待機児童の解消を目指し、2023年度末までに計約30万人分の受け皿の整備に向け、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図る。

(令和２年度予算案における主な充実事項等)

- ・配置基準参酌化に伴う補助基準額の設定

地方分権一括法による従うべき基準の参酌化に伴い、常時職員１名配置とする等のクラブについて、職員配置に応じた補助基準額を設定する。

- ・要支援児童等への対応の充実

要支援児童等の対応や関係機関との連携の強化等を図るため、職員を配置した場合に加算を行う。

(2) 放課後児童クラブ施設整備費

1 6 6 億円 (1 5 7 億円) ※内閣府予算
 子ども・子育て支援整備交付金

市町村が、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画に位置づけた放課後児童クラブの整備を行うための経費に対する補助を行う。

また、待機児童が発生している市区町村等における施設整備費の国庫補助率嵩上げ（公立の場合：国１／３→２／３）を継続する。

(3) 放課後児童対策の推進

11億円の内数（15億円の内数）
保育対策総合支援事業費補助金

放課後児童対策の推進を図るため、児童館、公民館等の既存の社会資源の活用や、小規模・多機能による放課後の子どもの居場所の確保を促進する。

また、放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上や安全確保を図るため、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市区町村等に配置する事業等を実施する。

2 地域子育て支援拠点事業等

1,453億円の内数（1,304億円の内数）※内閣府予算
子ども・子育て支援交付金

地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）について、必要な箇所数を確保するとともに、地域の実情に応じた実施を支援する。

（令和2年度予算案における主な充実事項）

【地域子育て支援拠点事業】

- ・特別な配慮が必要な子育て家庭等への対応の充実
障害児など特別な配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供や相談・援助、講習の実施等ができるよう、専門的な知識・経験を有する職員を配置等した場合に加算を行う。
- ・職員の資質向上のための研修受講機会の確保
不安を抱える子育て家庭等に対して適切・効果的な相談・支援が行われるよう、職員の資質向上を図るために職員が研修に参加した際、代替職員を配置した場合に加算を行う。

【利用者支援事業】

- ・特別な配慮が必要な子育て家庭等への対応の充実
障害児など特別な配慮が必要な子育て家庭等に対して、よりきめ細かい相談支援等ができるよう、専門的な知識・経験を有する職員を配置した場合に加算を行う。

【子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）】

・外出困難な家庭への対応の充実

子どもの預かり前に実施するアドバイザー、提供会員、依頼会員の事前打合せについて、外出することが困難な多胎児や障害児を持つ家庭等に、アドバイザー、提供会員が訪問して事前打合せを行った場合に加算を行う。

3 その他の子育て支援

44億円（44億円）

(1) 子育て支援員研修

5.1億円（5.1億円）

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金

幅広い子育て支援分野において、経験豊かな地域の人材が幅広く活躍できるよう、必要な研修を受講した者を「子育て支援員」として認定することにより、新たな担い手となる人材の確保等を図る。

(2) 子ども・子育て支援の充実のための研修事業の推進

29億円（31億円）

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金

子ども・子育て支援新制度において、様々な給付・事業が拡充されたことに伴い、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うため各種研修を実施する。

（令和2年度予算案における主な充実事項）

- ・認可外の居宅訪問型保育研修事業の創設
- 認可外の居宅訪問型保育事業（ベビーマッサージ）の基準創設に伴い、保育士等の資格を有しない保育従事者について、一定の研修受講を要件とすることとしており、研修の受講機会を確保するため、研修実施に係る経費に対する補助を行う。

(3) 子ども・子育て支援の充実のための調査研究事業の推進

6億円（4.7億円）

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金

子ども・子育て支援に関する幅広い知見を得るために、先駆的な取組などの実態把握等に関わる調査研究を実施する。

4 児童福祉施設等に係る施設整備

144億円(157億円)
(うち臨時・特別の措置分 38億円(60億円))
次世代育成支援対策施設整備交付金

児童福祉施設等に係る施設整備について、次世代育成支援対策推進法に基づき都道府県及び市町村行動計画に位置付けた施設整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

また、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、児童福祉施設等における防災・減災対策を推進するため、耐震化整備に必要な経費について支援を行う。

(令和2年度予算案における主な充実事項)

- ・児童相談所一時保護所の整備費の充実

「児童虐待防止対策の抜本的強化について」に基づき、子どもの視点に立って、権利が保障され、一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護できるよう児童相談所一時保護所の環境改善・体制強化等に向けた整備費の充実を図る。

- ・一時預かり事業所の整備費の創設

在宅の子育て家庭にとって、いつでも気兼ねなく集まり交流できる場において、子どもの一時預かりを利用できることが必要であることから、一時預かり事業の施設整備費を創設し、一時預かりの受け皿整備を推進する。

- ・産後ケア事業を行う施設の整備費の創設

母子保健法の一部改正を踏まえ、産後ケア事業を行う施設の整備費を創設し、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る。

(参考) 令和元年度補正予算案

○児童福祉施設等の災害復旧

37億円

社会福祉施設等災害復旧費補助金
社会福祉施設等設備災害復旧費補助金

令和元年台風第15、19号等により被災した児童福祉施設等の早期復旧を図るため、施設・設備の復旧に要する費用に対して補助を行う。また、被災状況等に応じて国庫補助率を引き上げ、所要の国庫補助を行う。

○児童福祉施設等の非常用自家発電設備及び給水設備の整備

0. 6 億円
次世代育成支援対策施設整備交付金

災害時に入所者等の安全を確保するため、児童福祉施設等の非常用自家発電設備及び給水設備の整備を推進する。

○児童福祉施設等の災害時情報共有システムの整備

2. 3 億円
子ども・子育て支援対策推進事業費補助金

災害時に児童福祉施設等の被害状況等を国や自治体等が迅速に把握・共有し、被災施設等への迅速かつ適切な支援を行うため、災害時の被害情報等を集約するシステムを構築する。

5 東日本大震災からの復旧・復興への支援

東日本大震災で被災した児童福祉施設等の速やかな復旧を図るとともに、被災した子どもへの心身のケア等総合的な支援を行う。

(1) 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援

3. 5 億円 (1. 5 億円) ※復興庁予算
社会福祉施設等災害復旧費補助金
社会福祉施設等設備災害復旧費等補助金

東日本大震災で被災した児童福祉施設等のうち、各自治体の復興計画で、令和2年度に復旧が予定されている施設・設備の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

(2) 被災した子どもへの支援

1 5 5 億円の内数 (1 7 7 億円の内数) ※復興庁予算
被災者支援総合交付金

避難生活の長期化等に伴う心身の健康面への影響等を踏まえ、子どものいる家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、遊具の設置や子どもと体のケアなど、総合的な支援を行う。

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

(平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項)：平成10年4月施行)

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

【現状】(令和元年5月現在)

○クラブ数 25,881か所

(参考：全国の小学校19,277校)

○支援の単位数 33,090単位

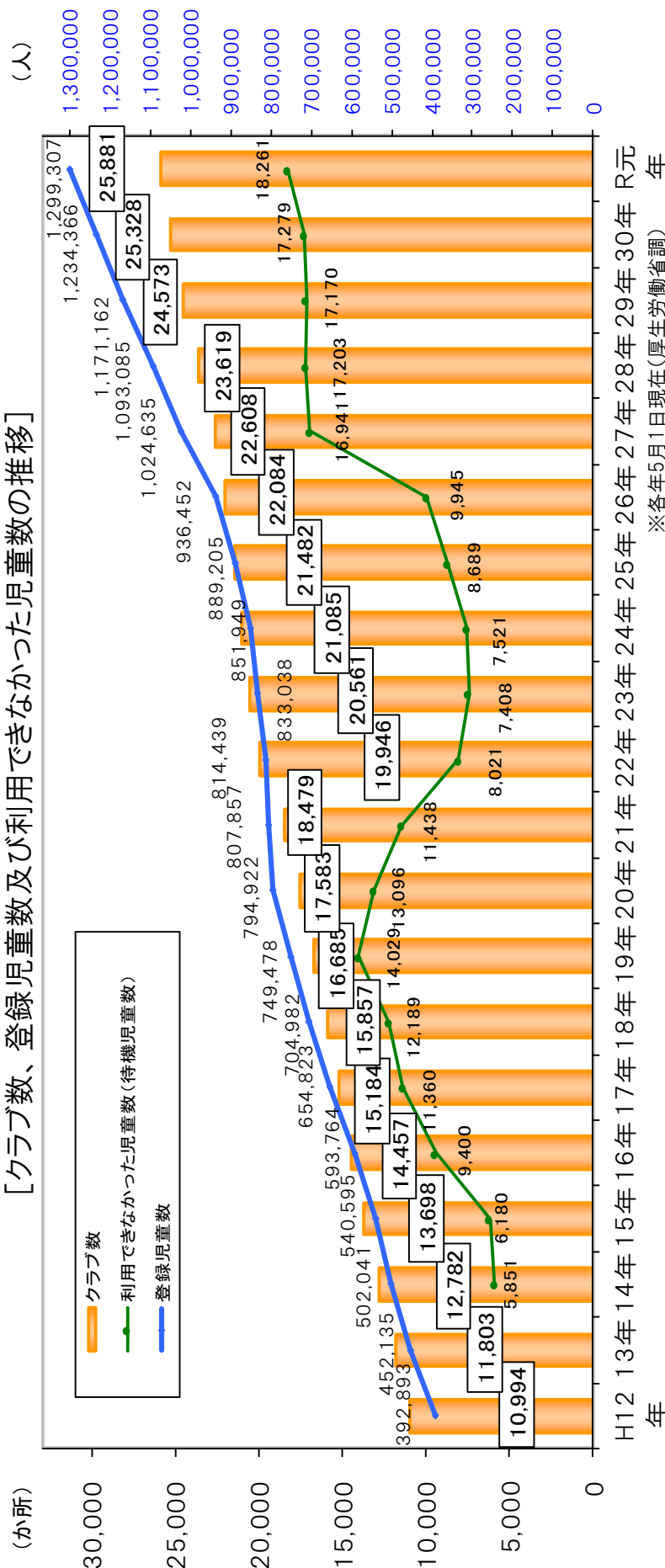
○登録児童数 1,299,307人

○利用できなかった児童数(待機児童数) 18,261人

【今後の展開】

○「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日策定)を踏まえ、放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分(約122万人から約147万人)を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分(約122万人から約152万人)の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

【クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移】



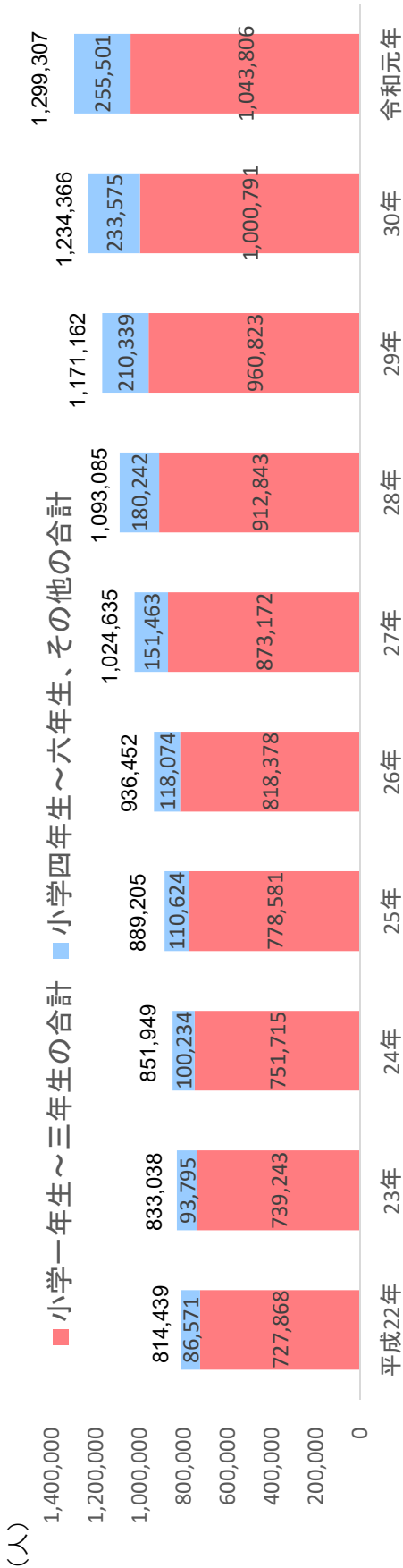
※各年5月1日現在(厚生労働省調)

放課後児童クラブの登録児童数及び待機児童数の推移について

【登録児童数の低学年・高学年別の推移】

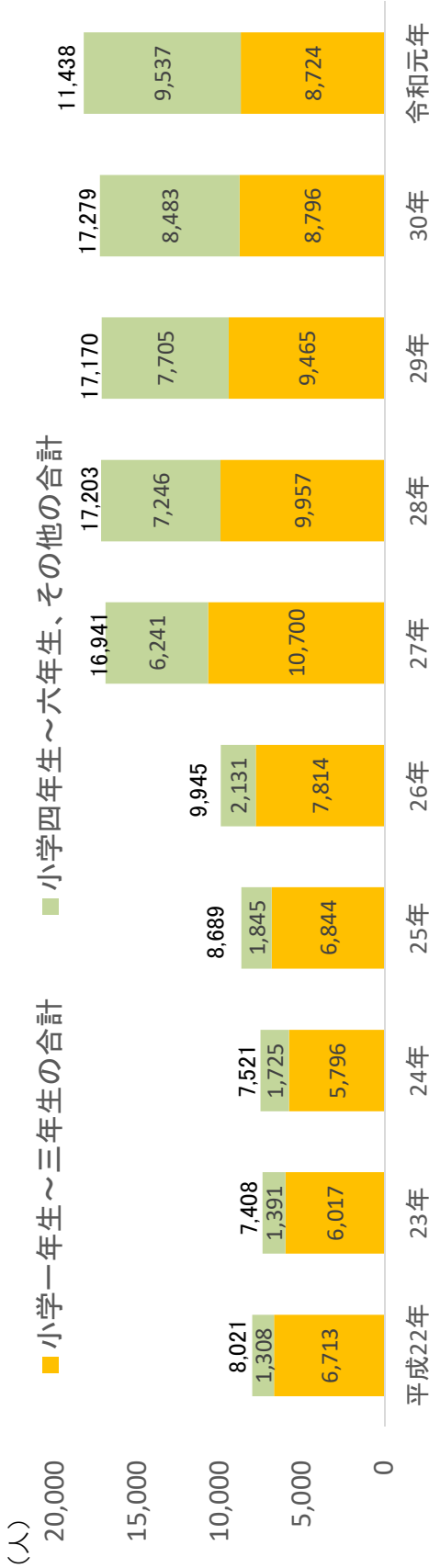
※令和元年5月1日現在(厚生労働省調)

○低学年・高学年児童ともに年々増加傾向にあるが、特に平成27年度から対象児童が6年生まで拡大された影響等で、高学年児童等の数は平成30年度は対前年11%増、令和元年度は対前年比9%増となっている。



【利用できなかった児童数(待機児童数)の低学年・高学年別の推移】

○平成27年度から対象児童が6年生まで拡大された影響等で、高学年等の待機児童数が平成27年度から大幅に増加している。

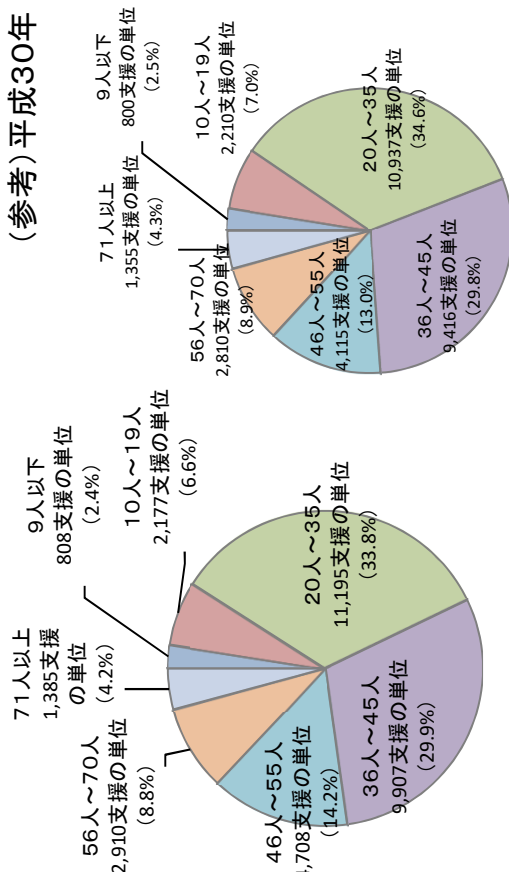


放課後児童クラブの現状①

※令和元年5月1日現在
(厚生労働省調)

○登録児童数の規模別の状況

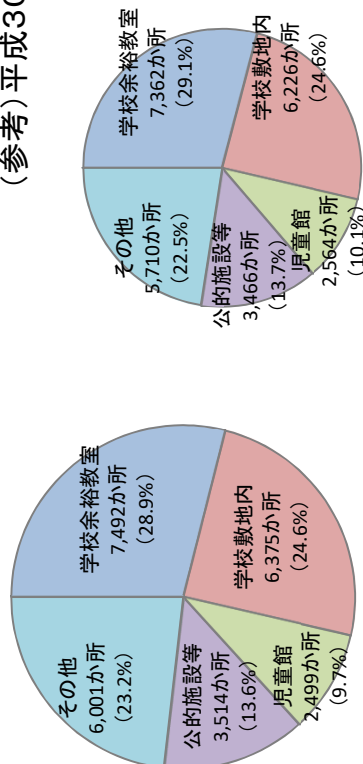
登録児童数の人数規模別でみると、45人までの支援の単位が全体の約73%を占めている。



○設置場所の状況

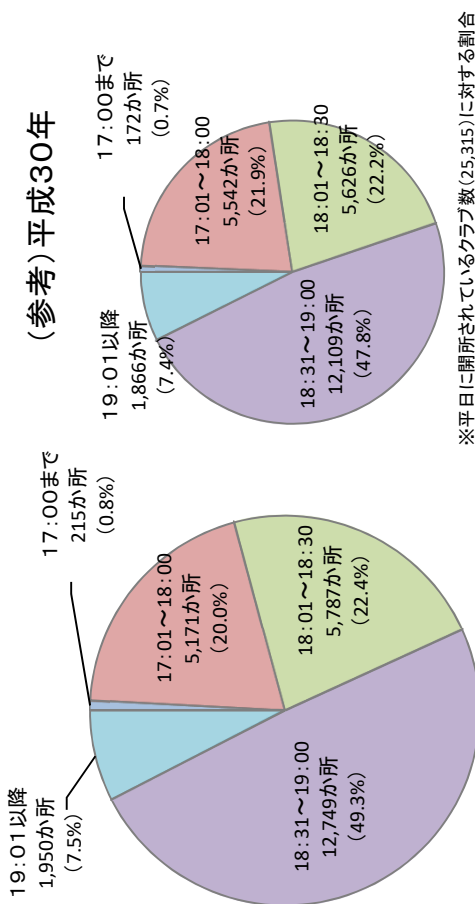
設置場所では、学校の余裕教室が約29%、学校敷地内の専用施設が約25%と小学校内での合計が約54%、児童館・児童センターが約10%である。

(参考) 平成30年



○終了時刻の状況(平日)

18時半を超えて開所しているクラブが全体の約57%を占めており、増加傾向にある。

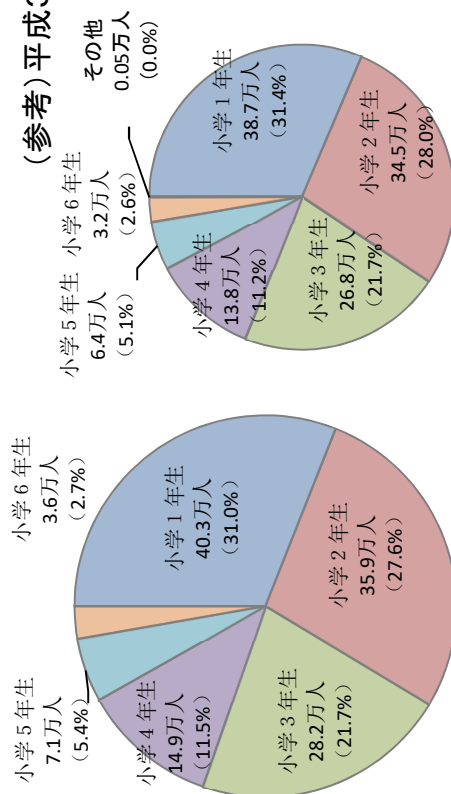


※平日に開所されているクラブ数(25,872)に対する割合

○学年別登録児童数の状況

小学4年生以上の割合が前年比で増加している。
小学1年生と小学2年生の割合が前年比で減少している。

(参考) 平成30年



放課後児童クラブの現状②

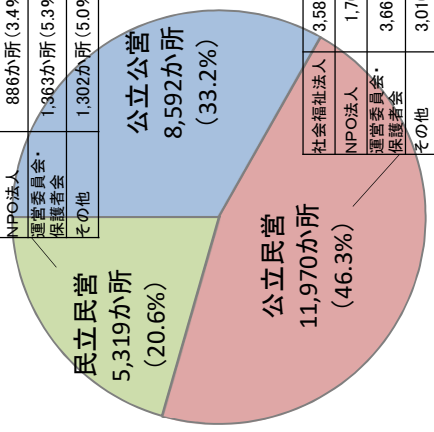
※令和元年5月1日現在
(厚生労働省調)

○設置・運営主体別実施状況

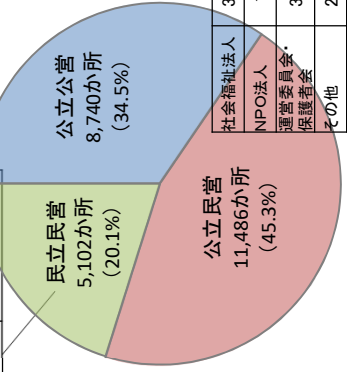
設置・運営主体別実施状況でみると、公立公営が全体の約33%、公立民営のクラブが約46%、民立民営が約21%を占めている。

社会福祉法人	1,768か所 (6.8%)
NPO法人	886か所 (3.4%)
運営委員会・保護者会	1,363か所 (5.3%)
その他	1,302か所 (5.0%)

社会福祉法人	1,670か所 (6.6%)
NPO法人	836か所 (3.3%)
運営委員会・保護者会	1,465か所 (5.8%)
その他	1,131か所 (4.5%)



(参考) 平成30年



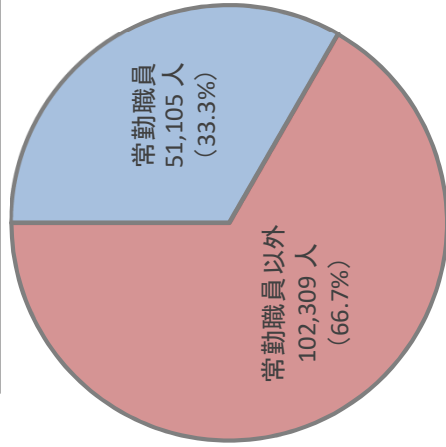
社会福祉法人	3,586か所 (13.9%)
NPO法人	1,707か所 (6.6%)
運営委員会・保護者会	3,667か所 (14.2%)
その他	3,010か所 (11.6%)

社会福祉法人	3,585か所 (14.2%)
NPO法人	1,555か所 (6.1%)
運営委員会・保護者会	3,604か所 (14.2%)
その他	2,742か所 (10.8%)

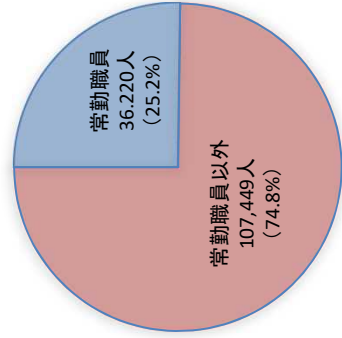
○放課後児童支援員等の状況

①雇用形態別の人数

常勤職員が全体の約33%を占める。



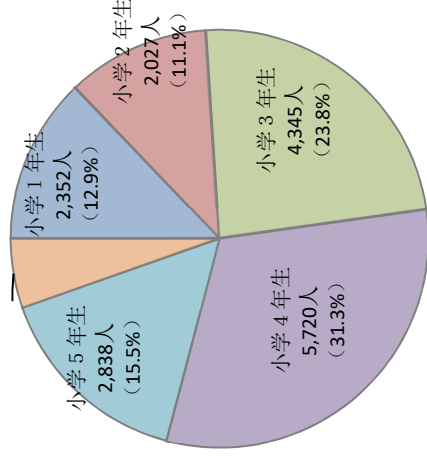
(参考) 平成30年



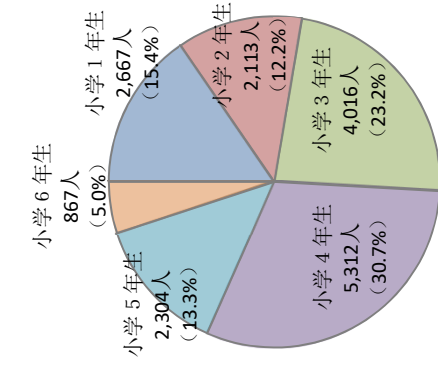
○待機児童数の学年別の状況

待機児童数の学年別の状況でみると、低学年(小学1年生から小学3年生)は前年比で72人減少し、高学年(小学4年生から小学6年生)は前年比で1,054人増加した。

小学6年生
979人
(5.4%)

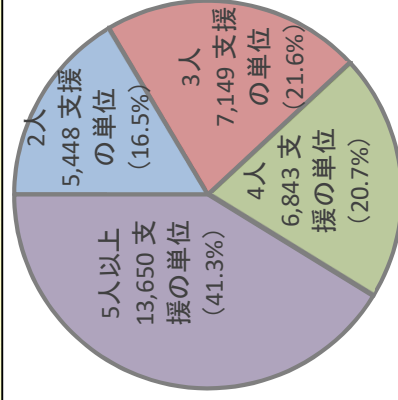


(参考) 平成30年

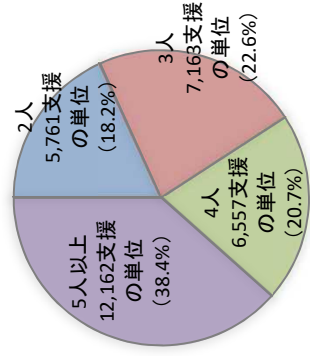


②支援の単位あたりの人数

5人以上従事しているところが全体の約41%を占める。



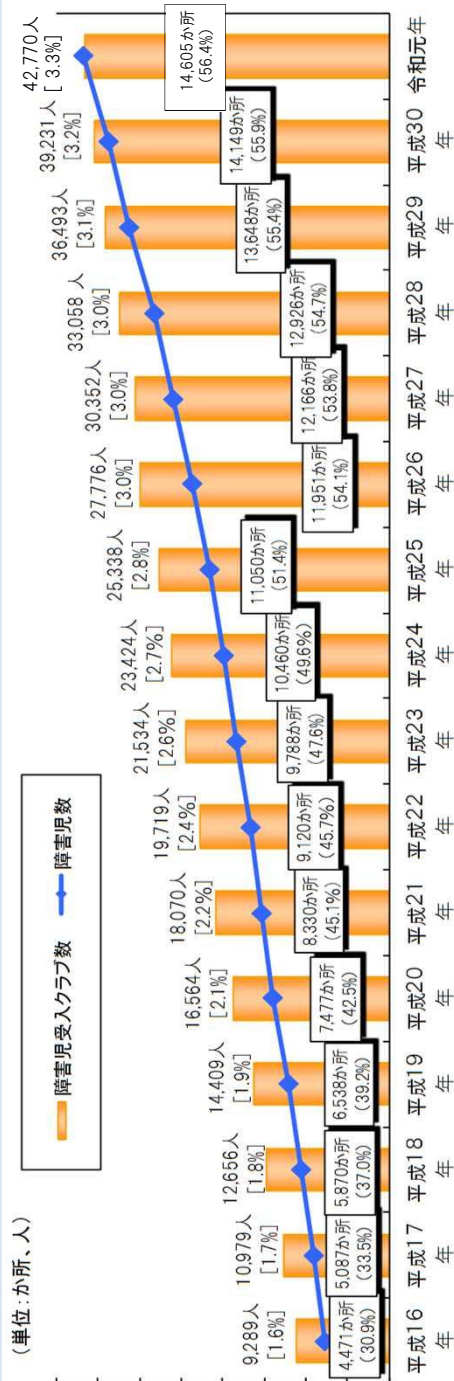
(参考) 平成30年



放課後児童クラブにおける障害児の受入れ推進について

【障害児受入れクラブ数及び障害児数の現状及び推移】

- 障害児の受入れクラブ数及び受入れ児童数は、**年々、着実に増加**。※令和元年5月現在 14,605クラブ、42,770人
- 令和元年においては、それぞれの調査開始時と比較して、障害児受入れクラブ数が約3.5倍・障害児数が約4.2倍に増加。



【「障害児」の対象】

○「療育手帳若しくは身体障害者手帳を所持する児童、特別児童扶養手当証書を所持する児童又は、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所、発達障害者支援センター等公的機関の意見等によりこれら児童と同等の障害を有していると認められる児童」とし、市町村には柔軟な対応を求めている。

- (注1) 令和元年5月1日現在(厚生労働省調)
 (注2) ()内は、全クラブ数に占める割合、
 []内は全登録児童数に占める割合
 (注3) クラブ数は平成15年から、
 障害児数は平成16年から調査

【障害児の受入れ推進のための国の補助】

<運営費>

○放課後児童クラブに対し運営経費に係る補助を実施しているが、障害児を受け入れるクラブには、個々の障害の程度等に応じた適切な対応ことから、専門的知識等を有する指導員を配置するために必要な経費を、上乗せ補助している。

※1支援の単位当たり加算補助額(年額): 1,900千円(令和2年度予算案)

○障害児3人以上の受入れを行う場合については、更に1名を配置するために必要な経費の補助を行う。(質の向上)【障害児受入れ強化推進事業】

※1支援の単位当たり加算補助額(年額): 1,900千円(令和2年度予算案)

○医療的ケア児を受け入れるクラブには、看護職員を配置するために必要な経費の補助を行う。(質の向上)【障害児受入れ強化推進事業】

※1支援の単位当たり加算補助額(年額): 3,847千円(令和2年度予算案)

○障害児を受け入れるために必要なバリアフリー等の改修経費についても補助。

※補助額: 1,000千円(令和2年度予算案)

【障害児受入れ推進に係る補助事業の沿革】

平成13年度 障害児受入れ促進試行事業の創設

[障害児を4人以上受け入れるクラブへの加算]

平成15年度 人数要件の緩和[障害児4人以上→2人以上]

平成18年度 人数要件の撤廃[障害児2人以上→1人以上]

平成20年度 ・1クラブ当たり加算補助額(年額)の大幅な増

687千円→1,421千円

平成27年度 障害児受入れ強化推進事業の創設

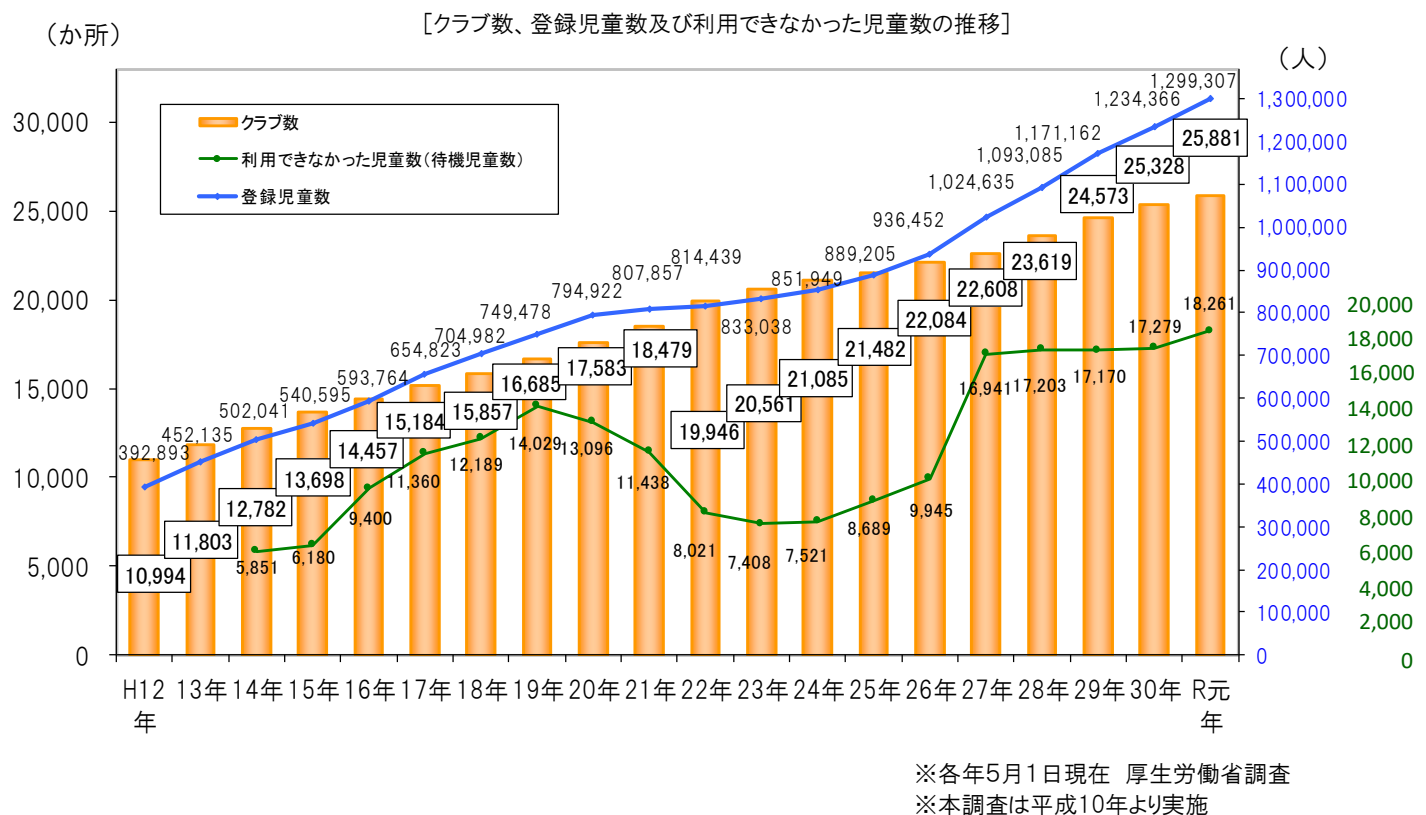
平成29年度 ・障害児受入れ強化推進事業の人数要件の緩和

[障害児5人以上→3人以上]

・医療的ケア児受入れのための看護職員の配置

1. 放課後児童クラブ登録児童数等の状況

- 登録児童数及びクラブ数ともに年々増加傾向にあり、
- ・登録児童数は、対前年64,941人増の1,299,307人、
 - ・クラブ数は、対前年553か所増の25,881か所、
- となっている。
- また、利用できなかった児童数(待機児童数)は、小学1年生から小学3年生までは対前年72人減の8,724人となっている。一方で、平成27年4月より対象と明確化した小学4年生から小学6年生は対前年1,054人増の9,537人となっており、合計で対前年982人増の18,261人となっている。



2. 放課後子ども総合プランの達成状況

「放課後子ども総合プラン」において示した目標と達成状況は以下のとおり。

- 放課後児童クラブの約30万人分の追加的な受け皿を整備し、約122万人分の受け皿を確保する目標に対し、登録児童数が約130万人となっており、目標を達成。

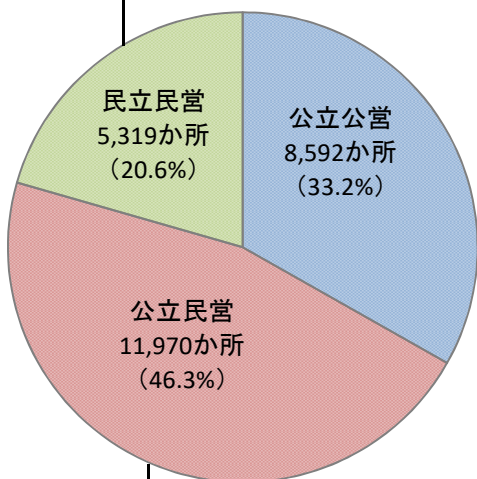
	平成26年5月	令和元年5月	目標
登録児童数	936,452人	1,299,307人	約122万人 (+ 約30万人)

※「放課後子ども総合プラン」は、平成26年7月に策定しており、目標の足元となる登録児童数には策定時点で把握していた平成26年5月時点の数値を用いている。

3. 設置・運営主体別実施状況

- 設置・運営主体別実施状況でみると、公立公営が全体の約33%、公立民営のクラブが約46%、民立民営が約21%を占めている。

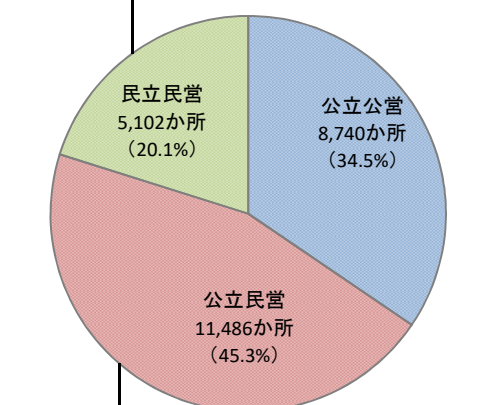
社会福祉法人	1,768か所	(6.8%)
NPO法人	886か所	(3.4%)
運営委員会・ 保護者会	1,363か所	(5.3%)
その他	1,302か所	(5.0%)



社会福祉法人	3,586か所	(13.9%)
NPO法人	1,707か所	(6.6%)
運営委員会・ 保護者会	3,667か所	(14.2%)
その他	3,010か所	(11.6%)

(参考)平成30年

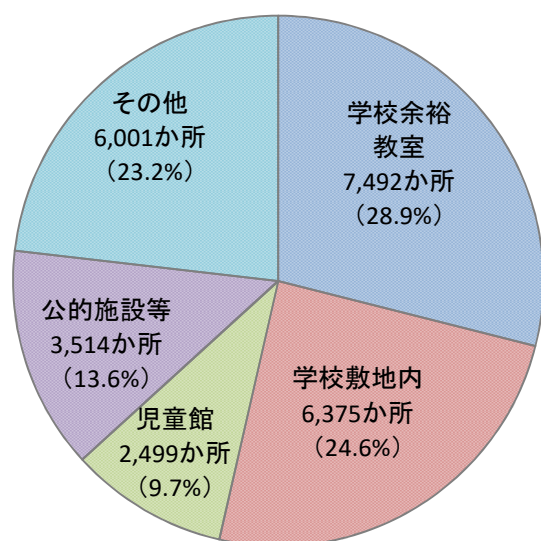
社会福祉法人	1,670か所	(6.6%)
NPO法人	836か所	(3.3%)
運営委員会・ 保護者会	1,465か所	(5.8%)
その他	1,131か所	(4.5%)



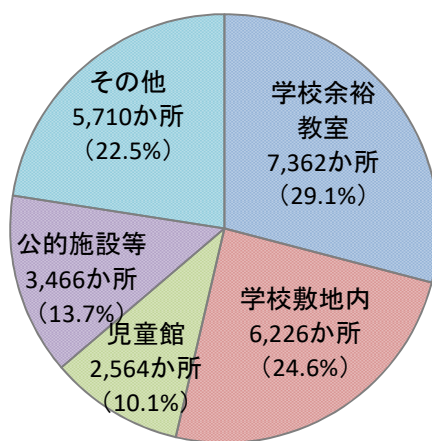
社会福祉法人	3,585か所	(14.2%)
NPO法人	1,555か所	(6.1%)
運営委員会・ 保護者会	3,604か所	(14.2%)
その他	2,742か所	(10.8%)

4. 設置場所の状況

- 設置場所では、学校の余裕教室が約29%、学校敷地内の専用施設が約25%と小学校内での合計が約54%、児童館・児童センターが約10%である。



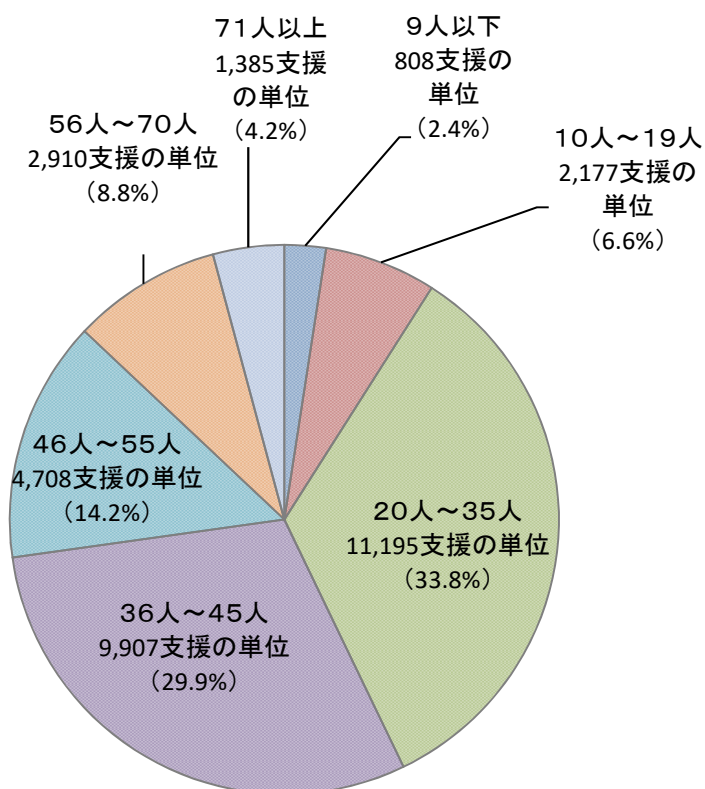
(参考)平成30年



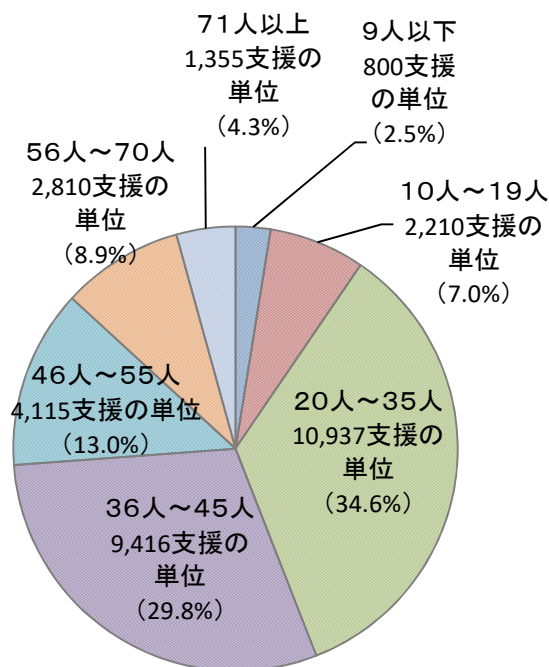
※「公的施設等」は、「公的施設利用」及び「公有地専用施設」を指す。

5. 登録児童数の規模別の状況

○ 登録児童数の人数規模別で見ると、45人までの支援の単位が全体の約73%を占めている。

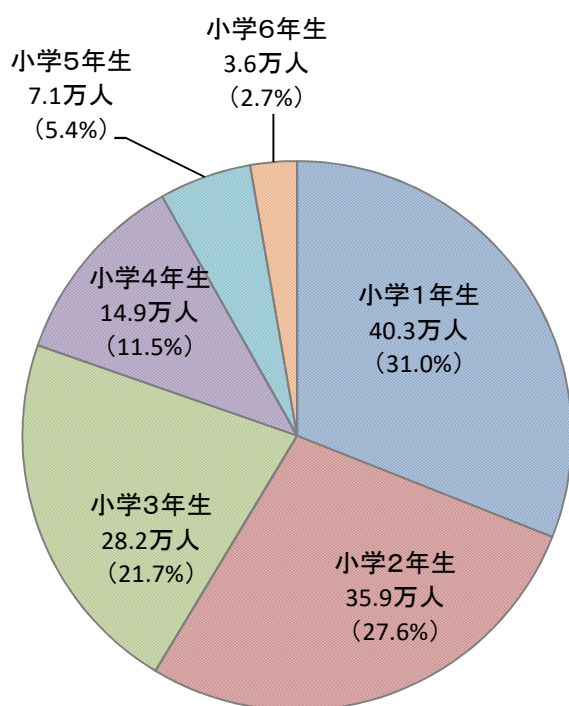


(参考)平成30年

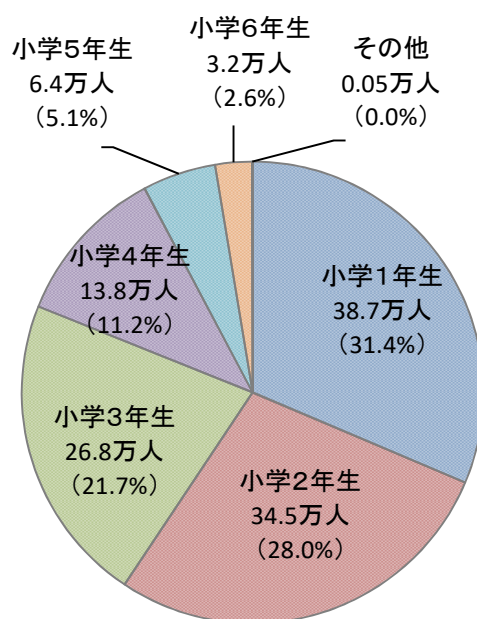


6. 学年別登録児童数の状況

○ 小学4年生以上の割合が前年比で増加している。
小学1年生と小学2年生の割合が前年比で減少している。

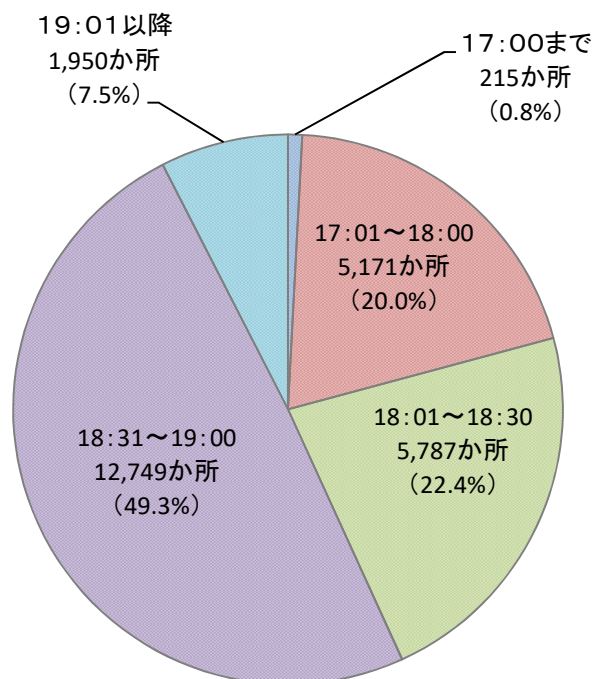


(参考)平成30年

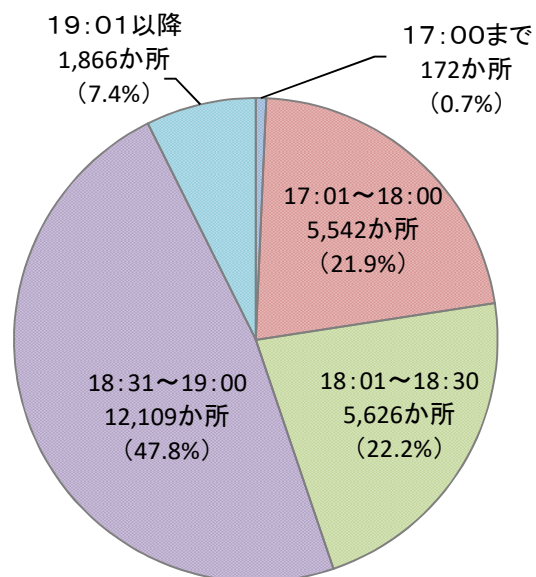


7. 終了時刻の状況(平日)

○ 18時半を超えて開所しているクラブが全体の約57%を占めており、増加傾向にある。

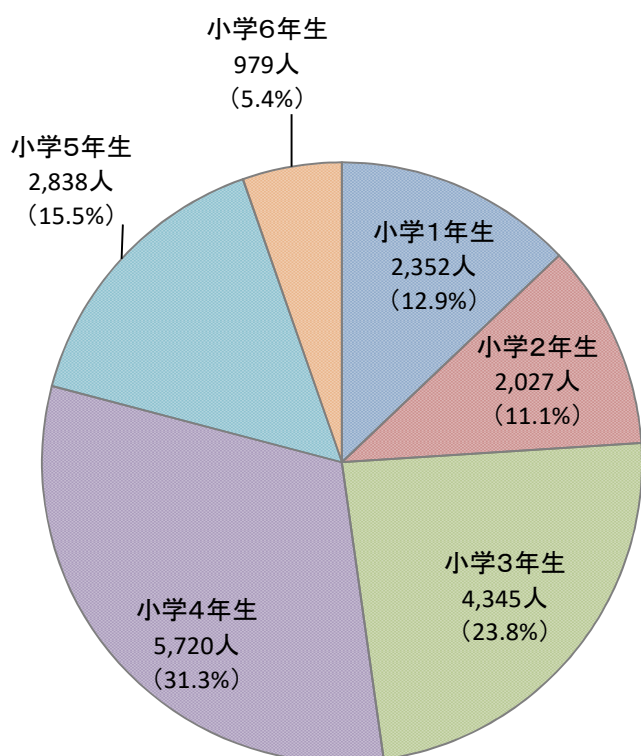


(参考)平成30年

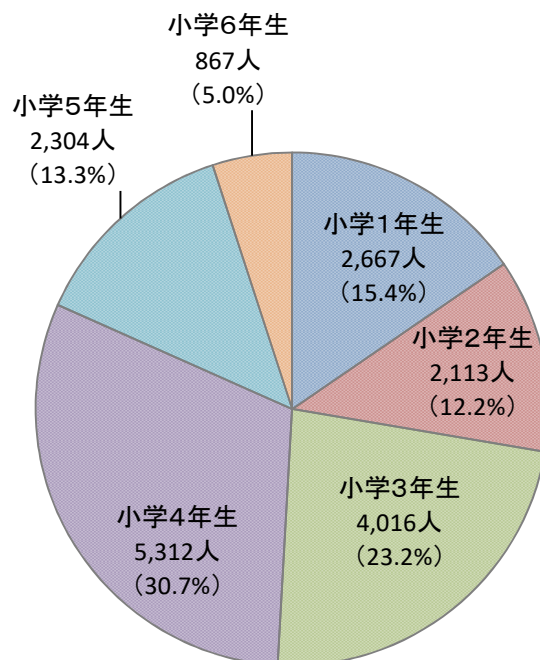


8. 待機児童数の学年別の状況

○ 待機児童数の学年別の状況でみると、低学年（小学1年生から小学3年生）は前年比で72人減少し、高学年（小学4年生から小学6年生）は前年比で1,054人増加した。



(参考)平成30年



放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況【詳細】

* 各年5月1日現在 厚生労働省調査

(全都道府県計)

1 クラブ数、支援の単位数、利用定員数、登録児童数、実施市町村数及び実施小学校区数の状況

区分	令和元年	平成30年	増減
クラブ数	25,881か所	25,328か所	553か所
支援の単位数	33,090支援の単位	31,643支援の単位	1,447支援の単位
利用定員数	1,382,973人	1,320,297人	62,676人
登録児童数	1,299,307人	1,234,366人	64,941人
実施市町村数(割合) [全市町村数]	1,618市町村(92.9%) [1,741市町村]	1,619市町村(93.0%) [1,741市町村]	▲ 1市町村 [+0市町村]
実施小学校区数(割合) [全小学校区数]	16,635小学校区(86.7%) [19,277小学校区]	16,551小学校区(85.2%) [19,428小学校区]	+84小学校区 [▲ 151小学校区]

注1：実施市町村割合は、各年の全市町村数に対する割合、実施小学校区割合は、各年の全小学校区数に対する割合である。

注2：全小学校区数は、文部科学省が実施する学校基本調査における公立の小学校の総数（ただし、分校を除く）である。

注3：「市町村」は、特別区を含む。以下同じ。

(参考)過去5年間のクラブ数、登録児童数、実施市町村数の推移

区分	平成30年	平成29年	平成28年	平成27年	平成26年
クラブ数(か所)	25,328	24,573	23,619	22,608	22,084
増減	755	954	1,011	524	602
登録児童数(人)	1,234,366	1,171,162	1,093,085	1,024,635	936,452
増減	63,204	78,077	68,450	88,183	47,247
実施市町村数(割合) [全市町村数]	1,619(93.0%) [1,741]	1,619(93.0%) [1,741]	1,606(92.2%) [1,741]	1,603(92.1%) [1,741]	1,598(91.8%) [1,741]

2 設置・運営主体別クラブ数の状況

(か所)

区分	令和元年	平成30年	増減
公立公営	8,592 (33.2%)	8,740 (34.5%)	▲ 148
公立民営 (合計)	11,970 (46.3%)	11,486 (45.3%)	484
社会福祉法人	3,586 (13.9%)	3,585 (14.2%)	1
民法34条法人	1,031 (4.0%)	1,013 (4.0%)	18
NPO法人	1,707 (6.6%)	1,555 (6.1%)	152
運営委員会・保護者会	3,667 (14.2%)	3,604 (14.2%)	63
任意団体	271 (1.0%)	320 (1.3%)	▲ 49
株式会社	1,380 (5.3%)	1,088 (4.3%)	292
学校法人	180 (0.7%)	174 (0.7%)	6
その他	148 (0.6%)	147 (0.6%)	1
民立民営 (合計)	5,319 (20.6%)	5,102 (20.1%)	217
社会福祉法人	1,768 (6.8%)	1,670 (6.6%)	98
民法34条法人	294 (1.1%)	237 (0.9%)	57
NPO法人	886 (3.4%)	836 (3.3%)	50
運営委員会・保護者会	1,363 (5.3%)	1,465 (5.8%)	▲ 102
任意団体	77 (0.3%)	74 (0.3%)	3
株式会社	269 (1.0%)	209 (0.8%)	60
学校法人	286 (1.1%)	267 (1.1%)	19
その他	376 (1.5%)	344 (1.4%)	32
計	25,881 (100.0%)	25,328 (100.0%)	553

注1：()内は全クラブ数(令和元年：25,881、平成30年：25,328)に対する割合である。

注2：公立民営・民立民営については、その運営主体ごとの内訳を記載している。

3 実施場所別クラブ数の状況

(か所)

実施場所	令和 元 年	平成 30 年	増減
小学校	13,867 (53.6%)	13,588 (53.6%)	279
：学校の余裕教室	7,492 (28.9%)	7,362 (29.1%)	130
：学校敷地内専用施設	6,375 (24.6%)	6,226 (24.6%)	149
児童館・児童センター	2,499 (9.7%)	2,564 (10.1%)	▲ 65
公的施設利用	1,596 (6.2%)	1,632 (6.4%)	▲ 36
民家・アパート	1,556 (6.0%)	1,451 (5.7%)	105
保育所	802 (3.1%)	834 (3.3%)	▲ 32
公有地専用施設	1,918 (7.4%)	1,834 (7.2%)	84
民有地専用施設	1,557 (6.0%)	1,483 (5.9%)	74
幼稚園	293 (1.1%)	292 (1.2%)	1
団地集会室	98 (0.4%)	114 (0.5%)	▲ 16
商店街空き店舗	678 (2.6%)	601 (2.4%)	77
認定こども園	473 (1.8%)	408 (1.6%)	65
その他	544 (2.1%)	527 (2.1%)	17
計	25,881 (100.0%)	25,328 (100.0%)	553

注：()内は全クラブ数(令和元年：25,881、平成30年：25,328)に対する割合である。

4 実施規模別支援の単位数の状況

(支援の単位)

実施規模	令和 元 年	平成 30 年	増減
9人以下	808 (2.4%)	800 (2.5%)	8
10人～19人	2,177 (6.6%)	2,210 (7.0%)	▲ 33
20人～35人	11,195 (33.8%)	10,937 (34.6%)	258
36人～45人	9,907 (29.9%)	9,416 (29.8%)	491
46人～55人	4,708 (14.2%)	4,115 (13.0%)	593
56人～70人	2,910 (8.8%)	2,810 (8.9%)	100
71人以上	1,385 (4.2%)	1,355 (4.3%)	30
計	33,090 (100.0%)	31,643 (100.0%)	1,447

注：()内は全支援の単位数(令和元年：33,090、平成30年：31,643)に対する割合である。

【参考】実施規模別クラブ数の状況

(か所)

実施規模	令和 元 年	平成 30 年	増減
9人以下	507 (2.0%)	581 (2.3%)	▲ 74
10人～19人	1,733 (6.7%)	1,821 (7.2%)	▲ 88
20人～35人	6,360 (24.6%)	6,341 (25.0%)	19
36人～45人	6,002 (23.2%)	5,891 (23.3%)	111
46人～55人	3,592 (13.9%)	3,376 (13.3%)	216
56人～70人	3,264 (12.6%)	3,295 (13.0%)	▲ 31
71人以上	4,423 (17.1%)	4,023 (15.9%)	400
計	25,881 (100.0%)	25,328 (100.0%)	553

注：()内は全クラブ数(令和元年：25,881、平成30年：25,328)に対する割合である。

5 利用定員の設定規模別支援の単位数の状況

(支援の単位)

利用定員の設定規模	令和元年	平成30年	増減
9人以下	79 (0.2%)	78 (0.2%)	1
10人～19人	828 (2.5%)	843 (2.7%)	▲ 15
20人～35人	9,408 (28.4%)	9,163 (29.0%)	245
36人～45人	13,710 (41.4%)	12,915 (40.8%)	795
46人～55人	4,161 (12.6%)	3,862 (12.2%)	299
56人～70人	3,271 (9.9%)	3,210 (10.1%)	61
71人以上	1,338 (4.0%)	1,303 (4.1%)	35
設定していない	295 (0.9%)	269 (0.9%)	26
計	33,090 (100.0%)	31,643 (100.0%)	1,447

注:()内は全支援の単位数(令和元年:33,090、平成30年:31,643)に対する割合である。

【参考】利用定員の設定規模別クラブ数の状況

(か所)

利用定員の設定規模	令和元年	平成30年	増減
9人以下	50 (0.2%)	53 (0.2%)	▲ 3
10人～19人	569 (2.2%)	594 (2.3%)	▲ 25
20人～35人	5,021 (19.4%)	5,055 (20.0%)	▲ 34
36人～45人	8,812 (34.0%)	8,543 (33.7%)	269
46人～55人	3,025 (11.7%)	2,986 (11.8%)	39
56人～70人	3,580 (13.8%)	3,676 (14.5%)	▲ 96
71人以上	4,633 (17.9%)	4,203 (16.6%)	430
設定していない	191 (0.7%)	218 (0.9%)	▲ 27
計	25,881 (100.0%)	25,328 (100.0%)	553

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

6 学年別登録児童数の状況

(人)

学年	令和元年	平成30年	増減
小学1年生	402,824 (31.0%)	387,335 (31.4%)	15,489
小学2年生	359,028 (27.6%)	345,455 (28.0%)	13,573
小学3年生	281,954 (21.7%)	268,001 (21.7%)	13,953
小学4年生	149,286 (11.5%)	137,875 (11.2%)	11,411
小学5年生	70,601 (5.4%)	63,517 (5.1%)	7,084
小学6年生	35,614 (2.7%)	31,690 (2.6%)	3,924
その他	—	493 (0.0%)	▲ 493
計	1,299,307 (100.0%)	1,234,366 (100.0%)	64,941

注:()内は各年の総数に対する割合である。

7 年間開所日数別クラブ数の状況

(か所)

開所日数	令和元年	平成30年	増減
199日以下	62 (0.2%)	48 (0.2%)	14
200日～249日	1,886 (7.3%)	1,520 (6.0%)	366
250日～279日	6,222 (24.0%)	5,827 (23.0%)	395
280日～299日	17,477 (67.5%)	17,691 (69.8%)	▲ 214
300日以上	234 (0.9%)	242 (1.0%)	▲ 8
計	25,881 (100.0%)	25,328 (100.0%)	553

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

8 平日の開所時刻の状況

(か所)

開所時刻	令和元年	平成30年	増減
11:00以前	3,010 (11.6%)	2,912 (11.5%)	98
11:01～12:00	2,361 (9.1%)	2,548 (10.1%)	▲187
12:01～13:00	7,028 (27.2%)	7,490 (29.6%)	▲462
13:01～14:00	9,233 (35.7%)	8,659 (34.2%)	574
14:01以降	4,240 (16.4%)	3,706 (14.6%)	534
計	25,872 (100.0%)	25,315 (100.0%)	557

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[令和元年:25,872]、[平成30年:25,315]は、平日に開所しているクラブ数。

9 平日の終了時刻の状況

(か所)

終了時刻	令和元年	平成30年	増減
17:00まで	215 (0.8%)	172 (0.7%)	43
17:01～18:00	5,171 (20.0%)	5,542 (21.9%)	▲371
18:01～18:30	5,787 (22.4%)	5,626 (22.2%)	161
18:31～19:00	12,749 (49.3%)	12,109 (47.8%)	640
19:01以降	1,950 (7.5%)	1,866 (7.4%)	84
計	25,872 (100.0%)	25,315 (100.0%)	557

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[令和元年:25,872]、[平成30年:25,315]は、平日に開所しているクラブ数。

10 長期休暇等の開所時刻の状況

(か所)

開所時刻	令和元年	平成30年	増減
6:59以前	13 (0.1%)	14 (0.1%)	▲1
7:00～7:59	8,078 (31.4%)	7,581 (30.0%)	497
8:00～8:59	17,227 (66.9%)	17,201 (68.2%)	26
9:00～9:59	371 (1.4%)	371 (1.5%)	0
10:00以降	63 (0.2%)	66 (0.3%)	▲3
計	25,752 (100.0%)	25,233 (100.0%)	519

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[令和元年:25,752]、[平成30年:25,233]は、長期休暇等に開所しているクラブ数。

11 長期休暇等の終了時刻の状況

(か所)

終了時刻	令和元年	平成30年	増減
17:00まで	303 (1.2%)	442 (1.8%)	▲139
17:01～18:00	5,439 (21.1%)	5,661 (22.4%)	▲222
18:01～18:30	5,659 (22.0%)	5,479 (21.7%)	180
18:31～19:00	12,531 (48.7%)	11,930 (47.3%)	601
19:01以降	1,820 (7.1%)	1,721 (6.8%)	99
計	25,752 (100.0%)	25,233 (100.0%)	519

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[令和元年:25,752]、[平成30年:25,233]は、長期休暇等に開所しているクラブ数。

12 長期休暇等の開所状況

(か所)

開所状況	令和元年	平成30年	増減
土曜日 〔上記のうち、毎週開所以外〕	23,794 (91.9%) 〔6,315〕	23,599 (93.2%) 〔5,414〕	195 〔901〕
日曜日	2,355 (9.1%)	1,774 (7.0%)	581
夏休み等	25,400 (98.1%)	24,986 (98.6%)	414

注1:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

注2:[]内は毎週開所以外のクラブ数である。

13 障害児受入数別クラブ数の状況

(か所)

受入数	令和元年	平成30年	増減
1人	5,029 (34.4%)	5,219 (36.9%)	▲ 190
2人	3,406 (23.3%)	3,327 (23.5%)	79
3人	2,298 (15.7%)	2,068 (14.6%)	230
4人	1,336 (9.1%)	1,277 (9.0%)	59
5人以上	2,536 (17.4%)	2,258 (16.0%)	278
計	14,605 (100.0%)	14,149 (100.0%)	456

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:全クラブ数に対して、障害児を受け入れているクラブの割合は、令和元年:56.4%、平成30年:55.9%である。

14 障害児受入の定員設定別クラブ数の状況

(か所)

定員設定の有無	令和元年	平成30年	増減
障害児受入の 定員無し	10,606 (72.6%)	10,079 (71.2%)	527
障害児受入の 定員有り	3,999 (27.4%)	4,070 (28.8%)	▲ 71
計	14,605 (100.0%)	14,149 (100.0%)	456

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[令和元年:14,605]、[平成30年:14,149]は、障害児を受け入れているクラブ数。

15 障害児の学年別登録児童数の状況

(人)

学年	令和元年	平成30年	増減
小学1年生	10,182 (23.8%)	9,034 (23.0%)	1,148
小学2年生	10,598 (24.8%)	9,631 (24.5%)	967
小学3年生	9,312 (21.8%)	8,703 (22.2%)	609
小学4年生	6,385 (14.9%)	5,851 (14.9%)	534
小学5年生	3,851 (9.0%)	3,629 (9.3%)	222
小学6年生	2,442 (5.7%)	2,290 (5.8%)	152
その他	—	93 (0.2%)	▲ 93
計	42,770 (100.0%)	39,231 (100.0%)	3,539

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:全登録児童数に対する障害児の登録児童数の割合は、令和元年:3.3%、平成30年:3.2%である。

16 利用できなかった児童数(待機児童数)の状況

(人)

	令和 元 年	平成 30 年	増減
小学1年生	2,352 (12.9%) [63]	2,667 (15.4%) [55]	▲ 315 [8]
小学2年生	2,027 (11.1%) [32]	2,113 (12.2%) [19]	▲ 86 [13]
小学3年生	4,345 (23.8%) [43]	4,016 (23.2%) [33]	329 [10]
小学4年生	5,720 (31.3%) [57]	5,312 (30.7%) [45]	408 [12]
小学5年生	2,838 (15.5%) [30]	2,304 (13.3%) [36]	534 [▲ 6]
小学6年生	979 (5.4%) [22]	867 (5.0%) [23]	112 [▲ 1]
計	18,261 (100.0%) [247]	17,279 (100.0%) [211]	982 [36]

注:()内は各年の総数に対する割合である。[]内は障害児数であり、内数である。

17 新1年生の受入開始の状況

(か所)

	令和 元 年	平成 30 年	増減
4月1日より受入	25,372 (98.0%)	24,777 (97.8%)	595

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

18 専用区画の有無の状況

(か所)

	令和 元 年	平成 30 年	増減
専用区画有り	25,418 (98.2%)	25,025 (98.8%)	393

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

19 児童1人当たりの専用区画面積の状況

(か所)

	令和 元 年	平成 30 年	増減
1.65㎡以上	19,323 (74.7%)	18,893 (74.6%)	430

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

20 雇用形態別放課後児童支援員等の数の状況

(人)

	令和 元 年	平成 30 年	増減
常勤職員	51,105 (33.3%)	36,220 (25.2%)	14,885
常勤職員以外	102,309 (66.7%)	107,449 (74.8%)	▲ 5,140
計	153,414 (100.0%)	143,669 (100.0%)	9,745

注:()内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めない。

21 一の支援の単位あたりの放課後児童支援員等の数の状況

(支援の単位)

	令和 元 年	平成 30 年	増減
1人	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
2人	5,448 (16.5%)	5,761 (18.2%)	▲ 313
3人	7,149 (21.6%)	7,163 (22.6%)	▲ 14
4人	6,843 (20.7%)	6,557 (20.7%)	286
5人以上	13,650 (41.3%)	12,162 (38.4%)	1,488
計	33,090 (100.0%)	31,643 (100.0%)	1,447

注:()内は全支援の単位数(令和元年:33,090、平成30年:31,643)に対する割合である。

22 支援の単位ごとの実施規模別配置職員数の状況

(支援の単位)

実施規模	令和 元 年	平成 30 年	増減
登録児童数9人以下			
配置職員数2名	384 (58.6%)	—	—
配置職員数3名	95 (14.5%)	—	—
配置職員数4名	52 (7.9%)	—	—
配置職員数5名以上	124 (18.9%)	—	—
小計	655 (100.0%)	—	—
登録児童数10人～19人			
配置職員数2名	1,183 (57.5%)	—	—
配置職員数3名	513 (25.0%)	—	—
配置職員数4名	167 (8.1%)	—	—
配置職員数5名以上	193 (9.4%)	—	—
小計	2,056 (100.0%)	—	—
登録児童数20人～35人			
配置職員数2名	4,615 (41.6%)	—	—
配置職員数3名	3,903 (35.1%)	—	—
配置職員数4名	1,689 (15.2%)	—	—
配置職員数5名以上	900 (8.1%)	—	—
小計	11,107 (100.0%)	—	—
登録児童数36人～45人			
配置職員数2名	2,728 (27.7%)	—	—
配置職員数3名	3,647 (37.0%)	—	—
配置職員数4名	2,178 (22.1%)	—	—
配置職員数5名以上	1,310 (13.3%)	—	—
小計	9,863 (100.0%)	—	—
登録児童数46人～55人			
配置職員数2名	962 (20.5%)	—	—
配置職員数3名	1,506 (32.0%)	—	—
配置職員数4名	1,284 (27.3%)	—	—
配置職員数5名以上	947 (20.2%)	—	—
小計	4,699 (100.0%)	—	—
登録児童数56人～70人			
配置職員数2名	411 (14.2%)	—	—
配置職員数3名	716 (24.7%)	—	—
配置職員数4名	830 (28.6%)	—	—
配置職員数5名以上	946 (32.6%)	—	—
小計	2,903 (100.0%)	—	—
登録児童数71人以上			
配置職員数2名	122 (8.8%)	—	—
配置職員数3名	173 (12.5%)	—	—
配置職員数4名	332 (24.0%)	—	—
配置職員数5名以上	755 (54.6%)	—	—
小計	1,382 (100.0%)	—	—
合計	32,665	—	—

注1:()内は各年、各人数規模の総数に対する割合である。

注2:合計数(令和元年:32,665)は特定の調査基準日(令和元年:5月10(金)～12日(日))の間に開所した全支援の単位数である。

【参考】 支援の単位ごとの実施規模別放課後児童支援員数の状況

(支援の単位)

実施規模	令和 元 年	平成 30 年	増減
登録児童数9人以下			
放課後児童支援員数1名	224 (34.2%)	—	—
放課後児童支援員数2名	275 (42.0%)	—	—
放課後児童支援員数3名	48 (7.3%)	—	—
放課後児童支援員数4名	34 (5.2%)	—	—
放課後児童支援員数5名以上	74 (11.3%)	—	—
小計	655 (100.0%)	—	—
登録児童数10人～19人			
放課後児童支援員数1名	672 (32.7%)	—	—
放課後児童支援員数2名	944 (45.9%)	—	—
放課後児童支援員数3名	269 (13.1%)	—	—
放課後児童支援員数4名	79 (3.8%)	—	—
放課後児童支援員数5名以上	92 (4.5%)	—	—
小計	2,056 (100.0%)	—	—
登録児童数20人～35人			
放課後児童支援員数1名	2,991 (26.9%)	—	—
放課後児童支援員数2名	5,022 (45.2%)	—	—
放課後児童支援員数3名	2,169 (19.5%)	—	—
放課後児童支援員数4名	645 (5.8%)	—	—
放課後児童支援員数5名以上	280 (2.5%)	—	—
小計	11,107 (100.0%)	—	—
登録児童数36人～45人			
放課後児童支援員数1名	2,109 (21.4%)	—	—
放課後児童支援員数2名	4,122 (41.8%)	—	—
放課後児童支援員数3名	2,353 (23.9%)	—	—
放課後児童支援員数4名	867 (8.8%)	—	—
放課後児童支援員数5名以上	412 (4.2%)	—	—
小計	9,863 (100.0%)	—	—
登録児童数46人～55人			
放課後児童支援員数1名	751 (16.0%)	—	—
放課後児童支援員数2名	1,717 (36.5%)	—	—
放課後児童支援員数3名	1,260 (26.8%)	—	—
放課後児童支援員数4名	642 (13.7%)	—	—
放課後児童支援員数5名以上	329 (7.0%)	—	—
小計	4,699 (100.0%)	—	—
登録児童数56人～70人			
放課後児童支援員数1名	379 (13.1%)	—	—
放課後児童支援員数2名	971 (33.4%)	—	—
放課後児童支援員数3名	727 (25.0%)	—	—
放課後児童支援員数4名	456 (15.7%)	—	—
放課後児童支援員数5名以上	370 (12.7%)	—	—
小計	2,903 (100.0%)	—	—
登録児童数71人以上			
放課後児童支援員数1名	144 (10.4%)	—	—
放課後児童支援員数2名	323 (23.4%)	—	—
放課後児童支援員数3名	286 (20.7%)	—	—
放課後児童支援員数4名	257 (18.6%)	—	—
放課後児童支援員数5名以上	372 (26.9%)	—	—
小計	1,382 (100.0%)	—	—
合計	32,665	—	—

注1:()内は各年、各人数規模の総数に対する割合である。

注2:合計数(令和元年:32,665)は特定の調査基準日(令和元年:5月10(金)～12日(日))の間に開所した全支援の単位数である。

23 支援の単位ごとの時間別の職員配置の状況

(1) 平日

(支援の単位)

	令和元年	平成30年	増減
13:59以前			
配置職員数0名 (開所時間外)	11,138 (33.7%)	—	—
配置職員数2名	12,308 (37.2%)	—	—
配置職員数3名	5,513 (16.7%)	—	—
配置職員数4名	2,308 (7.0%)	—	—
配置職員数5名以上	1,823 (5.5%)	—	—
14:00～18:30			
配置職員数0名 (開所時間外)	481 (1.5%)	—	—
配置職員数2名	11,115 (33.6%)	—	—
配置職員数3名	10,896 (32.9%)	—	—
配置職員数4名	5,970 (18.0%)	—	—
配置職員数5名以上	4,628 (14.0%)	—	—
18:31以降			
配置職員数0名 (開所時間外)	16,728 (50.6%)	—	—
配置職員数2名	12,203 (36.9%)	—	—
配置職員数3名	2,682 (8.1%)	—	—
配置職員数4名	914 (2.8%)	—	—
配置職員数5名以上	563 (1.7%)	—	—

注1:()内は全支援の単位数(令和元年:33,090)に対する割合である。

注2:特定の調査基準日(令和元年:5月10日(金))の状況を示すものである。

(2) 土曜日

(支援の単位)

	令和元年	平成30年	増減
7:59以前			
配置職員数0名 (開所時間外)	26,479 (80.0%)	—	—
配置職員数2名	5,458 (16.5%)	—	—
配置職員数3名	720 (2.2%)	—	—
配置職員数4名	260 (0.8%)	—	—
配置職員数5名以上	173 (0.5%)	—	—
8:00～18:30			
配置職員数0名 (開所時間外)	11,266 (34.0%)	—	—
配置職員数2名	13,448 (40.6%)	—	—
配置職員数3名	4,451 (13.5%)	—	—
配置職員数4名	2,487 (7.5%)	—	—
配置職員数5名以上	1,438 (4.3%)	—	—
18:31以降			
配置職員数0名 (開所時間外)	25,802 (78.0%)	—	—
配置職員数2名	6,263 (18.9%)	—	—
配置職員数3名	629 (1.9%)	—	—
配置職員数4名	211 (0.6%)	—	—
配置職員数5名以上	185 (0.6%)	—	—

注1:()内は全支援の単位数(令和元年:33,090)に対する割合である。

注2:特定の調査基準日(令和元年:5月11日(土))の状況を示すものである。

(3)日曜日

(支援の単位)

	令和元年	平成30年	増減
7:59以前			
配置職員数0名 (開所時間外)	32,959 (99.6%)	—	—
配置職員数2名	108 (0.3%)	—	—
配置職員数3名	20 (0.1%)	—	—
配置職員数4名	2 (0.0%)	—	—
配置職員数5名以上	1 (0.0%)	—	—
8:00～18:30			
配置職員数0名 (開所時間外)	32,794 (99.1%)	—	—
配置職員数2名	191 (0.6%)	—	—
配置職員数3名	66 (0.2%)	—	—
配置職員数4名	19 (0.1%)	—	—
配置職員数5名以上	20 (0.1%)	—	—
18:31以降			
配置職員数0名 (開所時間外)	32,948 (99.6%)	—	—
配置職員数2名	123 (0.4%)	—	—
配置職員数3名	18 (0.1%)	—	—
配置職員数4名	0 (0.0%)	—	—
配置職員数5名以上	1 (0.0%)	—	—

注1:()内は全支援の単位数(令和元年:33,090)に対する割合である。

注2:特定の調査基準日(令和元年:5月12日(日))の状況を示すものである。

【参考】上記のうち放課後児童支援員の配置

(1)平日

(支援の単位)

平日	令和元年	平成30年	増減
13:59以前			
放課後児童支援員数0名 (開所時間外)	11,138 (33.7%)	—	—
放課後児童支援員数1名	6,432 (19.4%)	—	—
放課後児童支援員数2名	10,372 (31.3%)	—	—
放課後児童支援員数3名	3,356 (10.1%)	—	—
放課後児童支援員数4名	1,077 (3.3%)	—	—
放課後児童支援員数5名以上	715 (2.2%)	—	—
14:00～18:30			
放課後児童支援員数0名 (開所時間外)	481 (1.5%)	—	—
放課後児童支援員数1名	8,339 (25.2%)	—	—
放課後児童支援員数2名	13,298 (40.2%)	—	—
放課後児童支援員数3名	6,695 (20.2%)	—	—
放課後児童支援員数4名	2,622 (7.9%)	—	—
放課後児童支援員数5名以上	1,655 (5.0%)	—	—
18:31以降			
放課後児童支援員数0名 (開所時間外)	16,728 (50.6%)	—	—
放課後児童支援員数1名	6,266 (18.9%)	—	—
放課後児童支援員数2名	8,063 (24.4%)	—	—
放課後児童支援員数3名	1,420 (4.3%)	—	—
放課後児童支援員数4名	387 (1.2%)	—	—
放課後児童支援員数5名以上	226 (0.7%)	—	—

注1:()内は全支援の単位数(令和元年:33,090)に対する割合である。

注2:特定の調査基準日(令和元年:5月10日(金))の状況を示すものである。

(2)土曜日

(支援の単位)

土曜日	令和元年	平成30年	増減
7:59以前			
放課後児童支援員数0名 (開所時間外)	26,479 (80.0%)	—	—
放課後児童支援員数1名	2,956 (8.9%)	—	—
放課後児童支援員数2名	3,111 (9.4%)	—	—
放課後児童支援員数3名	367 (1.1%)	—	—
放課後児童支援員数4名	105 (0.3%)	—	—
放課後児童支援員数5名以上	72 (0.2%)	—	—
8:00～18:30			
放課後児童支援員数0名 (開所時間外)	11,266 (34.0%)	—	—
放課後児童支援員数1名	7,718 (23.3%)	—	—
放課後児童支援員数2名	10,056 (30.4%)	—	—
放課後児童支援員数3名	2,527 (7.6%)	—	—
放課後児童支援員数4名	990 (3.0%)	—	—
放課後児童支援員数5名以上	533 (1.6%)	—	—
18:31以降			
放課後児童支援員数0名 (開所時間外)	25,802 (78.0%)	—	—
放課後児童支援員数1名	3,820 (11.5%)	—	—
放課後児童支援員数2名	2,971 (9.0%)	—	—
放課後児童支援員数3名	310 (0.9%)	—	—
放課後児童支援員数4名	91 (0.3%)	—	—
放課後児童支援員数5名以上	96 (0.3%)	—	—

注1:()内は全支援の単位数(令和元年:33,090)に対する割合である。

注2:特定の調査基準日(令和元年:5月11日(土))の状況を示すものである。

(3)日曜日

(支援の単位)

日曜日	令和元年	平成30年	増減
7:59以前			
放課後児童支援員数0名 (開所時間外)	32,959 (99.6%)	—	—
放課後児童支援員数1名	73 (0.2%)	—	—
放課後児童支援員数2名	52 (0.2%)	—	—
放課後児童支援員数3名	5 (0.0%)	—	—
放課後児童支援員数4名	1 (0.0%)	—	—
放課後児童支援員数5名以上	0 (0.0%)	—	—
8:00～18:30			
放課後児童支援員数0名 (開所時間外)	32,794 (99.1%)	—	—
放課後児童支援員数1名	134 (0.4%)	—	—
放課後児童支援員数2名	112 (0.3%)	—	—
放課後児童支援員数3名	35 (0.1%)	—	—
放課後児童支援員数4名	9 (0.0%)	—	—
放課後児童支援員数5名以上	6 (0.0%)	—	—
18:31以降			
放課後児童支援員数0名 (開所時間外)	32,948 (99.6%)	—	—
放課後児童支援員数1名	81 (0.2%)	—	—
放課後児童支援員数2名	57 (0.2%)	—	—
放課後児童支援員数3名	4 (0.0%)	—	—
放課後児童支援員数4名	0 (0.0%)	—	—
放課後児童支援員数5名以上	0 (0.0%)	—	—

注1:()内は全支援の単位数(令和元年:33,090)に対する割合である。

注2:特定の調査基準日(令和元年:5月12日(日))の状況を示すものである。

24 登録児童数が20人未満のクラブにおける放課後児童支援員等の兼務の状況

(か所)

	令和元年	平成30年	増減
放課後児童支援員等が兼務している クラブ	272 (12.1%)	184 (7.7%)	88

注:()内は登録児童数が20人未満の放課後児童クラブ数(令和元年:2,240、平成30年:2,402)に対する割合である。

25 放課後児童支援員の資格の状況

(人)

	令和 元 年	平成 30 年	増減
基準第10条第3項一号	24,043 (24.3%)	23,010 (25.4%)	1,033
基準第10条第3項二号	732 (0.7%)	607 (0.7%)	125
基準第10条第3項三号	32,116 (32.5%)	30,198 (33.3%)	1,918
基準第10条第3項四号	26,272 (26.6%)	25,825 (28.5%)	447
基準第10条第3項五号	2,006 (2.0%)	1,728 (1.9%)	278
基準第10条第3項六号	236 (0.2%)	148 (0.2%)	88
基準第10条第3項七号	157 (0.2%)	86 (0.1%)	71
基準第10条第3項八号	60 (0.1%)	48 (0.1%)	12
基準第10条第3項九号	10,646 (10.8%)	8,019 (8.8%)	2,627
基準第10条第3項十号	2,637 (2.7%)	1,100 (1.2%)	1,537
計	98,905 (100.0%)	90,769 (100.0%)	8,136

注1:()内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤・常勤以外を区別しない。

注2:基準第10条第3項

- 一 保育士の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)(又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業等」という。))であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 四 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)第四条に規定する免許状を有する者
- 五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)(において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。))
- 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第一百零二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
- 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 九 高等学校卒業等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市区町村長が適当と認めたもの
- 十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

26 認定資格研修を受講した者の数

(人)

	令和 元 年	平成 30 年
受講者数	70,479 (71.3%)	53,132 (58.5%)

注:()内は放課後児童支援員の人数(令和元年:98,905、平成30年:90,769)に対する割合である。

27 認定資格研修修了者等の配置状況

(支援の単位)

	令和 元 年	平成 30 年	増減
基準第10条第3項各号に該当する者を配置している	32,665 (100.0%)	—	—
認定資格研修修了者を配置している	30,682 (93.9%)	—	—

注:()内は令和元年5月10～12日の間に開所した全支援の単位数(令和元年:32,665)に対する割合である。

28 放課後子供教室との連携の状況

(か所)

実施状況	令和 元 年	平成 30 年	増減
同一小学校区内で 放課後子供教室を実施	13,376 (51.7%)	12,793 (50.5%)	583
うち放課後子供教室の 活動プログラムに 参加している	9,005 (34.8%)	8,254 (32.6%)	751
うち同一小学校内で実施	5,361 (38.7%)	4,913 (36.2%)	448
学校の余裕教室	2,976 (21.5%)	2,726 (20.1%)	250
学校敷地内専用施設	2,385 (17.2%)	2,187 (16.1%)	198

注1:「放課後子供教室」とは、文部科学省が実施する、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業。

注2:「同一小学校区内で放課後子供教室を実施」、「うち放課後子供教室の活動プログラムに参加している」における、()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

注3:「うち同一小学校内で実施」における()内は、学校内で実施するクラブ数(令和元年:13,867、平成30年:13,588)に対する割合である。

29 放課後児童健全育成事業の設備及び運営についての基準条例の制定状況

(市町村)

	令和 元 年	平成 30 年	増減
制定済み	1,694 (97.3%)	1,691 (97.1%)	3
条例案を検討中	2 (0.1%)	4 (0.2%)	▲ 2
制定していない	45 (2.6%)	46 (2.6%)	▲ 1
計	1,741 (100.0%)	1,741 (100.0%)	0

注:()内は全市町村数(令和元年:1,741、平成30年:1,741)に対する割合である。

30 基準条例に基づく運営内容の点検・確認の状況

(市町村)

	令和 元 年	平成 30 年	増減
点検・確認有り	1,482 (91.6%)	1,462 (90.3%)	20

注1:()内はクラブ実施市町村数(令和元年1,618、平成30年1,619)に対する割合である。

31 市町村における対象児童の範囲

(市町村)

	令和 元 年	平成 30 年	増減
小学校1年生まで	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
小学校2年生まで	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
小学校3年生まで	58 (3.6%)	67 (4.1%)	▲ 9
小学校4年生まで	49 (3.0%)	51 (3.2%)	▲ 2
小学校5年生まで	2 (0.1%)	8 (0.5%)	▲ 6
小学校6年生まで	1,509 (93.3%)	1,493 (92.2%)	16
計	1,618 (100.0%)	1,619 (100.0%)	▲ 1

注1:()内はクラブ実施市町村数(令和元年1,618、平成30年1,619)に対する割合である。

注2:「対象児童の範囲」は、条例や要綱等において市町村が定めているものである。

32 対象としていない児童への対応

(市町村)

	令和 元 年	平成 30 年	増減
放課後子供教室により対応している	34 (31.2%)	34 (27.0%)	0
自治体独自の放課後児童対策により対応している	4 (3.7%)	4 (3.2%)	0
児童館により対応している	16 (14.7%)	21 (16.7%)	▲ 5
その他	20 (18.3%)	21 (16.7%)	▲ 1
特に対応していない	35 (32.1%)	46 (36.5%)	▲ 11
計	109 (100.0%)	126 (100.0%)	▲ 17

注:()内は対象児童の範囲が「小学校6年生まで」以外と回答した市町村数(令和元年:109、平成30年:126)に対する割合である。

33 市町村における運営指針(ガイドライン)の策定状況

(市町村)

	令和 元 年	平成 30 年	増減
策定済み	384 (22.1%)	373 (21.4%)	11
都道府県の運営指針を活用	329 (18.9%)	354 (20.3%)	▲ 25
国の運営指針を活用	899 (51.6%)	886 (50.9%)	13
対応無し	129 (7.4%)	128 (7.4%)	1
計	1,741 (100.0%)	1,741 (100.0%)	0

注:()内は全市町村数(令和元年:1,741、平成30年:1,741)に対する割合である。

34 運営指針に基づく運営内容の点検・確認の状況

(市町村)

	令和 元 年	平成 30 年	増減
点検・確認有り	1,372 (78.8%)	1,330 (76.4%)	42

注:()内は全市町村数(令和元年:1,741、平成30年:1,741)に対する割合である。

35 放課後児童クラブの情報提供の状況

(市町村)

	令和 元 年	平成 30 年	増減
放課後児童クラブの情報提供あり	1,478 (84.9%)	—	—

注1:()内は全市町村数(令和元年:1,741、平成30年:1,741)に対する割合である。

注2:「情報提供」とは、市町村がホームページ等において、放課後児童クラブの基礎情報(施設名や所在地)を公開することを指す。

36 児童福祉法34条の8の3に規定する検査等の状況

(市町村)

	令和 元 年	平成 30 年	増減
児童福祉法34条の8の3に規定する検査等の実施あり	799 (45.9%)	—	—

注:()内は全市町村数(令和元年:1,741、平成30年:1,741)に対する割合である。

37 利用手続き(利用申込み・利用決定)の状況

(市町村)

利用申込み	令和 元 年	平成 30 年	増減
市町村のみで利用申込みの受付を行っている	11 (0.7%)	16 (1.0%)	▲ 5
クラブのみで利用申込みの受付を行っている	297 (18.4%)	289 (17.9%)	8
市町村もクラブも利用申込みの受付を行っている	1,310 (81.0%)	1,314 (81.2%)	▲ 4
計	1,618 (100.0%)	1,619 (100.0%)	▲ 1

注:()内はクラブ実施市町村数(令和元年1,618、平成30年1,619)に対する割合である。

(市町村)

利用決定	令和 元 年	平成 30 年	増減
市町村のみで利用決定を行っている	15 (0.9%)	16 (1.0%)	▲ 1
クラブのみで利用決定を行っている	294 (18.2%)	280 (17.3%)	14
市町村もクラブも利用決定を行っている	1,309 (80.9%)	1,323 (81.7%)	▲ 14
計	1,618 (100.0%)	1,619 (100.0%)	▲ 1

注:()内はクラブ実施市町村数(令和元年1,618、平成30年1,619)に対する割合である。

38 利用に係る優先的な取扱いの状況

(市町村)

	令和 元 年	平成 30 年	増減
利用に係る優先的な取扱いを行っている	791 (48.9%)	783 (48.4%)	8

注:()内はクラブ実施市町村数(令和元年1,618、平成30年:1,619)に対する割合である。

(市町村)

利用に係る優先的な取扱いの対象	令和 元 年			平成 30 年			増減
ひとり親家庭	610	(37.7%)	[77.1%]	594	(36.7%)	[75.9%]	16
生活保護世帯	314	(19.4%)	[39.7%]	309	(19.1%)	[39.5%]	5
主として生計を維持する者の失業により就労の必要性が高い場合	151	(9.3%)	[19.1%]	151	(9.3%)	[19.3%]	0
虐待又はDVの恐れがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合	406	(25.1%)	[51.3%]	384	(23.7%)	[49.0%]	22
子どもが障害を有する場合	365	(22.6%)	[46.1%]	351	(21.7%)	[44.8%]	14
低学年の児童など、発達の程度の観点から配慮が必要と考えられる児童	644	(39.8%)	[81.4%]	621	(38.4%)	[79.3%]	23
育児休業を終了した場合	123	(7.6%)	[15.5%]	119	(7.4%)	[15.2%]	4
兄弟姉妹について同一の放課後児童クラブの利用を希望する場合	230	(14.2%)	[29.1%]	218	(13.5%)	[27.8%]	12
その他市町村が定める事由	217	(13.4%)	[27.4%]	208	(12.8%)	[26.6%]	9

注:()内はクラブ実施市町村数(令和元年1,618、平成30年:1,619)に対する割合、[]内は利用に係る優先的な取扱いを行っている市町村数(令和元年:791、平成30年:783)に対する割合である。

39 利用料の徴収等の状況

【市町村の状況】

(市町村)

	令和 元 年	平成 30 年	増減
利用料の徴収を行っている	1,456 (90.0%)	1,454 (89.8%)	2
利用料の減免を行っている	1,263 [86.7%]	1,243 [85.5%]	20

注1:()内はクラブ実施市町村数(令和元年:1,618、平成30年:1,619)に対する割合である。

注2:[]内は利用料の徴収を行っている市町村数(令和元年:1,456、平成30年:1,454)に対する割合である。

【クラブの状況】

(か所)

	令和 元 年	平成 30 年	増減
利用料の徴収を行っている	23,620 (91.3%)	22,416 (88.5%)	1,204
利用料の減免を行っている	19,057 [80.7%]	18,391 [82.0%]	666

注1:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

注2:[]内は放課後児童クラブで利用料の徴収を行っているクラブ数(令和元年:23,620、平成30年:22,416)に対する割合である。

注3:おやつ代等の実費徴収のみ行うクラブを含む。

40 放課後児童クラブにおける月額利用料

(か所)

利用料の月額	令和 元 年	平成 30 年	増減
2,000円未満	364 (1.5%)	373 (1.7%)	▲ 9
2,000～4,000円未満	4,132 (17.5%)	3,915 (17.5%)	217
4,000～6,000円未満	6,440 (27.3%)	6,076 (27.1%)	364
6,000～8,000円未満	4,757 (20.1%)	4,738 (21.1%)	19
8,000～10,000円未満	3,098 (13.1%)	3,234 (14.4%)	▲ 136
10,000～12,000円未満	1,864 (7.9%)	1,661 (7.4%)	203
12,000～14,000円未満	621 (2.6%)	599 (2.7%)	22
14,000～16,000円未満	420 (1.8%)	369 (1.6%)	51
16,000円以上	589 (2.5%)	519 (2.3%)	70
おやつ代等のみ徴収	1,335 (5.7%)	932 (4.2%)	403
計	23,620 (100.0%)	22,416 (100.0%)	1,204

注:()内は放課後児童クラブで利用料の徴収を行っているクラブ数(令和元年:23,620、平成30年:22,416)に対する割合である。

(か所)

平均月額実費徴収金	令和 元 年	平成 30 年	増減
実費徴収なし	9,836 (38.0%)	10,208 (40.3%)	▲ 372
500円未満	455 (1.8%)	433 (1.7%)	22
500～1,000円未満	1,285 (5.0%)	1,325 (5.2%)	▲ 40
1,000～1,500円未満	3,103 (12.0%)	3,034 (12.0%)	69
1,500～2,000円未満	4,181 (16.2%)	3,866 (15.3%)	315
2,000～2,500円未満	5,191 (20.1%)	4,567 (18.0%)	624
2,500～3,000円未満	806 (3.1%)	783 (3.1%)	23
3,000～3,500円未満	569 (2.2%)	587 (2.3%)	▲ 18
3,500円以上	455 (1.8%)	525 (2.1%)	▲ 70
計	25,881 (100.0%)	25,328 (100.0%)	553

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

41 利用料の減免等の状況

(1) 利用料減免の対象

【市町村の状況】

(市町村)

利用料減免の対象 (複数回答)	令和 元 年			平成 30 年			増減
生活保護受給世帯	974	(60.2%)	[77.1%]	940	(58.1%)	[75.6%]	34
市町村民税非課税世帯	487	(30.1%)	[38.6%]	459	(28.4%)	[36.9%]	28
所得税非課税・市町村民税非課税世帯	128	(7.9%)	[10.1%]	122	(7.5%)	[9.8%]	6
就学援助受給世帯	325	(20.1%)	[25.7%]	315	(19.5%)	[25.3%]	10
ひとり親世帯	460	(28.4%)	[36.4%]	437	(27.0%)	[35.2%]	23
兄弟姉妹利用世帯	700	(43.3%)	[55.4%]	692	(42.7%)	[55.7%]	8
その他市町村が定める場合	515	(31.8%)	[40.8%]	487	(30.1%)	[39.2%]	28
その他クラブが定める場合	119	(7.4%)	[9.4%]	109	(6.7%)	[8.8%]	10

注:()内はクラブ実施市町村数(令和元年:1,618、平成30年:1,619)に対する割合、[]内は利用料の減免を行っている市町村数(令和元年:1,263、平成30年:1,243)に対する割合である。

【クラブの状況】

(か所)

利用料減免の対象 (複数回答)	令和 元 年			平成 30 年			増減
生活保護受給世帯	14,009	(54.1%)	[73.5%]	13,387	(52.9%)	[72.8%]	622
市町村民税非課税世帯	8,491	(32.8%)	[44.6%]	8,218	(32.4%)	[44.7%]	273
所得税非課税・市町村民税非課税世帯	2,150	(8.3%)	[11.3%]	2,163	(8.5%)	[11.8%]	▲ 13
就学援助受給世帯	5,405	(20.9%)	[28.4%]	5,054	(20.0%)	[27.5%]	351
ひとり親世帯	6,173	(23.9%)	[32.4%]	5,551	(21.9%)	[30.2%]	622
兄弟姉妹利用世帯	11,621	(44.9%)	[61.0%]	11,092	(43.8%)	[60.3%]	529
その他市町村が定める場合	8,153	(31.5%)	[42.8%]	7,662	(30.3%)	[41.7%]	491
その他クラブが定める場合	1,160	(4.5%)	[6.1%]	910	(3.6%)	[4.9%]	250

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合、[]内は利用料の減免を行っているクラブ数(令和元年:19,057、平成30年:18,391)に対する割合である。

(2) 利用料減免の方法

【市町村の状況】

(市町村)

利用料減免の方法 (複数回答)	令和 元 年			平成 30 年			増減
利用料の免除 (利用料を徴収しない)	888	(54.9%)	[70.3%]	855	(52.8%)	[68.8%]	33
利用料の半額のみ徴収	631	(39.0%)	[50.0%]	621	(38.4%)	[50.0%]	10
所得に応じて複数段階で 減額	81	(5.0%)	[6.4%]	71	(4.4%)	[5.7%]	10
その他	706	(43.6%)	[55.9%]	697	(43.1%)	[56.1%]	9

注:()内はクラブ実施市町村数(令和元年:1,618、平成30年:1,619)に対する割合、[]内は利用料の減免を行っている市町村数(令和元年:1,263、平成30年:1,243)に対する割合である。

【クラブの状況】

(か所)

利用料減免の方法 (複数回答)	令和 元 年			平成 30 年			増減
利用料の免除	12,198	(47.1%)	[64.0%]	11,692	(46.2%)	[63.6%]	506
利用料の半額のみ徴収	8,568	(33.1%)	[45.0%]	8,288	(32.7%)	[45.1%]	280
所得に応じて複数段階で 減額	1,465	(5.7%)	[7.7%]	1,195	(4.7%)	[6.5%]	270
その他	11,362	(43.9%)	[59.6%]	10,858	(42.9%)	[59.0%]	504

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合、[]内は利用料の減免を行っているクラブ数(令和元年:19,057、平成30年:18,391)に対する割合である。

(3) 利用料の加算

【市町村の状況】

(市町村)

利用料の加算	令和 元 年		平成 30 年		増減
一定水準以上の所得のある世帯等について、利用料の加算を行っている	89	(5.5%)	85	(5.3%)	4

注:()内はクラブ実施市町村数(令和元年:1,618、平成30年:1,619)に対する割合である。

【クラブの状況】

(か所)

利用料の加算	令和 元 年		平成 30 年		増減
一定水準以上の所得のある世帯等について、利用料の加算を行っている	1,083	(4.2%)	845	(3.3%)	238
民立民営	263	(1.0%)	141	(0.6%)	122

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

42 指定管理者制度による実施の有無

(か所)

	令和元 年	平成 30 年	増減
実施している	3,371 (28.2%)	3,350 (29.2%)	21
実施していない	8,599 (71.8%)	8,136 (70.8%)	463

注:()内は公立民営クラブ数(令和元年:11,970、平成30年:11,486)に対する割合である。

43 おやつ提供の状況

(か所)

	令和元 年	平成 30 年	増減
おやつ提供有り	23,693 (91.5%)	23,172 (91.5%)	521
おやつ提供無し	2,188 (8.5%)	2,156 (8.5%)	32
計	25,881 (100.0%)	25,328 (100.0%)	553

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

(か所)

おやつ提供時刻	令和元 年	平成 30 年	増減
13:00以前	2 (0.0%)	1 (0.0%)	1
13:00～13:30	15 (0.1%)	10 (0.0%)	5
13:31～14:00	35 (0.1%)	64 (0.3%)	▲29
14:01～14:30	61 (0.3%)	71 (0.3%)	▲10
14:31～15:00	1,590 (6.7%)	1,707 (7.4%)	▲117
15:01～15:30	8,478 (35.8%)	8,066 (34.8%)	412
15:31～16:00	8,170 (34.5%)	7,955 (34.3%)	215
16:01～16:30	4,251 (17.9%)	4,221 (18.2%)	30
16:31～17:00	436 (1.8%)	516 (2.2%)	▲80
17:00以降	655 (2.8%)	561 (2.4%)	94
計	23,693 (100.0%)	23,172 (100.0%)	521

注:()内はおやつ提供有りのクラブ数(令和元年:23,693、平成30年:23,172)に対する割合である。

44 保護者との連携の状況

(か所)

	令和元 年	平成 30 年	増減
子どもの出欠席等の把握	25,786 (99.6%)	25,214 (99.5%)	572
保護者からの相談への対応	25,833 (99.8%)	25,253 (99.7%)	580
保護者との連絡	25,795 (99.7%)	25,202 (99.5%)	593

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

45 育成支援の記録の状況

(か所)

	令和元 年	平成 30 年	増減
育成支援の内容を記録している	22,467 (86.8%)	21,882 (86.4%)	585

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

46 利用の開始等の情報提供の状況

(か所)

	令和元 年	平成 30 年	増減
利用の開始等に関する情報提供を実施している	25,643 (99.1%)	25,104 (99.1%)	539
保護者及び地域社会に対する情報提供を実施している	24,188 (93.5%)	23,427 (92.5%)	761

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

47 運営規程の状況

(か所)

	令和 元 年	平成 30 年	増減
運営規程を定めている	24,626 (95.2%)	24,047 (94.9%)	579
運営規程を定めていない	1,255 (4.8%)	1,281 (5.1%)	▲ 26
計	25,881 (100.0%)	25,328 (100.0%)	553

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

(か所)

運営規程に定めている事項	令和 元 年			平成 30 年			増減
事業の目的及び運営の方針	24,562	(94.9%)	[99.7%]	23,985	(94.7%)	[99.7%]	577
職員の職種、員数及び職務の内容	23,904	(92.4%)	[97.1%]	23,333	(92.1%)	[97.0%]	571
開所している日及び時間	24,515	(94.7%)	[99.5%]	23,979	(94.7%)	[99.7%]	536
支援の内容及び該当支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額	24,125	(93.2%)	[98.0%]	23,534	(92.9%)	[97.9%]	591
利用定員	22,573	(87.2%)	[91.7%]	21,782	(86.0%)	[90.6%]	791
通常の事業の実施地域	23,723	(91.7%)	[96.3%]	23,076	(91.1%)	[96.0%]	647
事業の利用に当たっての留意事項	23,929	(92.5%)	[97.2%]	23,188	(91.6%)	[96.4%]	741
緊急時等における対応方法	23,664	(91.4%)	[96.1%]	22,941	(90.6%)	[95.4%]	723
非常災害対策	23,257	(89.9%)	[94.4%]	22,548	(89.0%)	[93.8%]	709
虐待の防止のための措置に関する事項	21,773	(84.1%)	[88.4%]	21,070	(83.2%)	[87.6%]	703
その他事業の運営に関する重要事項	10,632	(41.1%)	[43.2%]	10,625	(41.9%)	[44.2%]	7

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合、[]内は運営規程を定めているクラブ数(31年:24,626、30年:24,047)に対する割合である。

48 虐待等の発生件数

(件)

	令和 元 年	平成 30 年	増減
基準第12条に規定する虐待等の発生件数	0	—	—

注:各年5月1日以前1年間の件数である。

49 職員、財産、収支及び利用者の処遇状況を明らかにする帳簿の整備状況

(か所)

	令和 元 年	平成 30 年	増減
帳簿を整備している	25,207 (97.4%)	24,570 (97.0%)	637

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

50 適正な会計管理及び情報公開の状況

(か所)

	令和 元 年	平成 30 年	増減
定期的な検査や決算報告を行っている	24,762 (95.7%)	24,292 (95.9%)	470
保護者や地域社会に対して情報公開を行っている	20,920 (80.8%)	20,503 (80.9%)	417

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

51 学校との連携状況

(か所)

	令和 元 年	平成 30 年	増減
学校との情報交換を行っている	25,541 (98.7%)	24,963 (98.6%)	578
遊びと生活の場を広げるために学校施設を利用できるように学校との連携を図っている	20,637 (79.7%)	19,846 (78.4%)	791

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

52 保育所、幼稚園等との連携状況

(か所)

	令和 元 年	平成 30 年	増減
保育所、幼稚園等との連携を図っている	15,826 (61.1%)	15,478 (61.1%)	348

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

53 地域、関係機関との連携状況

(か所)

	令和 元 年	平成 30 年	増減
地域組織や関係機関等との情報交換、相互交流を実施している	19,507 (75.4%)	18,778 (74.1%)	729
地域住民と連携した子どもの安全を確保する取組を実施している	15,339 (59.3%)	14,280 (56.4%)	1,059
医療・保健・福祉等機関と連携している	17,809 (68.8%)	17,005 (67.1%)	804

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

54 衛生管理・安全対策の状況

(か所)

		令和 元 年		平成 30 年		増減
衛生管理・感染症対応を行っている		23,868	(92.2%)	23,304	(92.0%)	564
事故・ ケガ防止と 対応	安全性についての点検を行っている	25,330	(97.9%)	24,677	(97.4%)	653
	マニュアルを作成し、適切な処置を行っている	23,322	(90.1%)	22,752	(89.8%)	570
	損害賠償保険に加入している	24,511	(94.7%)	23,447	(92.6%)	1,064
	傷害保険に加入している	25,356	(98.0%)	24,838	(98.1%)	518
防災・ 防犯対策	計画・マニュアル作成を行っている	23,298	(90.0%)	22,555	(89.1%)	743
	定期的な避難訓練を行っている	23,572	(91.1%)	22,738	(89.8%)	834
	緊急時の連絡体制を整備している	24,884	(96.1%)	24,184	(95.5%)	700
来所・帰宅時の安全確保を行っている		22,984	(88.8%)	21,322	(84.2%)	1,662

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

55 職場倫理の自覚の状況

(か所)

	令和 元 年	平成 30 年	増減
すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる	24,869 (96.1%)	24,356 (96.2%)	513

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

56 要望・苦情への対応状況

(か所)

	令和 元 年	平成 30 年	増減
要望・苦情受付窓口を設置し、周知を図っている	23,826 (92.1%)	23,188 (91.6%)	638
苦情解決体制を整備し、迅速かつ適切な対応を図っている	22,853 (88.3%)	22,166 (87.5%)	687

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

57 研修受講機会の提供状況

(か所)

	令和 元 年	平成 30 年	増減
資質向上のための研修を実施している	25,249 (97.6%)	24,675 (97.4%)	574
職場内での教育訓練(OJT)を実施している	20,206 (78.1%)	19,767 (78.0%)	439
障害児受入のための研修を実施している	22,368 (86.4%)	21,972 (86.7%)	396

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

(か所)

職員1人あたりの研修受講回数	令和 元 年	平成 30 年	増減
1回未満	1,516 (5.9%)	1,736 (6.9%)	▲ 220
1回以上5回未満	14,394 (55.6%)	13,507 (53.3%)	887
5回以上10回未満	5,663 (21.9%)	5,820 (23.0%)	▲ 157
10回以上	4,308 (16.6%)	4,265 (16.8%)	43
計	25,881 (100.0%)	25,328 (100.0%)	553

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。「研修」は、放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修を除く。

(か所)

職員1人あたりの研修受講日数	令和 元 年	平成 30 年	増減
1日未満	1,514 (5.8%)	1,757 (6.9%)	▲ 243
1日以上5日未満	13,953 (53.9%)	13,047 (51.5%)	906
5日以上10日未満	5,731 (22.1%)	5,832 (23.0%)	▲ 101
10日以上	4,683 (18.1%)	4,692 (18.5%)	▲ 9
計	25,881 (100.0%)	25,328 (100.0%)	553

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。「研修」は、放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修を除く。

58 運営内容の定期的な自己評価の実施状況

(か所)

	令和 元 年	平成 30 年	増減
自己評価の実施有り	13,381 (51.7%)	12,867 (50.8%)	514
評価を行う際に、子どもや保護者の意見を取り入れている	11,961 (46.2%)	11,425 (45.1%)	536

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

59 運営内容の第三者評価の実施状況

(か所)

	令和 元 年	平成 30 年	増減
第三者評価の実施有り	6,956 (26.9%)	6,800 (26.8%)	156

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

放課後児童クラブ数及び登録児童数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所、人）

No.	都道府県名	クラブ数	登録児童数
1	北海道	627	29,349
2	青森県	192	9,584
3	岩手県	304	12,594
4	宮城県	278	15,500
5	秋田県	195	9,700
6	山形県	255	11,771
7	福島県	243	13,243
8	茨城県	684	39,740
9	栃木県	494	19,803
10	群馬県	343	15,725
11	埼玉県	1,082	48,331
12	千葉県	880	40,228
13	東京都	1,745	104,046
14	神奈川県	456	22,112
15	新潟県	333	15,664
16	富山県	166	6,556
17	石川県	239	9,936
18	福井県	168	7,765
19	山梨県	225	10,065
20	長野県	342	21,541
21	岐阜県	308	13,975
22	静岡県	470	20,761
23	愛知県	727	41,456
24	三重県	400	16,820
25	滋賀県	301	14,730
26	京都府	246	14,103
27	大阪府	554	31,846
28	兵庫県	520	23,544
29	奈良県	219	12,308
30	和歌山県	139	6,109
31	鳥取県	115	5,210
32	島根県	167	6,095
33	岡山県	229	8,871
34	広島県	277	12,468
35	山口県	294	13,500
36	徳島県	186	8,167
37	香川県	165	6,915
38	愛媛県	208	8,882
39	高知県	85	3,218
40	福岡県	438	29,304
41	佐賀県	257	11,481
42	長崎県	223	9,456
43	熊本県	322	12,896
44	大分県	241	9,378
45	宮崎県	212	8,135
46	鹿児島県	387	15,098
47	沖縄県	410	16,192
都道府県合計		17,351	844,171

No.	指定都市名	クラブ数	登録児童数
48	札幌市	252	20,964
49	仙台市	223	13,340
50	さいたま市	266	11,291
51	千葉市	173	10,388
52	横浜市	535	19,086
53	川崎市	132	12,516
54	相模原市	116	6,795
55	新潟市	172	10,935
56	静岡市	88	5,633
57	浜松市	142	6,254
58	名古屋市	230	8,421
59	京都市	187	14,704
60	大阪市	191	6,101
61	堺市	92	9,170
62	神戸市	228	15,355
63	岡山市	198	8,103
64	広島市	307	11,351
65	北九州市	133	12,575
66	福岡市	139	16,880
67	熊本市	153	6,689
指定都市合計		3,957	226,551

No.	中核市名	クラブ数	登録児童数
68	函館市	59	2,359
69	旭川市	91	3,148
70	青森市	53	3,169
71	八戸市	49	1,950
72	盛岡市	57	2,617
73	秋田市	47	1,722
74	山形市	70	3,306
75	福島市	78	3,011
76	郡山市	57	2,824
77	いわき市	68	3,050
78	宇都宮市	164	5,690
79	前橋市	73	4,143
80	高崎市	97	4,226
81	川越市	71	2,915
82	川口市	129	5,499
83	越谷市	50	2,968
84	船橋市	100	5,434
85	柏市	76	3,482
86	八王子市	130	6,298
87	横須賀市	72	2,050
88	富山市	114	6,986
89	金沢市	97	5,130
90	福井市	82	3,340
91	甲府市	49	1,751
92	長野市	90	8,575
93	岐阜市	46	3,521
94	豊橋市	92	3,491
95	岡崎市	46	3,067
96	豊田市	69	3,799
97	大津市	52	3,578
98	豊中市	41	4,432
99	高槻市	67	3,154
100	枚方市	108	4,840
101	八尾市	77	3,646
102	寝屋川市	41	2,215
103	東大阪市	60	4,243
104	姫路市	117	4,610
105	尼崎市	74	3,039
106	明石市	29	3,285
107	西宮市	75	3,782
108	奈良市	48	3,748
109	和歌山市	106	3,630
110	鳥取市	67	2,876
111	松江市	68	2,825
112	倉敷市	141	5,191
113	呉市	57	2,976
114	福山市	74	5,527
115	下関市	39	2,376
116	高松市	117	4,538
117	松山市	116	5,657
118	高知市	98	4,175
119	久留米市	47	4,541
120	長崎市	96	5,881
121	佐世保市	73	2,623
122	大分市	65	5,091
123	宮崎市	52	4,134
124	鹿児島市	201	7,682
125	那覇市	91	4,769
中核市合計		4,573	228,585
総合計		25,881	1,299,307

放課後児童クラブ数（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

（単位：か所）

No.	都道府県名	令和元年	平成30年	増減
1	北海道	627	648	△ 21
2	青森県	192	188	4
3	岩手県	304	294	10
4	宮城県	278	273	5
5	秋田県	195	195	0
6	山形県	255	252	3
7	福島県	243	247	△ 4
8	茨城県	684	750	△ 66
9	栃木県	494	470	24
10	群馬県	343	332	11
11	埼玉県	1,082	1,041	41
12	千葉県	880	851	29
13	東京都	1,745	1,695	50
14	神奈川県	456	445	11
15	新潟県	333	333	0
16	富山県	166	162	4
17	石川県	239	235	4
18	福井県	168	171	△ 3
19	山梨県	225	221	4
20	長野県	342	334	8
21	岐阜県	308	303	5
22	静岡県	470	446	24
23	愛知県	727	730	△ 3
24	三重県	400	386	14
25	滋賀県	301	277	24
26	京都府	246	265	△ 19
27	大阪府	554	552	2
28	兵庫県	520	517	3
29	奈良県	219	212	7
30	和歌山県	139	132	7
31	鳥取県	115	113	2
32	島根県	167	165	2
33	岡山県	229	222	7
34	広島県	277	276	1
35	山口県	294	298	△ 4
36	徳島県	186	174	12
37	香川県	165	162	3
38	愛媛県	208	208	0
39	高知県	85	81	4
40	福岡県	438	449	△ 11
41	佐賀県	257	259	△ 2
42	長崎県	223	215	8
43	熊本県	322	307	15
44	大分県	241	231	10
45	宮崎県	212	204	8
46	鹿児島県	387	362	25
47	沖縄県	410	366	44
都道府県合計		17,351	17,049	302

No.	指定都市名	令和元年	平成30年	増減
48	札幌市	252	254	△ 2
49	仙台市	223	229	△ 6
50	さいたま市	266	247	19
51	千葉市	173	172	1
52	横浜市	535	490	45
53	川崎市	132	132	0
54	相模原市	116	109	7
55	新潟市	172	158	14
56	静岡市	88	87	1
57	浜松市	142	134	8
58	名古屋市	230	227	3
59	京都市	187	187	0
60	大阪市	191	187	4
61	堺市	92	92	0
62	神戸市	228	218	10
63	岡山市	198	182	16
64	広島市	307	290	17
65	北九州市	133	134	△ 1
66	福岡市	139	138	1
67	熊本市	153	144	9
指定都市合計		3,957	3,811	146

No.	中核市名	令和元年	平成30年	増減
68	函館市	59	58	1
69	旭川市	91	88	3
70	青森市	53	55	△ 2
71	八戸市	49	49	0
72	盛岡市	57	57	0
73	秋田市	47	43	4
74	山形市	70	64	6
75	福島市	78	78	0
76	郡山市	57	54	3
77	いわき市	68	65	3
78	宇都宮市	164	159	5
79	前橋市	73	71	2
80	高崎市	97	98	△ 1
81	川越市	71	65	6
82	川口市	129	128	1
83	越谷市	50	49	1
84	船橋市	100	97	3
85	柏市	76	58	18
86	八王子市	130	126	4
87	横須賀市	72	67	5
88	富山市	114	110	4
89	金沢市	97	95	2
90	福井市	82	78	4
91	甲府市	49	46	3
92	長野市	90	90	0
93	岐阜市	46	46	0
94	豊橋市	92	86	6
95	岡崎市	46	44	2
96	豊田市	69	66	3
97	大津市	52	50	2
98	豊中市	41	41	0
99	高槻市	67	68	△ 1
100	枚方市	108	116	△ 8
101	八尾市	77	74	3
102	寝屋川市	41	40	1
103	東大阪市	60	60	0
104	姫路市	117	110	7
105	尼崎市	74	69	5
106	明石市	29	29	0
107	西宮市	75	70	5
108	奈良市	48	48	0
109	和歌山市	106	105	1
110	鳥取市	67	62	5
111	松江市	68	65	3
112	倉敷市	141	134	7
113	呉市	57	56	1
114	福山市	74	74	0
115	下関市	39	41	△ 2
116	高松市	117	115	2
117	松山市	116	114	2
118	高知市	98	92	6
119	久留米市	47	96	△ 49
120	長崎市	96	94	2
121	佐世保市	73	68	5
122	大分市	65	62	3
123	宮崎市	52	50	2
124	鹿児島市	201	189	12
125	那覇市	91	86	5
中核市合計		4,573	4,468	105
総合計		25,881	25,328	553

※令和元年から「山形市、福井市、甲府市、寝屋川市」が中核市となったため、平成30年度公表データ「山形県、福井県、山梨県、大阪府」から当該中核市のクラブ数（山形市64、福井市78、甲府市46、寝屋川市40）を減算している。

令和元年5月1日 厚生労働省調査

放課後児童クラブ登録児童数（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

（単位：人）

No.	都道府県名	令和元年	平成30年	増減
1	北海道	29,349	28,384	965
2	青森県	9,584	9,338	246
3	岩手県	12,594	12,077	517
4	宮城県	15,500	14,504	996
5	秋田県	9,700	9,571	129
6	山形県	11,771	11,425	346
7	福島県	13,243	12,726	517
8	茨城県	39,740	38,539	1,201
9	栃木県	19,803	18,747	1,056
10	群馬県	15,725	15,523	202
11	埼玉県	48,331	46,702	1,629
12	千葉県	40,228	37,876	2,352
13	東京都	104,046	99,682	4,364
14	神奈川県	22,112	21,161	951
15	新潟県	15,664	15,092	572
16	富山県	6,556	6,452	104
17	石川県	9,936	9,570	366
18	福井県	7,765	7,401	364
19	山梨県	10,065	9,626	439
20	長野県	21,541	21,072	469
21	岐阜県	13,975	13,635	340
22	静岡県	20,761	19,677	1,084
23	愛知県	41,456	39,900	1,556
24	三重県	16,820	15,509	1,311
25	滋賀県	14,730	13,666	1,064
26	京都府	14,103	13,555	548
27	大阪府	31,846	30,478	1,368
28	兵庫県	23,544	22,307	1,237
29	奈良県	12,308	11,772	536
30	和歌山県	6,109	5,776	333
31	鳥取県	5,210	4,981	229
32	島根県	6,095	5,724	371
33	岡山県	8,871	8,303	568
34	広島県	12,468	11,657	811
35	山口県	13,500	13,494	6
36	徳島県	8,167	7,834	333
37	香川県	6,915	6,495	420
38	愛媛県	8,882	8,574	308
39	高知県	3,218	3,078	140
40	福岡県	29,304	28,320	984
41	佐賀県	11,481	10,909	572
42	長崎県	9,456	9,042	414
43	熊本県	12,896	12,590	306
44	大分県	9,378	9,203	175
45	宮崎県	8,135	7,767	368
46	鹿児島県	15,098	13,904	1,194
47	沖縄県	16,192	14,721	1,471
都道府県合計		844,171	808,339	35,832

No.	指定都市名	令和元年	平成30年	増減
48	札幌市	20,964	19,357	1,607
49	仙台市	13,340	12,373	967
50	さいたま市	11,291	10,621	670
51	千葉市	10,388	10,051	337
52	横浜市	19,086	17,133	1,953
53	川崎市	12,516	9,649	2,867
54	相模原市	6,795	6,475	320
55	新潟市	10,935	10,188	747
56	静岡市	5,633	5,252	381
57	浜松市	6,254	6,029	225
58	名古屋市	8,421	8,011	410
59	京都市	14,704	14,112	592
60	大阪市	6,101	5,893	208
61	堺市	9,170	8,901	269
62	神戸市	15,355	14,288	1,067
63	岡山市	8,103	7,445	658
64	広島市	11,351	10,462	889
65	北九州市	12,575	12,347	228
66	福岡市	16,880	16,125	755
67	熊本市	6,689	5,036	1,653
指定都市合計		226,551	209,748	16,803

No.	中核市名	令和元年	平成30年	増減
68	函館市	2,359	2,265	94
69	旭川市	3,148	2,997	151
70	青森市	3,169	2,835	334
71	八戸市	1,950	1,932	18
72	盛岡市	2,617	2,477	140
73	秋田市	1,722	1,592	130
74	山形市	3,306	3,076	230
75	福島市	3,011	2,977	34
76	郡山市	2,824	2,566	258
77	いわき市	3,050	2,797	253
78	宇都宮市	5,690	5,583	107
79	前橋市	4,143	3,904	239
80	高崎市	4,226	4,166	60
81	川越市	2,915	2,731	184
82	川口市	5,499	5,163	336
83	越谷市	2,968	2,861	107
84	船橋市	5,434	5,293	141
85	柏市	3,482	3,239	243
86	八王子市	6,298	6,123	175
87	横須賀市	2,050	1,942	108
88	富山市	6,986	7,525	△ 539
89	金沢市	5,130	5,050	80
90	福井市	3,340	3,252	88
91	甲府市	1,751	1,688	63
92	長野市	8,575	6,452	2,123
93	岐阜市	3,521	3,056	465
94	豊橋市	3,491	3,480	11
95	岡崎市	3,067	2,825	242
96	豊田市	3,799	3,565	234
97	大津市	3,578	3,375	203
98	豊中市	4,432	3,975	457
99	高槻市	3,154	3,029	125
100	枚方市	4,840	4,677	163
101	八尾市	3,646	3,455	191
102	寝屋川市	2,215	2,191	24
103	東大阪市	4,243	3,911	332
104	姫路市	4,610	4,460	150
105	尼崎市	3,039	2,791	248
106	明石市	3,285	3,047	238
107	西宮市	3,782	3,540	242
108	奈良市	3,748	3,476	272
109	和歌山市	3,630	3,572	58
110	鳥取市	2,876	2,682	194
111	松江市	2,825	2,774	51
112	倉敷市	5,191	4,966	225
113	呉市	2,976	2,832	144
114	福山市	5,527	5,093	434
115	下関市	2,376	2,243	133
116	高松市	4,538	4,453	85
117	松山市	5,657	5,568	89
118	高知市	4,175	4,127	48
119	久留米市	4,541	4,340	201
120	長崎市	5,881	5,656	225
121	佐世保市	2,623	2,499	124
122	大分市	5,091	4,779	312
123	宮崎市	4,134	3,642	492
124	鹿児島市	7,682	7,111	571
125	那覇市	4,769	4,603	166
中核市合計		228,585	216,279	12,306
総合計		1,299,307	1,234,366	64,941

※令和元年から「山形市、福井市、甲府市、寝屋川市」が中核市となったため、平成30年度公表データ「山形県、福井県、山梨県、大阪府」から当該中核市の登録児童数（山形市3,076、福井市7,401、甲府市1,688、寝屋川市2,191）を減算している。

令和元年5月1日 厚生労働省調査

利用できなかった児童数（待機児童数）（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

（単位：人）

No.	都道府県名	令和元年	平成30年	増減
1	北海道	128	127	1
2	青森県	73	106	△ 33
3	岩手県	178	6	172
4	宮城県	423	352	71
5	秋田県	54	68	△ 14
6	山形県	145	40	105
7	福島県	313	143	170
8	茨城県	463	395	68
9	栃木県	65	56	9
10	群馬県	0	10	△ 10
11	埼玉県	1, 324	1, 033	291
12	千葉県	865	763	102
13	東京都	3, 282	3, 651	△ 369
14	神奈川県	635	556	79
15	新潟県	46	78	△ 32
16	富山県	69	37	32
17	石川県	0	0	0
18	福井県	2	0	2
19	山梨県	60	99	△ 39
20	長野県	41	17	24
21	岐阜県	92	111	△ 19
22	静岡県	551	287	264
23	愛知県	564	590	△ 26
24	三重県	55	74	△ 19
25	滋賀県	122	19	103
26	京都府	44	160	△ 116
27	大阪府	276	264	12
28	兵庫県	427	261	166
29	奈良県	93	120	△ 27
30	和歌山県	83	124	△ 41
31	鳥取県	69	67	2
32	島根県	150	102	48
33	岡山県	53	17	36
34	広島県	124	123	1
35	山口県	415	366	49
36	徳島県	38	81	△ 43
37	香川県	9	19	△ 10
38	愛媛県	242	135	107
39	高知県	100	63	37
40	福岡県	589	432	157
41	佐賀県	259	264	△ 5
42	長崎県	24	34	△ 10
43	熊本県	199	225	△ 26
44	大分県	39	56	△ 17
45	宮崎県	123	171	△ 48
46	鹿児島県	192	256	△ 64
47	沖縄県	633	666	△ 33
都道府県合計		13, 731	12, 624	1, 107

No.	指定都市名	令和元年	平成30年	増減
48	札幌市	0	0	0
49	仙台市	13	10	3
50	さいたま市	379	375	4
51	千葉市	348	595	△ 247
52	横浜市	—	—	—
53	川崎市	0	0	0
54	相模原市	84	78	6
55	新潟市	0	0	0
56	静岡市	86	173	△ 87
57	浜松市	471	355	116
58	名古屋市	—	—	—
59	京都市	0	0	0
60	大阪市	0	0	0
61	堺市	0	0	0
62	神戸市	0	0	0
63	岡山市	79	52	27
64	広島市	65	25	40
65	北九州市	0	0	0
66	福岡市	0	0	0
67	熊本市	0	0	0
指定都市合計		1, 525	1, 663	△ 138

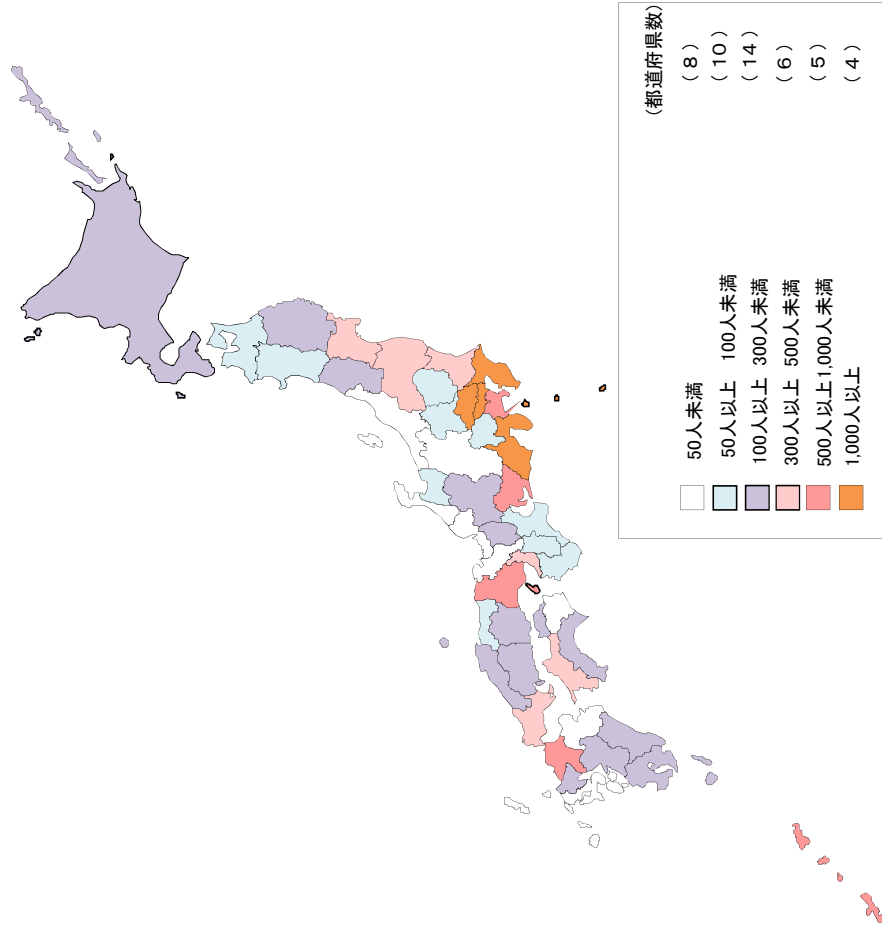
No.	中核市名	令和元年	平成30年	増減
68	函館市	6	3	3
69	旭川市	0	0	0
70	青森市	0	0	0
71	八戸市	2	0	2
72	盛岡市	23	6	17
73	秋田市	9	11	△ 2
74	山形市	0	0	0
75	福島市	37	89	△ 52
76	郡山市	130	0	130
77	いわき市	9	4	5
78	宇都宮市	0	0	0
79	前橋市	67	56	11
80	高崎市	0	0	0
81	川越市	0	0	0
82	川口市	0	0	0
83	越谷市	346	249	97
84	船橋市	327	192	135
85	柏市	36	52	△ 16
86	八王子市	145	170	△ 25
87	横須賀市	16	20	△ 4
88	富山市	28	75	△ 47
89	金沢市	21	19	2
90	福井市	0	0	0
91	甲府市	0	0	0
92	長野市	0	0	0
93	岐阜市	12	4	8
94	豊橋市	196	53	143
95	岡崎市	103	124	△ 21
96	豊田市	0	0	0
97	大津市	0	0	0
98	豊中市	0	0	0
99	高槻市	49	37	12
100	枚方市	26	5	21
101	八尾市	0	0	0
102	寝屋川市	0	0	0
103	東大阪市	101	162	△ 61
104	姫路市	124	164	△ 40
105	尼崎市	380	403	△ 23
106	明石市	0	0	0
107	西宮市	23	15	8
108	奈良市	0	0	0
109	和歌山市	0	0	0
110	鳥取市	0	0	0
111	松江市	40	13	27
112	倉敷市	30	72	△ 42
113	呉市	0	0	0
114	福山市	0	0	0
115	下関市	59	64	△ 5
116	高松市	252	286	△ 34
117	松山市	140	126	14
118	高知市	77	69	8
119	久留米市	0	0	0
120	長崎市	0	0	0
121	佐世保市	5	19	△ 14
122	大分市	5	61	△ 56
123	宮崎市	76	94	△ 18
124	鹿児島市	68	181	△ 113
125	那覇市	37	94	△ 57
中核市合計		3, 005	2, 992	13
総合計		18, 261	17, 279	982

※令和元年から「山形市、福井市、甲府市、寝屋川市」が中核市となったため、平成30年度公表データ「山形県、福井県、山梨県、大阪府」から当該中核市の待機児童数（山形市0、福井市0、甲府市0、寝屋川市0）を減算している。

※佐野市（栃木県）、木更津市（千葉県）、横浜、名古屋市、隠岐の島町（島根県）、天草市（熊本県）、延岡市（宮崎県）、鹿屋市（鹿児島県）、日置市（鹿児島県）、南さつま市（鹿児島県）、奄美市（鹿児島県）は、待機児童を把握していないため、上記の数値に計上していない。

令和元年5月1日 厚生労働省調査

令和元年5月1日 利用できなかった児童（待機児童）マップ（都道府県別）



注：各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

都道府県	利用できなかった児童数 人
北海道	134
青森県	75
岩手県	201
宮城県	436
秋田県	63
山形県	145
福島県	489
茨城県	463
栃木県	65
群馬県	67
埼玉県	2,049
千葉県	1,576
東京都	3,427
神奈川県	735
新潟県	46
富山県	97
石川県	21
福井県	2
山梨県	60
長野県	41
岐阜県	104
静岡県	1,108
愛知県	863
三重県	55
滋賀県	122
京都府	44
大阪府	452
兵庫県	954
奈良県	93
和歌山県	83
鳥取県	69
島根県	190
岡山県	162
広島県	189
山口県	474
徳島県	38
香川県	261
愛媛県	382
高知県	177
福岡県	589
佐賀県	259
長崎県	29
熊本県	199
大分県	44
宮崎県	199
鹿児島県	260
沖縄県	670
計	18,261

利用できなかった児童（待機児童）がいる市町村数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所）

No.	都道府県名	令和元年	平成30年	増減
1	北海道	13	12	1
2	青森県	5	4	1
3	岩手県	8	3	5
4	宮城県	11	11	0
5	秋田県	4	3	1
6	山形県	7	5	2
7	福島県	12	9	3
8	茨城県	14	12	2
9	栃木県	5	8	△ 3
10	群馬県	0	1	△ 1
11	埼玉県	25	25	0
12	千葉県	19	21	△ 2
13	東京都	34	36	△ 2
14	神奈川県	11	12	△ 1
15	新潟県	4	3	1
16	富山県	2	1	1
17	石川県	0	0	0
18	福井県	1	0	1
19	山梨県	4	5	△ 1
20	長野県	6	4	2
21	岐阜県	8	8	0
22	静岡県	13	12	1
23	愛知県	18	18	0
24	三重県	11	7	4
25	滋賀県	7	1	6
26	京都府	3	5	△ 2
27	大阪府	12	10	2
28	兵庫県	10	13	△ 3
29	奈良県	10	8	2
30	和歌山県	6	7	△ 1
31	鳥取県	2	2	0
32	島根県	4	5	△ 1
33	岡山県	4	5	△ 1
34	広島県	5	4	1
35	山口県	6	6	0
36	徳島県	3	6	△ 3
37	香川県	2	3	△ 1
38	愛媛県	7	9	△ 2
39	高知県	9	8	1
40	福岡県	23	21	2
41	佐賀県	7	9	△ 2
42	長崎県	4	3	1
43	熊本県	13	14	△ 1
44	大分県	5	5	0
45	宮崎県	7	11	△ 4
46	鹿児島県	10	10	0
47	沖縄県	21	18	3
都道府県合計		415	403	12

No.	指定都市名	令和元年	平成30年	増減
48	札幌市	0	0	0
49	仙台市	1	1	0
50	さいたま市	1	1	0
51	千葉市	1	1	0
52	横浜市	—	—	—
53	川崎市	0	0	0
54	相模原市	1	1	0
55	新潟市	0	0	0
56	静岡市	1	1	0
57	浜松市	1	1	0
58	名古屋市	—	—	—
59	京都市	0	0	0
60	大阪市	0	0	0
61	堺市	0	0	0
62	神戸市	0	0	0
63	岡山市	1	1	0
64	広島市	1	1	0
65	北九州市	0	0	0
66	福岡市	0	0	0
67	熊本市	0	0	0
指定都市合計		8	8	0

No.	中核市名	令和元年	平成30年	増減
68	函館市	1	1	0
69	旭川市	0	0	0
70	青森市	0	0	0
71	八戸市	1	0	1
72	盛岡市	1	1	0
73	秋田市	1	1	0
74	山形市	0	0	0
75	福島市	1	1	0
76	郡山市	1	0	1
77	いわき市	1	1	0
78	宇都宮市	0	0	0
79	前橋市	1	1	0
80	高崎市	0	0	0
81	川越市	0	0	0
82	川口市	0	0	0
83	越谷市	1	1	0
84	船橋市	1	1	0
85	柏市	1	1	0
86	八王子市	1	1	0
87	横須賀市	1	1	0
88	富山市	1	1	0
89	金沢市	1	1	0
90	福井市	0	0	0
91	甲府市	0	0	0
92	長野市	0	0	0
93	岐阜市	1	1	0
94	豊橋市	1	1	0
95	岡崎市	1	1	0
96	豊田市	0	0	0
97	大津市	0	0	0
98	豊中市	0	0	0
99	高槻市	1	1	0
100	枚方市	1	1	0
101	八尾市	0	0	0
102	寝屋川市	0	0	0
103	東大阪市	1	1	0
104	姫路市	1	1	0
105	尼崎市	1	1	0
106	明石市	0	0	0
107	西宮市	1	1	0
108	奈良市	0	0	0
109	和歌山市	0	0	0
110	鳥取市	0	0	0
111	松江市	1	1	0
112	倉敷市	1	1	0
113	呉市	0	0	0
114	福山市	0	0	0
115	下関市	1	1	0
116	高松市	1	1	0
117	松山市	1	1	0
118	高知市	1	1	0
119	久留米市	0	0	0
120	長崎市	0	0	0
121	佐世保市	1	1	0
122	大分市	1	1	0
123	宮崎市	1	1	0
124	鹿児島市	1	1	0
125	那覇市	1	1	0
中核市合計		35	33	2
総合計		458	444	14

※令和元年から「山形市、福井市、甲府市、寝屋川市」が中核市となったため、平成30年度公表データ「山形県、福井県、山梨県、大阪府」から当該中核市の数（山形市0、福井市0、甲府市0、寝屋川市0）を減算している。

※佐野市（栃木県）、木更津市（千葉県）、横浜、名古屋、隠岐の島町（島根県）、天草市（熊本県）、延岡市（宮崎県）、鹿屋市（鹿児島県）、日置市（鹿児島県）、南さつま市（鹿児島県）、奄美市（鹿児島県）は、待機児童を把握していないため、上記の数値に計上していない。

令和元年5月1日 厚生労働省調査

利用できなかった児童（待機児童）が50人以上いる市町村

（単位：人）

	都道府県名	市区町村名	待機児童数
1	静岡県	浜松市	471
2	兵庫県	尼崎市	380
3	埼玉県	さいたま市	379
4	東京都	足立区	354
5	東京都	練馬区	353
6	千葉県	千葉市	348
7	埼玉県	越谷市	346
8	千葉県	船橋市	327
9	埼玉県	所沢市	261
10	香川県	高松市	252
11	愛知県	一宮市	230
12	東京都	杉並区	206
13	東京都	中央区	201
14	山口県	岩国市	198
15	愛知県	豊橋市	196
16	東京都	葛飾区	190
17	埼玉県	三郷市	184
18	兵庫県	宝塚市	182
19	千葉県	成田市	179
20	神奈川県	茅ヶ崎市	174
21	東京都	あきる野市	164
22	東京都	立川市	159
23	神奈川県	厚木市	158
24	福岡県	粕屋町	153
25	東京都	調布市	149
26	東京都	墨田区	145
27	東京都	八王子市	145
28	愛媛県	四国中央市	144
29	岩手県	奥州市	142
30	佐賀県	佐賀市	142
31	愛媛県	松山市	140
32	東京都	東村山市	137
33	山口県	山口市	137
34	埼玉県	朝霞市	136
35	東京都	大田区	136
36	東京都	江東区	132
37	福島県	郡山市	130
38	東京都	中野区	124
39	兵庫県	姫路市	124
40	神奈川県	伊勢原市	122
41	福島県	須賀川市	120
42	茨城県	つくば市	119
43	千葉県	市川市	115
44	静岡県	藤枝市	107
45	埼玉県	入間市	106
46	埼玉県	熊谷市	103
47	千葉県	八千代市	103
48	愛知県	岡崎市	103
49	宮城県	石巻市	101
50	大阪府	東大阪市	101
51	大阪府	岸和田市	95

	都道府県名	市区町村名	待機児童数
52	千葉県	市原市	94
53	島根県	出雲市	93
54	千葉県	習志野市	89
55	宮城県	大和町	88
56	鹿児島県	出水市	88
57	沖縄県	沖縄市	88
58	静岡県	静岡市	86
59	静岡県	御殿場市	86
60	東京都	東久留米市	84
61	東京都	稲城市	84
62	神奈川県	相模原市	84
63	東京都	清瀬市	82
64	埼玉県	行田市	80
65	沖縄県	宜野湾市	80
66	静岡県	磐田市	79
67	滋賀県	米原市	79
68	兵庫県	川西市	79
69	岡山県	岡山市	79
70	埼玉県	狭山市	77
71	高知県	高知市	77
72	宮城県	宮崎市	76
73	静岡県	島田市	75
74	東京都	青梅市	74
75	東京都	北区	73
76	福岡県	志免町	72
77	茨城県	日立市	69
78	茨城県	水戸市	68
79	鹿児島県	鹿児島市	68
80	群馬県	前橋市	67
81	宮城県	登米市	66
82	神奈川県	藤沢市	66
83	東京都	台東区	65
84	広島県	広島市	65
85	埼玉県	和光市	64
86	宮城県	亘理町	63
87	千葉県	流山市	62
88	東京都	三鷹市	62
89	沖縄県	浦添市	62
90	東京都	狛江市	61
91	広島県	三原市	61
92	山口県	防府市	61
93	沖縄県	うるま市	60
94	宮城県	大崎市	59
95	山口県	下関市	59
96	静岡県	沼津市	58
97	沖縄県	豊見城市	58
98	鳥取県	米子市	57
99	茨城県	笠間市	56
100	愛知県	豊川市	56
101	山形県	尾花沢市	53
102	佐賀県	唐津市	50

（※）本調査における「利用できなかった児童」とは調査日時点において、放課後児童クラブの対象児童で、利用申し込みをしたが何らかの理由で利用（登録）できなかった児童を指す。

- ・利用申し込み時点において登録できなかった児童が調査日時点において他のクラブを利用している場合には、本調査の待機児童数には含めない。
- ・放課後児童クラブを調査日時点において利用しているが、第一希望のクラブでないなど、保護者の私的な理由により他のクラブに利用希望が出ている場合には、本調査には含めない。
- ・他に利用可能な放課後児童クラブがあるにもかかわらず、特定の放課後児童クラブを希望するなど、保護者の私的な理由により待機している場合には本調査の待機児童数には含めない。
- ※他に利用可能な放課後児童クラブとは、以下2点を満たすものをいう。
 - （1）開所時間が保護者の希望に添っている。（例：希望の放課後児童クラブと開所時間に差異がない）
 - （2）立地条件が通所するのに無理がない。（例：通常の交通手段により、20～30分で通所が可能）
- ・利用申し込み時点において登録できなかった児童の保護者が求職活動中の場合については、本調査の待機児童数に含めることとするが、調査日時点において、求職活動を休止していることの確認ができる場合には、含めない。
- ・産休、育休明けの利用希望として事前に利用申し込みが出ているような、利用予約（利用希望日が調査よりも後のもの）の場合には、本調査の待機児童数には含めない。
- ・保護者が育児休業中の場合については、本調査の待機児童数に含めないことができる。
- ・児童福祉法6条の3第2項を踏まえつつ、放課後児童クラブの対象児童は地域のニーズに応じて各自治体が定めている。

放課後児童支援員等数（都道府県・指定都市・中核市別うち常勤職員数・率入り）

（単位：人）

No.	都道府県名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
			うち常勤職員数	
1	北海道	2,859	1,065	37.3%
2	青森県	722	412	57.1%
3	岩手県	1,460	661	45.3%
4	宮城県	1,575	586	37.2%
5	秋田県	1,024	295	28.8%
6	山形県	1,284	708	55.1%
7	福島県	1,127	596	52.9%
8	茨城県	4,637	1,061	22.9%
9	栃木県	2,477	1,056	42.6%
10	群馬県	1,840	794	43.2%
11	埼玉県	5,963	2,237	37.5%
12	千葉県	5,182	1,558	30.1%
13	東京都	14,817	5,154	34.8%
14	神奈川県	2,918	492	16.9%
15	新潟県	1,790	771	43.1%
16	富山県	1,133	171	15.1%
17	石川県	1,026	407	39.7%
18	福井県	724	253	34.9%
19	山梨県	717	412	57.5%
20	長野県	1,708	522	30.6%
21	岐阜県	1,932	586	30.3%
22	静岡県	2,249	850	37.8%
23	愛知県	4,796	788	16.4%
24	三重県	2,673	745	27.9%
25	滋賀県	2,009	703	35.0%
26	京都府	1,525	587	38.5%
27	大阪府	2,816	926	32.9%
28	兵庫県	2,598	998	38.4%
29	奈良県	1,337	370	27.7%
30	和歌山県	820	256	31.2%
31	鳥取県	580	145	25.0%
32	島根県	1,054	280	26.6%
33	岡山県	1,516	515	34.0%
34	広島県	1,149	543	47.3%
35	山口県	1,664	305	18.3%
36	徳島県	1,036	461	44.5%
37	香川県	685	265	38.7%
38	愛媛県	1,073	129	12.0%
39	高知県	461	260	56.4%
40	福岡県	2,967	1,385	46.7%
41	佐賀県	1,353	498	36.8%
42	長崎県	1,102	438	39.7%
43	熊本県	1,555	630	40.5%
44	大分県	1,434	464	32.4%
45	宮崎県	975	463	47.5%
46	鹿児島県	1,756	723	41.2%
47	沖縄県	2,141	1,171	54.7%
都道府県合計		100,239	34,695	34.6%

No.	指定都市名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
			うち常勤職員数	
48	札幌市	1,483	594	40.1%
49	仙台市	1,202	922	76.7%
50	さいたま市	1,521	511	33.6%
51	千葉市	977	519	53.1%
52	横浜市	5,434	1,112	20.5%
53	川崎市	1,560	332	21.3%
54	相模原市	1,418	137	9.7%
55	新潟市	1,184	626	52.9%
56	静岡市	518	30	5.8%
57	浜松市	899	110	12.2%
58	名古屋市	1,739	354	20.4%
59	京都市	710	448	63.1%
60	大阪市	866	403	46.5%
61	堺市	1,241	44	3.5%
62	神戸市	1,968	399	20.3%
63	岡山市	1,094	159	14.5%
64	広島市	2,023	69	3.4%
65	北九州市	1,653	317	19.2%
66	福岡市	702	289	41.2%
67	熊本市	580	25	4.3%
指定都市合計		28,772	7,400	25.7%

No.	中核市名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
			うち常勤職員数	
68	函館市	342	123	36.0%
69	旭川市	226	30	13.3%
70	青森市	224	223	99.6%
71	八戸市	221	122	55.2%
72	盛岡市	327	115	35.2%
73	秋田市	237	116	48.9%
74	山形市	285	225	78.9%
75	福島市	425	197	46.4%
76	郡山市	266	57	21.4%
77	いわき市	368	202	54.9%
78	宇都宮市	351	351	100.0%
79	前橋市	525	180	34.3%
80	高崎市	495	172	34.7%
81	川越市	223	217	97.3%
82	川口市	426	155	36.4%
83	越谷市	219	219	100.0%
84	船橋市	442	353	79.9%
85	柏市	327	121	37.0%
86	八王子市	455	161	35.4%
87	横須賀市	481	96	20.0%
88	富山市	731	146	20.0%
89	金沢市	529	204	38.6%
90	福井市	677	131	19.4%
91	甲府市	129	115	89.1%
92	長野市	927	393	42.4%
93	岐阜市	348	172	49.4%
94	豊橋市	458	160	34.9%
95	岡崎市	377	24	6.4%
96	豊田市	664	35	5.3%
97	大津市	328	121	36.9%
98	豊中市	241	82	34.0%
99	高槻市	304	114	37.5%
100	枚方市	223	183	82.1%
101	八尾市	238	238	100.0%
102	寝屋川市	170	0	0.0%
103	東大阪市	540	184	34.1%
104	姫路市	504	0	0.0%
105	尼崎市	289	26	9.0%
106	明石市	216	90	41.7%
107	西宮市	334	173	51.8%
108	奈良市	540	171	31.7%
109	和歌山市	468	11	2.4%
110	鳥取市	382	168	44.0%
111	松江市	478	174	36.4%
112	倉敷市	761	389	51.1%
113	呉市	252	0	0.0%
114	福山市	319	319	100.0%
115	下関市	192	125	65.1%
116	高松市	404	165	40.8%
117	松山市	850	15	1.8%
118	高知市	329	158	48.0%
119	久留米市	500	160	32.0%
120	長崎市	825	287	34.8%
121	佐世保市	379	187	49.3%
122	大分市	502	139	27.7%
123	宮崎市	434	189	43.5%
124	鹿児島市	1,123	60	5.3%
125	那覇市	573	267	46.6%
中核市合計		24,403	9,010	36.9%
総合計		153,414	51,105	33.3%

令和元年5月1日 厚生労働省調査

学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設で実施するクラブ数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所）

No.	都道府県名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
1	北海道	165	46	211	33.7%
2	青森県	66	15	81	42.2%
3	岩手県	47	70	117	38.5%
4	宮城県	68	60	128	46.0%
5	秋田県	73	19	92	47.2%
6	山形県	42	38	80	31.4%
7	福島県	76	34	110	45.3%
8	茨城県	251	154	405	59.2%
9	栃木県	104	93	197	39.9%
10	群馬県	49	56	105	30.6%
11	埼玉県	277	357	634	58.6%
12	千葉県	409	254	663	75.3%
13	東京都	521	422	943	54.0%
14	神奈川県	145	53	198	43.4%
15	新潟県	119	50	169	50.8%
16	富山県	61	30	91	54.8%
17	石川県	54	42	96	40.2%
18	福井県	36	11	47	28.0%
19	山梨県	40	18	58	25.8%
20	長野県	86	54	140	40.9%
21	岐阜県	165	63	228	74.0%
22	静岡県	156	132	288	61.3%
23	愛知県	202	157	359	49.4%
24	三重県	38	94	132	33.0%
25	滋賀県	66	75	141	46.8%
26	京都府	84	80	164	66.7%
27	大阪府	317	193	510	92.1%
28	兵庫県	186	171	357	68.7%
29	奈良県	63	76	139	63.5%
30	和歌山県	55	31	86	61.9%
31	鳥取県	29	12	41	35.7%
32	島根県	42	25	67	40.1%
33	岡山県	74	47	121	52.8%
34	広島県	74	85	159	57.4%
35	山口県	95	92	187	63.6%
36	徳島県	28	40	68	36.6%
37	香川県	49	50	99	60.0%
38	愛媛県	77	50	127	61.1%
39	高知県	30	31	61	71.8%
40	福岡県	95	214	309	70.5%
41	佐賀県	105	104	209	81.3%
42	長崎県	7	22	29	13.0%
43	熊本県	31	88	119	37.0%
44	大分県	53	57	110	45.6%
45	宮崎県	54	12	66	31.1%
46	鹿児島県	33	28	61	15.8%
47	沖縄県	6	29	35	8.5%
都道府県合計		4,903	3,934	8,837	50.9%

No.	指定都市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
48	札幌市	93	0	93	36.9%
49	仙台市	58	1	59	26.5%
50	さいたま市	35	32	67	25.2%
51	千葉市	69	58	127	73.4%
52	横浜市	277	17	294	55.0%
53	川崎市	0	114	114	86.4%
54	相模原市	16	24	40	34.5%
55	新潟市	33	71	104	60.5%
56	静岡市	36	28	64	72.7%
57	浜松市	35	82	117	82.4%
58	名古屋市	48	0	48	20.9%
59	京都市	27	7	34	18.2%
60	大阪市	81	0	81	42.4%
61	堺市	69	20	89	96.7%
62	神戸市	50	9	59	25.9%
63	岡山市	47	126	173	87.4%
64	広島市	64	67	131	42.7%
65	北九州市	15	75	90	67.7%
66	福岡市	25	112	137	98.6%
67	熊本市	36	90	126	82.4%
指定都市合計		1,114	933	2,047	51.7%

No.	中核市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
68	函館市	16	1	17	28.8%
69	旭川市	30	23	53	58.2%
70	青森市	31	2	33	62.3%
71	八戸市	13	1	14	28.6%
72	盛岡市	3	2	5	8.8%
73	秋田市	0	0	0	0.0%
74	山形市	30	2	32	45.7%
75	福島市	5	11	16	20.5%
76	郡山市	33	21	54	94.7%
77	いわき市	16	26	42	61.8%
78	宇都宮市	59	90	149	90.9%
79	前橋市	7	23	30	41.1%
80	高崎市	10	57	67	69.1%
81	川越市	54	16	70	98.6%
82	川口市	84	43	127	98.4%
83	越谷市	10	33	43	86.0%
84	船橋市	35	51	86	86.0%
85	柏市	27	45	72	94.7%
86	八王子市	37	44	81	62.3%
87	横須賀市	26	0	26	36.1%
88	富山市	23	29	52	45.6%
89	金沢市	13	4	17	17.5%
90	福井市	34	0	34	41.5%
91	甲府市	6	16	22	44.9%
92	長野市	49	0	49	54.4%
93	岐阜市	41	0	41	89.1%
94	豊橋市	17	16	33	35.9%
95	岡崎市	2	3	5	10.9%
96	豊田市	29	39	68	98.6%
97	大津市	8	14	22	42.3%
98	豊中市	37	4	41	100.0%
99	高槻市	29	34	63	94.0%
100	枚方市	24	73	97	89.8%
101	八尾市	47	19	66	85.7%
102	寝屋川市	33	8	41	100.0%
103	東大阪市	25	25	50	83.3%
104	姫路市	9	69	78	66.7%
105	尼崎市	10	44	54	73.0%
106	明石市	10	17	27	93.1%
107	西宮市	8	62	70	93.3%
108	奈良市	7	37	44	91.7%
109	和歌山市	73	17	90	84.9%
110	鳥取市	33	13	46	68.7%
111	松江市	19	10	29	42.6%
112	倉敷市	43	69	112	79.4%
113	呉市	35	15	50	87.7%
114	福山市	41	23	64	86.5%
115	下関市	26	8	34	87.2%
116	高松市	34	57	91	77.8%
117	松山市	20	68	88	75.9%
118	高知市	42	45	87	88.8%
119	久留米市	0	44	44	93.6%
120	長崎市	22	20	42	43.8%
121	佐世保市	1	11	12	16.4%
122	大分市	18	28	46	70.8%
123	宮崎市	20	21	41	78.8%
124	鹿児島市	50	42	92	45.8%
125	那覇市	11	13	24	26.4%
中核市合計		1,475	1,508	2,983	65.2%
総合計		7,492	6,375	13,867	53.6%

令和元年5月1日 厚生労働省調査

同一小学校内（学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設）で放課後子供教室の活動プログラムに参加しているクラブ数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所）

No.	都道府県名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
1	北海道	35	6	41	19.4%
2	青森県	10	1	11	13.6%
3	岩手県	7	5	12	10.3%
4	宮城県	9	5	14	10.9%
5	秋田県	13	5	18	19.6%
6	山形県	7	4	11	13.8%
7	福島県	22	1	23	20.9%
8	茨城県	109	80	189	46.7%
9	栃木県	30	19	49	24.9%
10	群馬県	10	7	17	16.2%
11	埼玉県	159	169	328	51.7%
12	千葉県	86	68	154	23.2%
13	東京都	443	316	759	80.5%
14	神奈川県	78	18	96	48.5%
15	新潟県	5	9	14	8.3%
16	富山県	31	9	40	44.0%
17	石川県	1	1	2	2.1%
18	福井県	5	3	8	17.0%
19	山梨県	17	6	23	39.7%
20	長野県	19	11	30	21.4%
21	岐阜県	23	15	38	16.7%
22	静岡県	44	44	88	30.6%
23	愛知県	56	48	104	29.0%
24	三重県	7	22	29	22.0%
25	滋賀県	0	3	3	2.1%
26	京都府	10	30	40	24.4%
27	大阪府	233	132	365	71.6%
28	兵庫県	93	104	197	55.2%
29	奈良県	6	12	18	12.9%
30	和歌山県	10	13	23	26.7%
31	鳥取県	2	2	4	9.8%
32	島根県	7	3	10	14.9%
33	岡山県	11	7	18	14.9%
34	広島県	10	15	25	15.7%
35	山口県	32	36	68	36.4%
36	徳島県	9	2	11	16.2%
37	香川県	0	2	2	2.0%
38	愛媛県	9	8	17	13.4%
39	高知県	4	2	6	9.8%
40	福岡県	20	41	61	19.7%
41	佐賀県	9	17	26	12.4%
42	長崎県	3	3	6	20.7%
43	熊本県	8	3	11	9.2%
44	大分県	16	20	36	32.7%
45	宮崎県	2	1	3	4.5%
46	鹿児島県	1	0	1	1.6%
47	沖縄県	2	6	8	22.9%
都道府県合計		1,723	1,334	3,057	34.6%

No.	指定都市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
48	札幌市	92	0	92	98.9%
49	仙台市	8	1	9	15.3%
50	さいたま市	30	25	55	82.1%
51	千葉市	57	54	111	87.4%
52	横浜市	277	17	294	100.0%
53	川崎市	0	114	114	100.0%
54	相模原市	3	1	4	10.0%
55	新潟市	7	11	18	17.3%
56	静岡市	13	14	27	42.2%
57	浜松市	0	0	0	0.0%
58	名古屋市	48	0	48	100.0%
59	京都市	17	0	17	50.0%
60	大阪市	81	0	81	100.0%
61	堺市	17	4	21	23.6%
62	神戸市	24	5	29	49.2%
63	岡山市	7	34	41	23.7%
64	広島市	0	0	0	0.0%
65	北九州市	0	0	0	0.0%
66	福岡市	25	108	133	97.1%
67	熊本市	36	90	126	100.0%
指定都市合計		742	478	1,220	59.6%

No.	中核市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
68	函館市	2	0	2	11.8%
69	旭川市	0	0	0	0.0%
70	青森市	29	2	31	93.9%
71	八戸市	2	0	2	14.3%
72	盛岡市	0	0	0	0.0%
73	秋田市	0	0	0	0.0%
74	山形市	3	0	3	9.4%
75	福島市	0	0	0	0.0%
76	郡山市	0	0	0	0.0%
77	いわき市	0	0	0	0.0%
78	宇都宮市	0	0	0	0.0%
79	前橋市	4	14	18	60.0%
80	高崎市	0	0	0	0.0%
81	川越市	0	0	0	0.0%
82	川口市	20	13	33	26.0%
83	越谷市	0	0	0	0.0%
84	船橋市	35	51	86	100.0%
85	柏市	27	45	72	100.0%
86	八王子市	36	42	78	96.3%
87	横須賀市	1	0	1	3.8%
88	富山市	7	7	14	26.9%
89	金沢市	0	0	0	0.0%
90	福井市	0	0	0	0.0%
91	甲府市	1	1	2	9.1%
92	長野市	49	0	49	100.0%
93	岐阜市	14	0	14	34.1%
94	豊橋市	5	5	10	30.3%
95	岡崎市	0	1	1	20.0%
96	豊田市	1	1	2	2.9%
97	大津市	0	0	0	0.0%
98	豊中市	0	0	0	0.0%
99	高槻市	0	0	0	0.0%
100	枚方市	24	73	97	100.0%
101	八尾市	44	17	61	92.4%
102	寝屋川市	33	8	41	100.0%
103	東大阪市	0	0	0	0.0%
104	姫路市	0	0	0	0.0%
105	尼崎市	10	44	54	100.0%
106	明石市	4	4	8	29.6%
107	西宮市	0	13	13	18.6%
108	奈良市	6	37	43	97.7%
109	和歌山市	0	0	0	0.0%
110	鳥取市	0	0	0	0.0%
111	松江市	11	10	21	72.4%
112	倉敷市	43	69	112	100.0%
113	呉市	0	0	0	0.0%
114	福山市	10	4	14	21.9%
115	下関市	9	1	10	29.4%
116	高松市	7	13	20	22.0%
117	松山市	9	30	39	44.3%
118	高知市	0	0	0	0.0%
119	久留米市	0	0	0	0.0%
120	長崎市	6	6	12	28.6%
121	佐世保市	1	6	7	58.3%
122	大分市	6	12	18	39.1%
123	宮崎市	1	2	3	7.3%
124	鹿児島市	45	32	77	83.7%
125	那覇市	6	10	16	66.7%
中核市合計		511	573	1,084	36.3%
総合計		2,976	2,385	5,361	38.7%

令和元年5月1日 厚生労働省調査

背景・課題

○現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。

○小学校内で両事業を行う「一休型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

○そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

■ **放課後児童クラブ**について、**2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備**（約122万人⇒約152万人）

■ **全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一休型として1万箇所以上で実施することを目指す。**

■ **両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。**

■ **子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。**

放課後児童クラブの受け皿整備（「新・放課後子ども総合プラン」）

（2018（平成30）年9月14日公表）

「新・放課後子ども総合プラン」において示す目標（抜粋）

放課後児童クラブの量的拡充を図り、2021年度末までに約25万人分を整備し待機児童の解消を目指す、女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までにさらに約5万人分を整備し、5年間で約30万人分の受け皿を整備する。

122万人⇒152万人

小1の壁の解消、小1の利用率が保育(3～5歳児)の8割程度
3年間で約25万人分の受け皿を整備

自治体を支援し、3年間で待機児童を解消

2018(H30)
年度末

目標値

122万人

約30万人増

2015(H27)年度

「放課後子ども総合プラン」
(4年間)

登録児童数

約117万人(H29.5)

待機児童数

約1.7万人(H29.5)

女性(25-44歳)就業率

72.7%(H28)

2021年度末

2023年度末

目標値

152万人

約25万人増

約5万人増

「新・放課後子ども総合プラン」
(5年間)

ゼロ

80%

元教地推第 1 2 号
子子発 0704 第 1 号
令和元年 7 月 4 日

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県教育委員会教育長
各 指 定 都 市 市 長
各指定都市教育委員会教育長
各 中 核 市 市 長
各中核市教育委員会教育長

殿

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長

中 野 理 美

(印影印刷)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長

田 村 悟

(印影印刷)

放課後児童クラブの実施における学校施設の管理運営上の取決め
について(通知)

次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、これまでの放課後児童対策の取組を更に推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、「新・放課後子ども総合プラン」を平成 30 年 9 月に策定し、今年度から実施しています。

本プランにおいて、特に学校は、放課後も児童が移動せずに安全に過ごせる場所であることから、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない特別教室等の徹底的な活用を促進するものとしており、その場合の学校施設の活用にあたっての責任体制の明確化についても示しているところです。

これらを踏まえ、学校施設の管理運営上の責任の所在について、関係部局間での

取決めが行われやすくするよう、既に独自の取組を行っている自治体等の例を参考に、別添のとおり協定書のひな形を作成いたしました。

つきましては、管内・域内市町村に対して、都道府県教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市・中核市教育委員会にあっては所管の学校に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は関係部局間での取組の一助となるよう参考として示すものであり、協定書の策定を必須化したり、既存の取決めを変更したりするよう促すものではありません。また、協定書の項目や取り交わし先についてもあくまでも参考であり、自治体・教育委員会・放課後児童クラブ・学校等がそれぞれの状況を踏まえて最も適した形で御活用いただくようお願いいたします。

○別添 首長部局と教育委員会が協定を結ぶ場合のひな形

＜本件連絡先＞

【放課後児童クラブに関すること】

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

電話：03(5253)1111 内線：4845, 4966

【放課後子供教室、小学校の学校開放に関すること】

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

地域学校協働活動推進室

電話：03(5253)4111 内線：3260

注：この協定書（案）は、あくまで各自治体等で内容を検討する際の一助となるよう作成したものであり、この項目や記述に厳格に則ることを必ずしも想定したものではない。

（首長部局と教育委員会が協定を結ぶ場合のひな形）

学校施設を活用した放課後児童クラブの整備に係る協定書（案）

〇〇市▲▲（以下「甲」という。）と〇〇市教育委員会■（以下「乙」という。）とは、乙の管理する学校施設を活用した放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の整備、開設及び運営（以下「整備等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（基本的合意）

第1条 児童クラブの整備等にあたっては、学校教育に支障が生じない限りにおいて、学校施設の活用を基本とする。

（施設の区分・管理）

第2条 施設の区分は次の各号に定めるとおりとする。

- （1）学校専用エリア（主として学校の児童・教職員等が使用するエリア）
- （2）児童クラブ専用エリア（主として児童クラブを利用する児童・放課後児童支援員等（以下「児童クラブ利用児童等」という。）が使用するエリア）
- （3）共用エリア（学校の児童・教職員等と児童クラブ利用児童等が共同で使用するエリア）

2 施設・設備の維持管理等については、児童クラブ専用エリアは甲が、学校専用エリア及び共用エリアは乙が責任を負うものとする。

3 警備・防災等については、児童クラブ専用エリアは甲が、学校専用エリアは乙が責任を負うものとする。共用エリアは原則として乙が責任を負うが、児童クラブだけが開設している場合には、甲が責任を負う。

（学校既存設備の利用等）

第3条 児童クラブの整備等にあたっては、児童クラブ利用児童等が使用するトイレ、洗面所等については、できる限り新設することなく、学校の既存設備を使用するものとする。

2 児童クラブ利用児童等が使用する出入口については、児童クラブ専用エリア又は共用エリアに設置するものとする。

（事故等に係る責任の範囲）

第4条 児童クラブ専用エリア、共用エリアに関わらず、児童クラブの使用開始時刻から使用終了時刻までに児童クラブ利用児童等に事故があった場合、又は児童クラブ利用児童等に起因する事故があった場合には、甲が責任を負うものとする。

(光熱水費の負担)

第5条 児童クラブに係る電気・ガス・水道料金及び下水道使用料については、甲が負担する。ただし、明確に区分できない場合には、甲乙協議により決定するものとする。

(学校施設の不足により学校運営に支障が生じた場合の対応)

第6条 学校施設の不足により、甲に学校施設から転用した施設を使用させることが困難な事態が生じたときは、乙は甲に速やかに通知し、甲乙協議の上、施設を学校施設へ再転用することを基本とする。
2 前項の協議の結果、甲、乙、双方が合意した場合には、甲は速やかに移転先を確保するものとする。

(個別協議)

第7条 各条の規定は原則的なものであり、具体的な事例については必要に応じて個別に協議するものとする。

(疑義等があった場合の対応)

第8条 この協定に定めのない事態が生じたとき又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議により決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協議書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、甲、乙各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 ○○市 ▲▲

乙 ○○市教育委員会 ■■

子発 1003 第 1 号
令和元年 10 月 3 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の
施行について

本日、別添 1 のとおり放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第 61 号。以下「改正省令」という。）が公布されたところであるが、改正省令の趣旨、内容及び留意事項は下記のとおりであるので、各位におかれては、御了知の上、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知を図るとともに、その運用に遺漏無きを期されたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 改正の趣旨及び内容

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 8 の 2 第 1 項の規定に基づき、市町村は、放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととされている。

現在、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例で基準を定めるに当たっては、事業に従事する者及びその員数については放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「設備運営基準」という。）に従い定めるものとし、その他の事項については設備運営基準を参酌するものとされている。

本年 6 月 7 日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 26 号）が公布され、市町村が条例で基準を定めるに当たっては、事業に従事する者及びその員数を含む全ての事項について、設備運営基準を参酌することとされた。これに伴い、設備運営基準第 1 条第 1 項について、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分を削除し、設備運営基準で定める事項を全て「参酌すべき基準」とする。

第二 留意事項

- 1 今般、事業に従事する者及びその員数に係る基準が「従うべき基準」から「参酌すべき基準」とされたが、その基準の内容は変わるものではない。
- 2 事業をいかなる体制で運営する場合でも、利用者の安全の確保について最大限留意し、児童が安心して放課後の時間を過ごせるようにすることが必要である。そのため、市町村が、地域の実情に応じ条例で設備運営基準と異なる基準を定める場合については、児童の安全や事業の質が確保されることが前提であり、設備運営基準の内容を十分参酌した上で、責任を持って判断しなければならない。また、条例制定過程において、利用者の保護者や関係者、関係団体等から広く意見を求めるとともに、その内容について、十分説明責任を果たすことが必要である。

事業者においては、児童の安全の確保には最大限の留意が必要であることから、「放課後児童クラブ運営指針」（平成 27 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 34 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「運営指針」という。）にあるとおり、事故等の防止及び対応に関する訓練等を実施するとともに、市町村や学校等関係機関と連携・協力体制を整備しなければならない（別添 2）。
- 3 法第 34 条の 8 の 3 に規定する報告及び立入調査等については、設備運営基準、運営指針等を参考にしつつ、条例に則った運営がされているかや、児童の安全や事業の質が確保されているかという観点から、各市町村において適切に実施すべきである。特に、地域の実情に応じ条例で設備運営基準と異なる基準を定める場合については、2 で示した体制等が整備されているかという観点から実施すべきである。
- 4 設備運営基準第 10 条第 3 項及び附則第 2 条に規定する放課後児童支援員については、令和 2 年 3 月 31 日にその経過措置が終了する予定であることも踏まえ、都道府県及び指定都市においては、設備運営基準第 10 条第 3 項に規定する都道府県知事又は地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長が行う

研修（以下「放課後児童支援員認定資格研修」という。）の機会の提供に引き続き積極的に努めることとし、研修の回数や開催場所など受講者への配慮も必要である。また、市町村及び事業者においても、放課後児童支援員認定資格研修を未だ受講していない職員に対して、研修受講機会を確保するよう特段の配慮を行うことが必要である。

第三 施行期日

改正省令は、令和２年４月１日から施行する。



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

(省令)

○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(厚生労働六一)

(告示)

○日本国に帰化を許可する件

(法務一四一)

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件(厚生労働一四一)

○保安林の指定施業要件を変更する件(農林水産一〇三六、一〇五四)

○砂防法第二条の土地を指定する件(国土交通五八七、五八八)

○海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を付与する件(防衛一四一)

○道路に関する件

(東北地方整備局四二)

○那珂川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件

(関東地方整備局六二)

○浄化槽の型式の認定を更新した件
(北陸地方整備局一〇)

(国会事項)

(人事異動)

内閣 金融庁 財務省

(叙位・叙勲)

(皇室事項)

(官庁報告)

官庁事項

登録操縦免許証更新講習の登録事項の変更に関する告示(国土交通省)
登録操縦免許証失効再交付講習の登録事項の変更に関する告示(同)
九州地方整備局公示(九州地方整備局)

(公告)

諸事項

官庁

財団、司法書士懲戒処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

省

令

○厚生労働省令第六十一号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十四条の八の二第二項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。
令和元年十月三日
厚生労働大臣 加藤 勝信

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十三号)の一部を次の表のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(趣旨) 第一条 この省令は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。)第三十四条の八の二第二項の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(以下「設備運営基準」という。)を市町村(特別区を含む。以下同じ。)が条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定めるものとする。	(趣旨) 第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。)第三十四条の八の二第二項の厚生労働省令で定める基準(以下「設備運営基準」という。)は、次の各号に掲げる基準に並び、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一 法第三十四条の八の二第一項の規定により、放課後児童健全育成事業(法第六條の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。)に従事する者及びその員数について市町村(特別区を含む。以下同じ。)が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十条(第四項を除く。)及び附則第二条の規定による基準 二 法第三十四条の八の二第一項の規定により、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前号に定める規定による基準以外のもの

2・3 (略)

2・3 (略)

附則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

放課後児童クラブ運営指針（平成 27 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 34 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）（抄）

第 6 章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

2. 衛生管理及び安全対策

(2) 事故やケガの防止と対応

- 事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、放課後児童支援員等の間で共有する。

(3) 防災及び防犯対策

- 放課後児童クラブの運営主体は、市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に（少なくとも年 2 回以上）訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図る。
- 市町村や学校等関係機関と連携及び協力を図り、防災や防犯に関する訓練を実施するなど、地域における子どもの安全確保や安全点検に関する情報の共有に努める。
- 災害等が発生した場合には、子どもの安全確保を最優先にし、災害等の状況に応じた適切な対応をとる。
- 災害等が発生した際の対応については、その対応の仕方を事前に定めておくとともに、緊急時の連絡体制を整備して保護者や学校と共有しておく。

子子発 1 0 0 3 第 1 号
令和元年 1 0 月 3 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長
(公 印 省 略)

放課後児童健全育成事業の質の確保及び向上に向けた取組の推進について

今般、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第 61 号）が公布され、改正の趣旨及び内容等については「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行について」（令和元年 10 月 3 日付け子発 1003 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知）でお示ししたとおりである。

放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）の質の確保及び向上に向けては、これまでも種々の取組を行ってきたところであるが、取組を進めるに当たっての留意点等を下記のとおりお示しするので、各位におかれては、御了知の上、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知を図るとともに、その運用に遺漏無きを期されたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 放課後児童支援員の要件について

今般、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「設備運営基準」という。）のうち、放課後児童支援員の要件に係る基準が「従うべき基準」から「参酌すべき基準」とされたが、その基準の内容は変わるものではない。市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、設備運営基準を参照しつつ、地域の実情に応じ条例で設備運営基準と異なる基準を定めることが可能となるが、放課後児童支援員としての全国共通の認定資格を付与するためには、設備運営基準第 10 条第 3 項に規定する要件を満たす必要がある。なお、市町村が、地域の実情に応じ条例で設備運営基準と異なる基準を定める場合については、児童の安全や育成支援の質が確保されていることが前提であり、設備運営基準の内容を十分参酌した上で、責任を持って判断しなければならない。

設備運営基準第 10 条第 3 項に規定する都道府県知事又は地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長が行う研修（以下「認定資格研修」という。）は、放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完するものであり、事業の質を高める上で極めて重要であることから、各都道府県等におかれては、今後も積極的に実施されたい。

認定資格研修の実施に当たっては、関係市町村や関係団体等と十分な連携を図り、

- ・ 認定資格研修の開催日、時間帯等の設定
- ・ 受講人数枠及び研修回数、研修開催場所

等について、都道府県等の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜工夫するなど、効果的で円滑な実施が図られるよう努められたい。

また、各放課後児童健全育成事業者（以下「事業者」という。）においては、職員に対し、認定資格研修をはじめ、その資質の向上のための研修の受講機会を十分に確保していただくことが必要である。

なお、

- ・ 認定資格研修の実施に必要な経費については、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金（放課後児童支援員等研修事業）により国庫補助を受けることが可能となっているほか、
- ・ 放課後児童支援員等が認定資格研修や資質の向上を図るための研修を受

講ずる際に必要となる代替職員の雇上げ等経費については、子ども・子育て支援交付金（放課後児童健全育成事業）により国庫補助を受けることが可能となっている

ため、積極的にご活用いただきたい。

2 運営内容の評価について

設備運営基準第5条において、事業者は、その運営の内容について、自ら評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表するよう努めなければならないとしている。

定期的な自己評価を実施している事業者の数は約50%（平成30年5月1日現在）にとどまっているところであるが、自己評価を実施することで、

- ・自己評価を通じて明らかとなった課題等について職員間で共有し、改善の方向性を検討して事業内容の向上に活かすこと
- ・自己評価の結果を公表することにより、児童や保護者、地域との継続的な対話や協力関係づくりを進め、信頼される開かれた事業となる契機となること

等の効果が期待されることから、積極的に実施されたい。

なお、自己評価の実施に当たっては、平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「放課後児童クラブの第三者評価マニュアル等に関する調査研究」において作成した「放課後児童クラブ自己チェックリスト」を活用いただきたい。

3 放課後児童支援員等の処遇改善について

事業の適切な運営を図るとともに育成支援の質の確保及び向上を図るためには、放課後児童支援員等の雇用形態を長期的に安定したものとし、放課後児童支援員等が長期にわたって安心して就業できるよう、処遇改善などに努めることが必要である。

放課後児童支援員等の処遇改善を図る上で、現在、活用可能な予算制度を以下に示すので、積極的にご活用いただきたい。なお、各制度の詳細な内容については、「「放課後児童健全育成事業」の実施について」（平成27年5月21日付け雇児発第0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を参照いただきたい。

（1）放課後児童支援員等処遇改善等事業

① 事業内容

保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育所の利用者が就学後も引き続き放課後児童クラブ（事業を行う場所をいう。以下同じ。）を円滑に利用できるように、18時半を超えて開所する放課後児童クラブにおいて、

ア 家庭、学校等との連絡及び情報交換等を行い、いずれかの業務に従事する職員を配置する場合に、当該職員の賃金改善に必要な経費の補助を行う。

イ または、アに加え、地域との連携、協力等を行い、いずれかの業務に従事する職員を配置し、うち1名以上を常勤職員とする場合に、当該職員の賃金改善経費を含む常勤職員を配置するために必要な経費の補助を行う。

② 令和元年度補助基準額：ア 1,575 千円 イ 3,012 千円

（2）放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

① 事業内容

放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員について、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する費用を補助する。

ア 放課後児童支援員を対象に年額 128 千円（月額約 1 万円）

イ 経験年数が概ね 5 年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を修了した者を対象にアと合わせて年額 256 千円（月額約 2 万円）

ウ イの条件を満たす経験年数が概ね 10 年以上の事業所長（マネジメント）的立場にある放課後児童支援員を対象にイと合わせて年額 384 千円（月額約 3 万円）

② 令和元年度補助基準額：ア 128 千円〔1 人当たり年額〕

イ 256 千円〔1 人当たり年額〕

ウ 384 千円〔1 人当たり年額〕

※ 1 支援の単位あたりの基準額は、896 千円を上限とする。

4 その他

3のほか、育成支援の質の確保及び向上を図る上で、現在、活用可能な予算制度を以下に示すので、積極的にご活用いただきたい。なお、事業の各制度の詳細な内容については、「保育人材確保事業の実施について」（平成 29 年 4 月 17 日付け雇児発 0417 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を参照いただきたい。

（1）放課後児童クラブへの巡回支援事業

① 事業内容

利用児童の安全確保や、児童の自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市区町村等に配置する。

② 令和元年度補助基準額：4,064 千円

(2) 保育士・保育所支援センター設置運営事業

① 事業内容

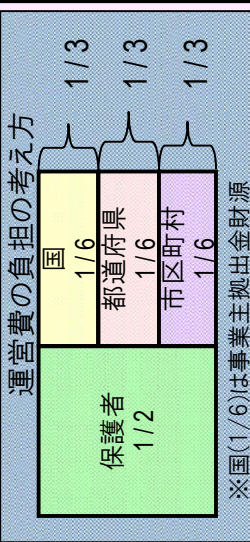
放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センターにおいて、放課後児童支援員として就労を希望する者に対し、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携し、市区町村において就職相談等の支援を行う。

② 令和元年度補助基準額：1,161 千円

放課後児童クラブ関係予算のポイント

令和元年度予算 888億円 → 令和2年度予算案 978億円
 (うち、子ども・子育て支援交付金 令和2年度予算案 812億円)

- 「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日策定)を踏まえ、放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分(約122万人から約147万人)を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分(約122万人から約152万人)の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。
- 地方分権一括法による「従うべき基準」の参酌化に伴い、常時職員1名配置とするクラブ等について、職員配置等に応じた補助基準額を設定する。
- 実施主体：市区町村(特別区を含む)



令和2年度予算案の主な内容

1 施設整備費の国庫補助率嵩上げ【2016(平成28)年度からの継続】

○公立の場合：(嵩上げ前)国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3
 →(嵩上げ後)国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6

2 放課後児童クラブ運営費

(1)放課後子ども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等の補助。

(2)放課後児童クラブ支援事業

障害児受入れクラブへの専門的知識等を有する職員の配置や量的拡充のための市区町村の支援策等に対する補助。

(3)障害児受入強化推進事業

障害児を3名以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に要する経費の補助。

(4)小規模放課後児童クラブ支援事業

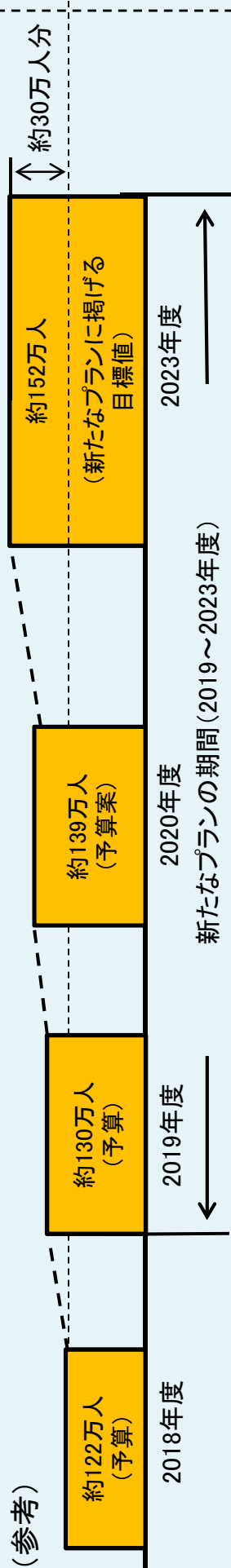
19人以下の小規模クラブにおける職員の複数配置の経費補助。

(5)放課後児童支援員の処遇改善

▶18:30を超えて開所するクラブに対し、放課後児童支援員等の処遇改善経費の補助。

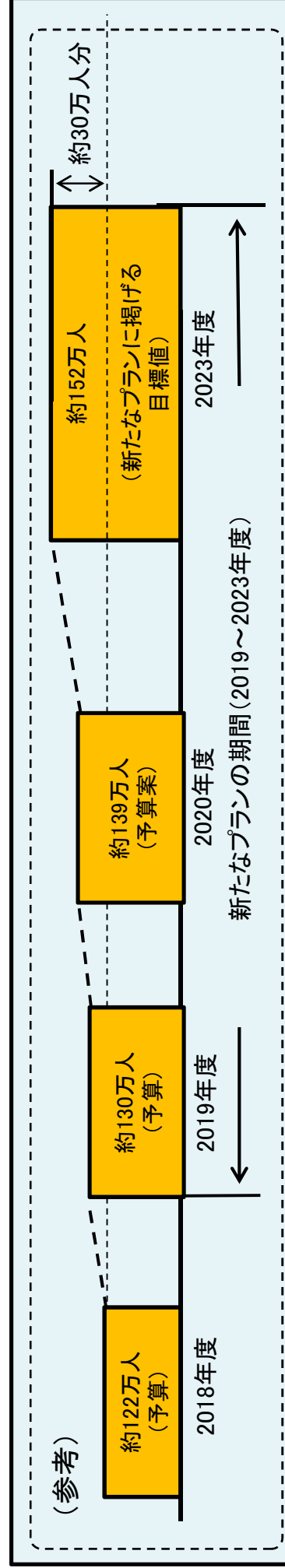
▶放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に要する経費の補助。

(6)要支援児童等対応推進事業(令和2年度新規)
 要支援児童等の支援のための職員配置の経費補助。



放課後児童対策について

- 1 放課後児童クラブ運営費等(内閣府予算)
「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2021年度末までに約25万人分(約122万人から約147万人)の受け皿を整備し待機児童の解消を目指し、2023年度末までに計約30万人分(約122万人から約152万人)の受け皿の整備に向け、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図る。
- 2 放課後児童クラブ施設整備費(内閣府予算)
市町村が、子ども・子育て支援事業計画に位置づけた放課後児童クラブの整備を行うための経費に対する補助を行う。また、待機児童が発生している市区町村等における施設整備費の国庫補助率嵩上げ(公立の場合:国1/3→2/3)を継続する。
- 3 放課後児童対策の推進(厚労省予算)
放課後児童対策の推進を図るため、児童館、公民館等の既存の社会資源の活用や、小規模・多機能による放課後の子どもの居場所の確保を促進する。また、放課後児童クラブの育成支援の質の向上や安全確保を図るため、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市区町村等に配置する事業等を実施する。
- 4 放課後児童支援員等研修(厚労省予算)
放課後児童クラブの質が確保されるよう、放課後児童支援員等に対する研修を行うための経費に対する補助を行う。



(注)金額は令和2年度予算案額(()内は令和元年度予算額)

子ども・子育て支援交付金(内閣府所管):
1,453億円の内数(1,304億円の内数)

1. 運営費等 812億円(731億円)

※補助率:国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

(1) 量の拡充

① 放課後児童健全育成事業(運営費)

(ア) 事業内容

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する費用の補助を行う。なお、地方分権一括法による従うべき基準の参酌化に伴い、常時職員1名配置とする等のクラブについて、職員配置に応じた補助基準額を設定する。

(イ) 補助基準額 ※それぞれ児童数36～45人の場合

(i) 設置運営基準どおり放課後児童支援員等を配置した場合

補助基準額(案): 4,577千円

(ii) 放課後児童支援員1名のみの配置とした場合

補助基準額(案): 3,866千円

(iii) 職員複数配置かつ設置運営基準に基づく放課後児童支援員を配置しない場合

補助基準額(案): 4,025千円

(iv) 職員1名配置かつ設置運営基準に基づく放課後児童支援員を配置しない場合

補助基準額(案): 3,226千円

② 放課後子ども環境整備事業

ア 放課後児童クラブ設置促進事業

(ア) 事業内容

放課後児童クラブ設置促進事業(小学校の余裕教室や民家・アパート等の既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業)の補助を行う。

(イ) 補助基準額(案): 12,000千円

イ 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の推進

(ア)事業内容

小学校の余裕教室を改修等して放課後児童クラブを設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合には、放課後児童クラブ設置促進費及び放課後児童クラブ環境改善費に加えて、一体的に実施する際に必要となる設備の整備・修繕及び備品の購入に係る経費の上乗せ補助を行う。

〔(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。〕

(イ)補助基準(加算)額(案):1,000千円

ウ 幼稚園・認定こども園等の活用の促進

(ア)事業内容

幼稚園、認定こども園等を活用して、放課後児童クラブの設置促進を図るために必要となる小学生向けの遊具等を購入等するための環境改善経費(設備の整備・修繕及び備品の購入)の補助を行う。

〔(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。〕

(イ)補助基準額(案):5,000千円

③ 放課後児童クラブ障害児受入推進事業

(ア)事業内容

放課後児童クラブにおける障害児の受入れを推進するため、必要となる専門的知識等を有する職員の配置に要する経費の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):1,900千円

④ 放課後児童クラブ運営支援事業

ア 賃借料補助

(ア)事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童クラブを平成27年度以降に新たに運営するために必要な賃借料の補助を行う。

〔(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。〕

(イ)補助基準額(案)：2,996千円

イ 移転関連費用補助

(ア)事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等から、より広い場所に放課後児童クラブを移転して、受入児童数を増やすことができるよう、その移転に係る経費の補助を行う。

(イ)補助基準額(案)：2,500千円

ウ 土地借料補助

(ア)事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の土地を活用して、放課後児童クラブを設置する際に必要な土地借料への補助を行う。

(イ)補助基準額(案)：6,100千円

(ウ)補助対象：施設整備費の対象となる市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人、株式会社、NPO法人等以外の民間団体等

⑤ 放課後児童クラブ送迎支援事業

(ア)事業内容

授業終了後に学校敷地外の放課後児童クラブに移動する際に、子どもの安全・安心を確保するため、地域において子どもの健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等の活用等による送迎支援を行うために必要な経費の補助を行う。

(イ)補助基準額(案)：493千円

(2) 質の向上

① 放課後児童支援員等処遇改善等事業

(ア) 事業内容

保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育所の利用者が就学後も引き続き放課後児童クラブを円滑に利用できるように、18時半を超えて開所する放課後児童クラブにおいて、

(i) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等を行い、いずれかの業務に従事する職員を配置する場合に、当該職員の賃金改善に必要な経費の補助を行う。

(ii) または、(i)に加え、地域との連携、協力等を行い、いずれかの業務に従事する職員を配置し、うち1名以上を常勤職員とする場合に、当該職員の賃金改善経費を含む常勤職員を配置するために必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額(案) : (i) 1, 677千円 (ii) 3, 158千円

② 障害児受入強化推進事業

(ア) 事業内容

障害児受入推進事業による職員1名の加配に加え、障害児3人以上の受入れを行う場合に、追加で職員1名を加配するための経費の補助を行うとともに、医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員(看護師等)の配置等に要する経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額(案) : 1, 900千円

※医療的ケア児がいる場合の支援 3, 847千円

③ 小規模放課後児童クラブ支援事業

(ア) 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、放課後児童支援員等の2人以上の配置を基本としているため、19人以下の小規模クラブについて、複数配置して運営することが可能となるよう、必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額(案) : 591千円

④ 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業

(ア)事業内容

放課後児童クラブにおける要支援児童等(要支援児童、要保護児童及びその保護者)の対応や関係機関との連携の強化等、保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う職員の配置に必要な経費を補助する。

(イ)補助基準額(案):1,261千円

(3)その他(放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善)

○ 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

(ア)事業内容

放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員について、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する費用を補助する。

(ⅰ)放課後児童支援員を対象に年額12万9千円(月額約1万円)

(ⅱ)経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を修了した者を対象に(ⅰ)と合わせて年額25万8千円(月額約2万円))

(ⅲ)(ⅱ)の条件を満たす経験年数が概ね10年以上の事業所長(マネジメント)的立場にある放課後児童支援員を対象に(ⅱ)と合わせて年額38万8千円(月額約3万円))

(イ)補助基準額(案):(ⅰ)129千円(128千円)[1人当たり年額]

(ⅱ)258千円(256千円)[1人当たり年額]

(ⅲ)388千円(384千円)[1人当たり年額]

※1支援の単位あたりの基準額は、904千円を上限とする。

2. 放課後児童クラブ施設整備費 166億円(157億円)

子ども・子育て支援整備交付金(内閣府所管):
186億円の内数(170億円の内数)

【令和2年度予算案の内容】

市町村が、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画に位置付けた放課後児童クラブの整備を行うための経費に対する補助を行う。また、待機児童が発生している市区町村等における施設整備費の国庫補助率嵩上げを継続する。

①実施主体:市区町村

②補助対象事業者:市区町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人、株式会社、NPO法人等

③補助基準額(案):

ア 新・放課後子ども総合プランに基づく学校敷地内での創設整備の場合 56,304千円(54,930千円)

[(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。]

イ 上記以外の場合:28,152千円(27,465千円)

④補助率:

[【公立の場合】国:1/3、都道府県1/3、市区町村1/3
【民立の場合】国:2/9、都道府県2/9、市区町村2/9、社会福祉法人等1/3]

注:放課後児童クラブに待機児童が発生している場合等に、補助率の嵩上げを実施(平成28年度～)

[【公立の場合】国:2/3、都道府県1/6、市区町村1/6
【民立の場合】国:1/2、都道府県1/8、市区町村1/8、社会福祉法人等1/4]

3. 放課後児童対策の推進 11億円の内数(15億円の内数)

・保育対策総合支援事業費補助金
:394億円の内数(394億円の内数)

放課後の子どもの居場所の確保や、放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上を図るなど、放課後児童対策を推進する。

I 子どもの居場所の確保

1. 児童館、公民館等の既存の社会資源を活用した放課後の子どもの居場所の確保

○ 待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない主として4年生以上の児童を対象に、児童館、公民館、塾、スポーツクラブ等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心な子どもの居場所を提供する。※実施主体:市区町村 補助基準額(案):1,021千円 補助率:1/3

2. 小規模・多機能による放課後の子どもの居場所の確保

○ 地域の実情に応じた放課後の子どもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所や一時預かり、地域子育て支援拠点などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

※実施主体:市区町村 補助基準額(案):1,021千円 補助率:1/3

II 育成支援の内容の質の向上

1. 放課後児童クラブの質の向上【「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業」の中で実施】

○ 利用児童の安全確保や、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市区町村等に配置する。 ※実施主体:都道府県、市区町村 補助基準額(案):4,064千円 補助率:1/2

2. 放課後児童支援員の人材確保【「保育士・保育所支援センター事業」及び「保育人材確保支援事業」の中で実施】

○ 放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センター等において、放課後児童支援員として就労を希望する者に対し、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携し、市区町村において就職相談等の支援を行う。※実施主体:都道府県、市区町村 補助基準加算額(案):1,190千円 補助率:1/2

4. 放課後児童支援員等研修関係

(1) 職員の資質向上・人材確保等研修事業

① 放課後児童支援員認定資格研修事業

(ア) 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている都道府県知事等が行う研修(認定資格研修)を実施するために必要となる経費の補助を行う。

(イ) 実施主体：都道府県、指定都市、中核市（一部委託可）

(ウ) 補助基準額：厚生労働大臣が認めた額

(エ) 補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

(オ) その他：放課後児童クラブに従事している者が認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上。

② 放課後児童支援員等資質向上研修事業

(ア) 事業内容

平成27年3月に取りまとめられた「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理－放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめ－」において、放課後児童支援員等の経験年数やスキルに応じた適時適切な研修体系にしていくことが、事業全体の質の向上を図る上でも必要とされていることから、都道府県等が現任の従事者向けの研修を実施するために必要な経費の補助を行う。

(イ) 実施主体：都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)(委託可)

(ウ) 補助基準額：厚生労働大臣が認めた額

(エ) 補助率：国1/2、都道府県・市区町村1/2

(オ) その他：放課後児童クラブに従事している者が当該研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金(職員の資質向上・人材確保等研修)：

29億円の内数(31億円の内数)

(2) 指導者養成等研修事業

○都道府県認定資格研修講師養成研修

子ども・子育て支援対策推進事業委託費（指導者養成等研修事業）：
2. 5億円の内数（2. 4億円の内数）

(ア) 事業内容

都道府県知事等が行う研修（認定資格研修）の講師となる者を養成するため、放課後児童クラブに放課後児童支援員として従事するために必要なアイデンティティ、役割及び育成支援の内容等の共通の理解とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を共通の認識として持ち、講師としての一定の資質及び水準を確保することを目的として、全国をブロックに分けて本研修を実施する。

(イ) 実施主体：国（民間団体に委託して実施）

放課後児童クラブの運営費について

地方分権一括法による放課後児童クラブに関する従うべき基準の参酌化(2020年4月施行予定)に伴い、放課後児童クラブ運営費について、以下のとおり見直しを行う。

I 人員配置基準

- 1) 児童が少なくなくなる時間帯等(夕方の遅い時間、土日等)のみ、職員1名配置とするクラブについては、現行と同額の補助基準額により補助。
- 2) 児童が少なくなくなる時間帯に限らず職員を1名配置とするクラブについては、減額した補助基準額により補助。

※条例等に、利用児童の安全確保方策について定めておらず職員1名配置とする場合には、交付金の対象外とする。

※児童数が少なくなくなる時間帯等とは、児童数が20人未満になる時間帯及び曜日とする。なお、児童数が少なくなくなる時間帯等のみ職員1名配置とする場合は、利用登録時などに利用時間を聞くなどして、事前に児童数が少なくなくなる時間帯等を把握しておく必要がある。

II 資格要件

○省令基準に基づく放課後児童支援員を配置しないクラブについては、減額した補助基準額により補助。

※基礎資格を有する研修未受講者は、参酌化施行後3年の見直しまでの間(令和4年度末まで)に研修修了を予定する者も、補助要綱上は放課後児童支援員とみなし、これまでと同様に補助。なお、補助要綱上のみなし支援員については、研修計画を立てることとし、原則採用から1年以内に研修修了をさせるよう努めること。

※条例等に、利用児童の安全確保方策について定めておらず省令基準に基づく放課後児童支援員を配置しない場合には、交付金の対象外とする。

参考：省令基準

【現行】

(人員配置基準)	「従うべき基準」 2人以上 ※ ただし、登録児童数が20人未満の放課後児童クラブであって、利用者の支援に支障がない場合は、放課後児童支援員2人のうち1人は兼務等でも可。
----------	--

(資格要件基準)	「従うべき基準」 基礎資格 (保育士、教員、実務経験2年等) + 研修受講 (都道府県知事が行う、16科目・24時間の研修)
----------	---



【改正後】

「参酌すべき基準」	内容は変更せず
-----------	---------

「参酌すべき基準」	内容は変更せず
-----------	---------

放課後児童クラブ運営費基準額の考え方

職員配置別基準額適用表

	支援員(※1)の配置	補助員のみ配置(※2)
(1) 常時職員複数配置とした場合	①	③
(2) 常時職員1名配置とした場合	②	④
(3) 児童数が少ない時間帯等のみ省令基準を下回る体制とする場 合(※3、※4)	通常時の配置に基づいた基準額を適用	
(4) 児童数が少ない時間帯等に限らず省令基準を下回る体制とする 場合(※3、※4)	配置体制の中で、一番低い基準額を適用	

①：省令基準どおり放課後児童支援員等を配置した場合の基準額を適用(40人規模：4,577千円)

②：放課後児童支援員1名のみの配置とした場合の基準額を適用(40人規模：3,866千円)

③：省令基準に基づく放課後児童支援員を配置しない場合の基準額を適用(40人規模：4,025千円)

④：職員1名かつ基準に基づく放課後児童支援員を配置しない場合の基準額を適用(40人規模：3,226千円)

(※1)放課後児童支援員には、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項に規定する基礎資格を有しており令和4年度末までに研修を修了する予定者を含む。なお、研修修了予定者を放課後児童支援員とみなす場合は、研修計画を立てることとし、原則採用から1年以内に研修修了をさせるよう努めること。研修修了予定者の研修計画は、放課後児童クラブ等と相談し市町村が作成すること。

(※2)補助員とは、放課後児童支援員を補助する者で、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項に規定する基礎資格を有していない者又は、基礎資格を有していても同条同項の研修受講の予定がない者をいう。なお、児童数が少なくなると時間帯に関わらず支援員を配置する日と補助員のみを配置する日が混在する場合は、補助員のみ配置とみなす。

(※3)条例等に、職員1名配置とした場合の利用児童の安全確保方策等について定めていない場合は、交付金の対象外とする。

(※4)児童数が少なくなる時間帯等とは、児童数が20人未満になる時間帯及び曜日とする。なお、児童数が少なくなると時間帯等のみ体制変更する場合は、利用登録時などに利用時間を聞くなどして、事前に児童数が少なくなる時間帯等を把握しておく必要がある。

放課後児童クラブ運営費基準額の適用パターン

職員配置	適用する基準額
支 ▽ (支援員) 支 ▽ (支援員) [支 ▽ (支援員) 支 ▽ (支援員) 補 ▽ (補助員)]	①
支 ▽	②
補 ▽ 補 ▽	③
補 ▽	④

- ①: 省令基準どおり放課後児童支援員等を配置した場合の基準額を適用(40人規模: 4,577千円)
- ②: 放課後児童支援員1名のみの配置とした場合の基準額を適用(40人規模: 3,866千円)
- ③: 省令基準に基づく放課後児童支援員を配置しない場合の基準額を適用(40人規模: 4,025千円)
- ④: 職員1名かつ基準に基づく放課後児童支援員を配置しない場合の基準額を適用(40人規模: 3,226千円)

(※) 放課後児童支援員には、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項に規定する基礎資格を有しており令和4年度末までに研修を修了する予定者を含む。なお、研修修了予定者を放課後児童支援員とみなす場合は、研修計画を立てることとし、原則採用から1年以内に研修修了をさせるよう努めること。研修修了予定者の研修計画は、放課後児童クラブ等と相談し市町村が作成すること。

(※) 補助員とは、放課後児童支援員を補助する者で、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項に規定する基礎資格を有していない者又は、基礎資格を有していても同条同項の研修受講の予定がない者をいう。なお、支援員を配置する日と補助員のみを配置する日が混在する場合は、補助員のみ配置とみなす。

(※) 条例等に、利用児童の安全確保方策について定めておらず、職員1名配置や補助員のみ配置とした場合には、交付金の対象外とする。

時間帯により体制変更をする場合の放課後児童クラブ運営費基準額の適用パターン

【考え方】児童数が少ない時間帯等のみ体制変更する場合は、通常時の配置に基づいた基準額を適用

通常時	児童数が少ない時間帯等のみ体制変更	適用する基準額
 (支援員)  (支援員)  (支援員)  (補助員)	   	①
 	 	③
		②

①：省令基準どおり放課後児童支援員等を配置した場合の基準額を適用(40人規模：4,577千円)

②：放課後児童支援員1名のみの配置とした場合の基準額を適用(40人規模：3,866千円)

③：省令基準に基づく放課後児童支援員を配置しない場合の基準額を適用(40人規模：4,025千円)

④：職員1名かつ基準に基づく放課後児童支援員を配置しない場合の基準額を適用(40人規模：3,226千円)

(※)児童数が少なくなる時間帯等とは、児童数が20人未満になる時間帯及び曜日とする。なお、児童数が少なくなる時間帯等のみ体制変更する場合は、利用登録時などに利用時間を聞くなどして、事前に児童数が少なくなる時間帯等を把握しておく必要がある。常時児童数が20人未満で、常時職員1名配置とする場合は、②又は④の基準額を適用する。

時間帯により体制変更をする場合の放課後児童クラブ運営費基準額の適用パターン

【考え方】児童数が少なくなる時間帯等に関わらず体制変更する場合は、配置体制の中で一番低い基準額を適用

通常時	児童数が少なくなる時間帯等に関わらず体制変更	適用する基準額
 (支援員)  (支援員)  (補助員)	 	③
 (支援員)  (補助員)		②
 (支援員)		④
 	 	③
		②
		④
		④
		④

①：省令基準どおり放課後児童支援員等を配置した場合の基準額を適用(40人規模：4,577千円)

②：放課後児童支援員1名のみの配置とした場合の基準額を適用(40人規模：3,866千円)

③：省令基準に基づく放課後児童支援員を配置しない場合の基準額を適用(40人規模：4,025千円)

④：職員1名かつ基準に基づく放課後児童支援員を配置しない場合の基準額を適用(40人規模：3,226千円)

令和元年度

放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施状況①(子ども・子育て支援交付金 交付決定ベース)

No.	都道府県	実施 市町村数	市区町村										
1	北海道	6	札幌市①②	江別市①	帯広市①	函館市①	鷹栖町①	名寄市②					
2	青森県	4	藤崎町①②	三戸町①	田子町①	新郷村①							
3	岩手県	9	盛岡市①②	花巻市①②	大船渡市①	久慈市①	北上市①②	一関市①	陸前高田市①	滝沢市①		奥州市①②	
4	宮城県	2	仙台市①	登米市①②									
5	秋田県	2	鹿角市①	能代市①									
6	山形県	15	山形市①②	村山市①	鶴岡市①②	天童市①②	東根市②	酒田市①	米沢市①②	長井市①		三川町①	
7	福島県	3	福島市①②	遊佐町①②	大石町①②	寒河江市①②	新庄市②	大江町②					
8	茨城県	8	水戸市①	いわき市①②	会津若松市①②	石岡市①	常陸大宮市①②	稲敷市①	北茨城市①	東海村①②			
9	栃木県	8	那須塩原市①	日光市①②	佐野市①	足利市①	矢板市②	野木町②	栃木市②	大田原市①			
10	群馬県	17	高崎市①	伊勢崎市①	前橋市①	藤岡市①	館林市①②	安中市①	富岡市①	桐生市②		太田市①	
			沼田市①	渋川市①	邑楽町①	下仁田町①	みなかみ町①	明和町①	玉村町②	榛東村①			
11	埼玉県	40	さいたま市①②	越谷市①	和光市①②	深谷市①②	東松山市①	本庄市①②	鴻巣市①	戸田市①②	久喜市①		
			朝霞市①	熊谷市①②	加須市①②	飯能市①	秩父市①	白岡市①	鶴ヶ島市①②	日高市①②	ふじみ野市①		
			幸手市①	新座市①	桶川市①	富士見市①	吉見町①	伊奈町①	ときがわ町①②	小川町①	三郷市①②		
			杉戸町①	上里町①	寄居町①	滑川町①②	川島町①	上尾市②	坂戸市②	草加市②	行田市②		
			北本市②	宮代町②	嵐山町②	鳩山町②							
12	千葉県	11	船橋市①	成田市①	市川市②	野田市①	八千代市②	鎌ヶ谷市①	四街道市①	印西市②	鴨川市①		
			習志野市①	酒々井町②									
13	東京都	8	多摩市①	新宿区①	板橋区①②	調布市②	武蔵野市②	青梅市①②	町田市②	葛飾区①②			
14	神奈川県	12	横浜市②	相模原市①	横須賀市①	茅ヶ崎市①②	藤沢市①	三浦市①	綾瀬市①	伊勢原市①	平塚市①		
			逗子市①	鎌倉市①	葉山町②								
15	新潟県	2	燕市①	上越市①									
16	富山県	5	富山市①	高岡市①	氷見市①	射水市①	舟橋村①						
17	石川県	7	金沢市①	加賀市①	かほく市①	小松市①	白山市①②	津幡町①	羽咋市②				
18	福井県	0											
19	山梨県	1	北杜市①										
20	長野県	5	松本市①②	須坂市①	佐久市①	上田市①②	宮田村①						
21	岐阜県	5	岐阜市①	恵那市①②	中津川市①	瑞浪市①	大垣市②						
22	静岡県	5	静岡市①	伊東市①	島田市①②	焼津市①	掛川市①						
			名古屋市①②	岡崎市①	豊川市①	豊明市①	長久手市①	犬山市①	東海市①	一宮市①	大府市②		
23	愛知県	17	知多市①	尾張旭市①②	知立市①	豊橋市①②	春日井市①	瀬戸市①	美浜町①	津島市②			

※ ①...非常勤を含む職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業を実施している市町村

②...常勤職員を配置するための追加費用(賃金改善に必要な費用を含む)の一部を補助する事業を実施している市町村

令和元年度 放課後児童支援員等処遇改善事業の実施状況②(子ども・子育て支援交付金 交付決定ベース)

No.	都道府県	実施 市町村数	市区町村									
24	三重県	9	津市①②	四日市市①	松阪市①②	御浜町①	川越町①	亀山市①②	熊野市①	鈴鹿市①	多気町②	
25	滋賀県	10	大津市①	栗東市①	東近江市①②	高島市①	日野町①②	竜王町①	湖南市①②	野洲市②	近江八幡市①	
26	京都府	1	長浜市①									
27	大阪府	11	向日市①	枚方市①	富田林市①	茨木市①	寝屋川市①	河内長野市①	大阪狭山市①	熊取町①②	守口市①	
28	兵庫県	7	豊中市②	泉南市①								
29	奈良県	6	神戸市①②	明石市①	宝塚市①	西宮市①②	三木市①	川西市①	播磨町①			
30	和歌山県	8	奈良市①	天理市①	御所市①	橿原市①②	生駒市①	桜井市①				
31	鳥取県	1	橋本市①	新宮市①	湯浅町①	串本町①②	海南市②	広川町②	御坊市②	有田川町②		
32	島根県	2	鳥取市①									
33	岡山県	7	大田市①②	雲南市②								
34	広島県	0	岡山市①	倉敷市①②	総社市①	瀬戸内市①	勝央町①	吉備中央町①	赤磐市①			
35	山口県	0										
36	徳島県	6	徳島市①②	小松島市①	吉野川市①	美馬市①	石井町①②	神山町①				
37	香川県	1	高松市①②									
38	愛媛県	0										
39	高知県	2	高知市②	香美市①								
40	福岡県	5	春日市①	行橋市①	粕屋町①	鞍手町①	大木町①					
41	佐賀県	1	嬉野市①									
42	長崎県	11	長崎市①②	佐世保市①	諫早市①	大村市①	西海市①②	五島市①	時津町①	波佐見町①	東彼杵町②	
43	熊本県	13	川棚町①	長与町①								
44	大分県	1	合志市①②	八代市①②	水俣市①	玉名市①	菊池市①	阿蘇市①	天草市①	益城町①	菊陽町①	
45	宮崎県	3	あさぎり町①	湯前町①	山都町①	御船町①						
46	鹿児島県	11	中津市②									
			都城市①	串間市①	延岡市①							
46	鹿児島県	11	鹿屋市①②	霧島市①	出水市①	薩摩川内市①②	東串良町①	錦江町①	南大隅町①	曾於市①		
			肝付町①	長島町①②								
47	沖縄県	21	那覇市①	うるま市①②	沖縄市①②	豊見城市①	南城市①	北谷町①②	与那原町①	宮古島市①②	石垣市①②	
			糸満市①②	八重瀬町①	西原町①②	南風原町①②	国頭村①	嘉手納町①	金武町①	浦添市①	名護市①	
			大宜味村①	今帰仁村①②	宜野湾市①							
合計		329	①の合計	288	②の合計	120	①②の合計	79				

令和元年度 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施状況① (子ども・子育て支援交付金 交付決定ベース)

No.	都道府県	実施市区町村数	市区町村									
			札幌市	函館市	旭川市	帯広市	名寄市	根室市	苫小牧市	石狩市	鷹栖町	
1	北海道	20	弟子屈町	八雲町	安平町	京極町	池田町	栗山町	月形町	厚真町	豊浦町	
2	青森県	3	土幌町	大樹町	新郷村							
3	岩手県	12	五所川原市	三沢市	新郷村	一関市	北上市	滝沢市	久慈市	大船渡市	花巻市	
4	宮城県	4	盛岡市	陸前高田市	奥州市							
5	秋田県	15	大槌町	住田町	岩手町	利府町						
6	山形県	16	富谷市	登米市	大和町							
7	福島県	7	横手市	鹿角市	北秋田市	大館市	湯沢市	潟上市	大仙市	由利本荘市	にかほ市	
8	茨城県	11	仙北市	能代市	五城目町	三種町	八峰町	小坂町				
9	栃木県	10	山形市	南陽市	東根市	天童市	酒田市	尾花沢市	米沢市	新庄市	村山市	
10	群馬県	15	鶴岡市	寒河江市	白鷹町	大石田町	三川町	庄内町	遊佐町			
11	埼玉県	27	福島市	郡山市	いわき市	会津若松市	須賀川市	南相馬市	飯館村			
12	千葉県	9	水戸市	ひたちなか市	那珂市	北茨城市	かすみがうら市	常総市	石岡市	つくば市	境町	
13	東京都	9	八千代町	東海村								
14	神奈川県	10	栃木市	那須烏山市	小山市	真岡市	足利市	矢板市	壬生町	茂木町	芳賀町	
15	新潟県	3	益子町									
16	富山県	0	前橋市	高崎市	安中市	館林市	富岡市	桐生市	伊勢崎市	渋川市	沼田市	
17	石川県	11	大泉町	中之条町	みなかみ町	玉村町	千代田町	邑楽町				
18	福井県	3	さいたま市	川越市	越谷市	本庄市	加須市	春日部市	熊谷市	飯能市	蕨市	
19	山梨県	3	戸田市	志木市	幸手市	和光市	朝霞市	鶴ヶ島市	白岡市	入間市	上尾市	
20	長野県	5	狭山市	ときがわ町	川島町	美里町	吉見町	上里町	滑川町	鳩山町	寄居町	
21	岐阜県	9	千葉市	市川市	富津市	流山市	勝浦市	習志野市	鴨川市	東庄町	酒々井町	
22	静岡県	7	町田市	青梅市	多摩市	武蔵野市	文京区	板橋区	中野区	足立区	品川区	
			横浜市	川崎市	相模原市	横須賀市	茅ヶ崎市	座間市	平塚市	葉山町	開成町	
			清川村									
			新潟市	南魚沼市	魚沼市							
			金沢市	七尾市	白山市	小松市	野々市市	加賀市	輪島市	羽咋市	宝達志水町	
			志賀町	穴水町								
			坂井市	鯖江市	越前町							
			中央市	笛吹市	昭和町							
			松本市	上田市	伊那市	木曽町	宮田村					
			中津川市	関市	可児市	瑞浪市	恵那市	多治見市	大垣市	高山市	岐南町	
			藤枝市	御殿場市	袋井市	伊東市	島田市	裾野市	掛川市			

令和元年度 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施状況② (子ども・子育て支援交付金 交付決定ベース)

No.	都道府県	実施市区町村数	市区町村														
23	愛知県	14	名古屋市中区	豊川市	一宮市	日進市	半田市	蒲郡市	津島市	豊田市	大府市						
24	三重県	6	北名古屋市中区	知多市	長久手市	瀬戸市	扶桑町										
25	滋賀県	10	津市中区	松阪市	熊野市	四日市市	御浜町	紀北町									
26	京都府	5	大津市中区	米原市	守山市	湖南市	東近江市	近江八幡市	高島市	栗東市	日野町						
27	大阪府	5	京都市中區	木津川市	長岡京市	城陽市	大山崎町										
28	兵庫県	9	大坂市中區	富田林市	島本町	忠岡町	泉南市										
29	奈良県	5	神戸市中區	尼崎市	西宮市	三田市	加古川市	三木市	播磨町	川西市	上郡町						
30	和歌山県	7	奈良市中區	天理市	生駒市	橿原市	田原本町										
31	鳥取県	2	和歌山市中區	上富田町	白浜町	有田川町	湯浅町	九度山町	かつらぎ町								
32	鳥根県	3	鳥取市中區	智頭町													
33	岡山県	9	安来市	大田市	邑南町	赤磐市	美作市	井原市	笠岡市	矢掛町	里庄町						
34	広島県	3	岡山市中區	倉敷市	津山市	周南市	周防大島町										
35	山口県	5	山口市中區	宇部市	美祿市												
36	徳島県	2	小松島市	石井町													
37	香川県	2	高松市中區	多度津町													
38	愛媛県	1	松山市中區														
39	高知県	5	高知市中區	須崎市	土佐市	南国市	安芸市										
40	福岡県	8	北九州市中區	久留米市	みやま市	嘉麻市	うきは市	宮若市	朝倉市	みやこ町							
41	佐賀県	4	鳥栖市中區	嬉野市	唐津市	太良町											
42	長崎県	8	長崎市中區	佐世保市	大村市	西海市	諫早市	長与町	時津町	東彼杵町							
43	熊本県	14	熊本市中區	合志市	菊池市	玉名市	八代市	水俣市	菊陽町	あさぎり町	氷川町						
44	大分県	8	山都町	嘉島町	湯前町	多良木町	大津町										
45	宮崎県	7	豊後高田市	別府市	日田市	杵築市	中津市	由布市	宇佐市	臼杵市							
46	鹿児島県	18	宮崎市中區	都城市	延岡市	串間市	都農町	高鍋町	綾町								
47	沖縄県	11	南九州市中區	出水市	枕崎市	指宿市	西之表市	曾於市	志布志市	南さつま市	薩摩川内市						
			垂水市	奄美市	始良市	和泊町	徳之島町	喜界町	大和村	龍郷町	肝付町						
			うるま市	沖縄市	南城市	宮古島市	宜野湾市	名護市	与那原町	本部町	今帰仁村						
			宜野座村	大宜味村													
合計		380															

放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修ガイドラインの概要

【「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」（平成27年5月21日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）より】

基本的考え方

- 本ガイドラインは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要となる基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識及び技能を習得し、有資格者となるための都道府県知事又は指定都市市長が行う研修（以下「認定資格研修」という。）の円滑な実施に資するために策定するもの。
- 認定資格研修は、一定の知識及び技能を有すると考えられる基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するもの。

研修内容等

事 項	主 な 内 容
実施主体	都道府県、指定都市又は中核市（以下、「都道府県等」と表記） （都道府県等が認定資格研修を実施する上で適当と認める市区町村、民間団体等に一部委託可）
研修内容・時間数	次項のとおり（16科目24時間）（都道府県等の実情に応じて研修科目等を追加しての実施も可）。
修了の認定・修了証の交付	都道府県等は、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を都道府県知事名等で交付
認定の取消	都道府県等は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合、当該者の認定者名簿からの削除が可能。 ① 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合 ② 虐待等の禁止（基準第12条）に違反した場合 ③ 秘密保持義務（基準第16条第1項）に違反した場合 ④ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など
研修会参加費用	資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者又は運営主体が負担。
費用に対する支援	国は、都道府県等に対して、認定資格研修の実施に要する経費について、別に定めるところにより補助。 （※）認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ経費及び研修会場までの旅費については、運営費に計上。

認定の仕組み（都道府県等の事務の主な流れ）



放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修の項目・科目及び時間数

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解 【4. 5時間（90分×3）】
 - ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
 - ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
 - ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
2. 子どもを理解するための基礎知識 【6. 0時間（90分×4）】
 - ④ 子どもの発達理解
 - ⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達
 - ⑥ 障害のある子どもの理解
 - ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援 【4. 5時間（90分×3）】
 - ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
 - ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
 - ⑩ 障害のある子どもの育成支援
4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力 【3時間（90分×2）】
 - ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
 - ⑫ 学校・地域との連携
5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応 【3時間（90分×2）】
 - ⑬ 子どもの生活面における対応
 - ⑭ 安全対策・緊急時対応
6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能 【3時間（90分×2）】
 - ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
 - ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

合計 24時間（16科目）

総 行 経 第 3 8 号
平成22年12月28日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県議会議長
各指定都市議会議長

} 殿

総務省自治行政局長

指定管理者制度の運用について

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられたところです。

本制度は、その導入以降、公の施設の管理において、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応に寄与してきたところですが、地方公共団体において様々な取組がなされる中で、留意すべき点も明らかになってきたことから、これまでの通知に加え、下記の点に留意の上、改めて制度の適切な運用に努められるよう、地方自治法第252条の17の5に基づき助言します。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について周知方よろしくお願いいたします。

記

- 1 指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっていること。
- 2 指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価

格競争による入札とは異なるものであること。

- 3 指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとしてとされている。この期間については、法令上具体の定めはないものであり、公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、各地方公共団体において、施設の設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定めること。
- 4 指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。
- 5 指定管理者制度を活用した場合でも、住民の安全確保に十分に配慮するとともに、指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。
- 6 指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあたっては、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。
- 7 指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報適切に保護されるよう配慮すること。
- 8 指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定すること。

総 行 公 第 9 5 号
令和元年12月20日

各都道府県総務部長
（人事担当課・市町村担当課・区政課扱い）
各指定都市総務局長
（人事担当課扱い）

に 殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長
（公 印 省 略）

会計年度任用職員制度の施行に向けた留意事項について（通知）

来年4月1日の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号。以下「改正法」という。）の施行に向け、各地方公共団体におかれては、平成30年10月18日付総行公第135号・総行給第49号・総行女第17号・総行福第211号・総行安第48号公務員部長通知により発出した「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）」等に基づき準備を進めていただいているところですが、本日公表された「令和2年度地方財政対策のポイント及び概要」で示されたとおり、会計年度任用職員制度の導入に伴い必要となる財源が確保される見込みとなったことを踏まえ、特に留意すべき事項を下記にまとめましたので、適切に対応していただくようお願いします。

また、各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）、地方自治法第245条の4（技術的な助言）及び改正法附則第2条（施行のために必要な準備等）に基づくものです。

記

1 最適な職員構成の実現

各地方公共団体においては、住民のニーズに応える効果的かつ効率的な行政サービスを今後も安定的に提供していくための最適な職員構成を実現することが重要であり、個々の職の設定に当たっては、就けようとする職の職務の内容、勤務形態等に応じて、任期の定めのない常勤職員、任期付職員、会計年度任用職員等のいずれが適当かを考慮すべきものであること。

2 適切な勤務時間の設定

会計年度任用職員の任用に当たっては、職務の内容や標準的な職務の量に応じた適切な勤務時間を設定することが必要であり、単に勤務条件の確保等に伴う財政上の制約を理由として、合理的な理由なく短い勤務時間を設定し、現在行っているフルタイムでの任用について抑制を図ることは、適正な任用・勤務条件の確保という改正法の趣旨に沿わないものであること。

また、改正法においては、会計年度任用職員についてフルタイムでの任用が可能であることを明確化したところであり、こうした任用は柔軟な人事管理や勤務条件の改善による人材確保にも資するものであること。

3 適切な給与決定

会計年度任用職員の給与水準については、地方公務員法に定める均衡の原則などの給与決定原則を踏まえ、基本的に当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給の給料月額を基礎として、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮すべきものであること。

また、単に財政上の制約のみを理由として、期末手当の支給について抑制を図ることや、新たに期末手当を支給する一方で給料や報酬について抑制を図ることは、改正法の趣旨に沿わないものであること。

4 不適切な「空白期間」の是正

臨時的任用職員及び会計年度任用職員の任期の設定については、基本的には、各地方公共団体において適切に判断されるべきものであるが、退職手当や社会保険料等を負担しないようにするために、再度の任用の際、新たな任期と前の任期との間に一定の期間（いわゆる「空白期間」）を設けることは、適正な任用・勤務条件の確保という改正法の趣旨に沿わないものであること。

5 適切な休暇等の設定

会計年度任用職員の休暇等については、当該休暇等を有給とするか否かも含め、国の非常勤職員との間の権衡を失しないように適当な考慮が払われるべきものであること。

また、労働基準法の規定によって年次有給休暇の消滅時効は2年とされているところであり、現に任用されている臨時・非常勤職員を含め、同法における「継続勤務」の要件に該当する場合には、再度任用時において前年度に付与された年次有給休暇が繰り越されるべきものであること。

なお、国の非常勤職員には、令和2年1月1日から夏季休暇が措置されるものであること。

6 適切な募集・任用の実施

会計年度任用職員の募集・任用に当たっては、任用期間や勤務時間、給与・報酬、各種社会保険等の勤務条件を明示するとともに、地方公務員法上の服務規定の適用や懲戒処分、人事委員会又は公平委員会への苦情相談等の対象となる旨を説明すべきものであること。

また、会計年度任用職員の円滑な導入が図られるよう、募集期間や制度の周知期間を十分確保すべきものであること。

社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合の要件について

令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定)(抄)

(19) 社会福祉法(昭26法45)

(ii) 社会福祉法人の資産要件(25条)について、既設法人が放課後児童健全育成事業所を設置する場合には、当該施設の用に供する不動産の全て又は一部について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこととし、令和元年度中に「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」(平12厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長)を改正する。

今回の提案への対応

○ 「「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」の一部改正について」(令和2年1月23日付け厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知)において、対応済み(令和2年4月1日適用)。

【参考】社会福祉法人の認可について

概要

○社会福祉法人の認可について(通知)(平成12年12月1日付障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長通知)(抄)

(別紙1)社会福祉法人審査基準

第二 法人の資産

1 資産の所有等

(1) 原則

法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地）に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととするが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。

(2) 特例

エ 既設法人が通所施設を設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

利用者支援事業

令和元年度予算 1,304億円の内数→令和2年度予算案 1,453億円の内数

利用者支援事業は、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行うものである。

3つの事業類型

基本型

○基本型は「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成している。

【利用者支援】

- 地域子育て支援拠点等の身近な場所で、
 - 子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握
 - 子育て支援に関する情報の収集・提供
 - 子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援
- 当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

1【地域連携】

- より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり
- 地域に展開する子育て支援資源の育成
- 地域で必要な社会資源の開発等
- 地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子ども・子育て支援に関する事業（地域子育て支援拠点事業など）の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）

○主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

母子保健型

○主として市町村保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う

《職員配置》母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置 ※職員は専任が望ましい

○実施か所数の推移

(単位：か所数)

	基本型	特定型	母子保健型	合計
29年度	611	371	915	1,897
30年度	720	375	1,183	2,278

○実施主体 市町村（特別区を含む）

○負担割合 国（1/3）、都道府県（1/3）、市町村（1/3）

○補助単価（令和2年度予算案）

基本型	特定型	母子保健型
7,505千円	3,006千円	9,274千円

※母子保健型は、職員が専任の場合

【基本事業】

【加算事業】

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応（新規）
1,365千円	735千円	1,072千円	1,820千円	805千円	728千円

【開設準備経費】改修費等 4,000千円

【令和2年度新規】特別支援対応加算

配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応して、より細かい相談支援等ができるよう、専門的な知識等を有する職員を配置した場合に加算を行う

利用者支援事業の実施状況

(平成30年度交付決定ベース)

都道府県	実施 市町村数	市町村									
北海道 〔179〕	40 (22.3%)	札幌市：①19②9③1	函館市：②1③1	小樽市：①1②1	旭川市：①1③1	室蘭市：①1③1	帯広市：②1③1	苫小牧市：②1③1	江別市：①3		
		士別市：①1③1	名寄市：②1	千歳市：①2③1	滝川市：①1③1	北広島市：②1	石狩市：①1③1	当別町：③1	七飯町：②1		
		今金町：③1	黒松内町：①1③1	南幌町：③1	栗山町：①1	浦臼町：③1	妹背牛町：①1③1	秩父別町：③1	北竜町：③1		
		東神楽町：③1	上富良野町：①1③1	中富良野町：①1③1	中頓別町：③1	白老町：②1	厚真町：①1③1	むかわ町：①2	音更町：③1		
		芽室町：①1③1	更別村：③1	大樹町：③1	幕別町：①1③1	本別町：①1③1	足寄町：①1	釧路町：③2	弟子屈町：①1③1		
青森県 〔40〕	9 (22.5%)	青森市：①1	八戸市：③1	黒石市：③1	五所川原市：①1	三沢市：②1	むつ市：②1	平川市：③1	鱒ヶ沢町：③1		
岩手県 〔33〕	13 (39.4%)	横浜町：①1									
宮城県 〔35〕	14 (40.0%)	盛岡市：②1③1	大船渡市：①1	花巻市：③1	北上市：①1	遠野市：③1	一関市：②1③1	釜石市：③1	奥州市：②1		
		滝沢市：③1	矢巾町：③1	金ヶ崎町：②1	山田町：③1	洋野町：③1					
秋田県 〔25〕	8 (32.0%)	仙台市：①5②6③7	石巻市：①2②1③1	気仙沼市：①1③1	白石市：①1	名取市：①1③1	角田市：②1③1	多賀城市：①1③1	岩沼市：③1		
		富谷市：③1	大河原町：②1③1	柴田町：①1③1	亘理町：①1	山元町：③1	利府町：③1				
山形県 〔35〕	26 (74.3%)	秋田市：①1③1	能代市：③1	横手市：①1	大館市：②1③1	男鹿市：③1	湯沢市：③1	鹿角市：①1	井川町：③1		
		山形市：②1③1	米沢市：②1③1	鶴岡市：①1③1	酒田市：③1	新庄市：③1	寒河江市：②1③1	上山市：③1	村山市：①1③1		
		長井市：②1③1	天童市：②1③2	東根市：③1	尾花沢市：③1	南陽市：③1	山辺町：③1	中山町：③1	河北町：③1		
		西川町：①1③1	朝日町：③1	大江町：③1	最上町：③1	舟形町：③1	高島町：①1③1	川西町：③1	白鷹町：③1		
福島県 〔59〕	32 (54.2%)	飯豊町：③1	庄内町：①1③1								
		福島市：①1②1③1	会津若松市：③1	郡山市：③4	いわき市：①5③7	白河市：③1	須賀川市：①1③1	喜多方市：③1	二本松市：③1		
		田村市：③1	南相馬市：③1	伊達市：①1③1	本宮市：③1	桑折町：③1	国見町：③1	川俣町：③1	大玉村：③1		
		天栄村：③1	下郷町：③1	只見町：③1	南会津町：①1	西会津町：③1	磐梯町：③1	猪苗代町：③1	湯川村：③1		
		昭和村：③1	矢祭町：③1	石川町：③1	玉川村：③1	平田村：③1	三春町：③1	小野町：③1	広野町：③1		
茨城県 〔44〕	25 (56.8%)	水戸市：②1③1	日立市：①1②1③1	土浦市：①1③1	古河市：③1	石岡市：①1②1③1	結城市：③1	龍ヶ崎市：②1③1	下妻市：②1		
		取手市：①1②1③1	牛久市：③1	つくば市：②1③1	鹿嶋市：③1	潮来市：③1	守谷市：①1③1	常陸大宮市：①1③1	筑西市：①1		
		坂東市：①1	稲敷市：①1③1	行方市：③1	鉾田市：①1	つくばみらい市：①1③1	茨城町：②1	東海村：①1③1	美浦村：①1		
		利根町：③1									
栃木県 〔25〕	22 (88.0%)	宇都宮市：①5③1	足利市：①1③1	栃木市：②1③1	佐野市：①1	鹿沼市：③1	日光市：③1	小山市：①1	真岡市：③1		
		大田原市：③1	矢板市：③1	那須塩原市：①1②1③2	さくら市：③2	那須烏山市：③1	下野市：②1③1	上三川町：③1	益子町：③1		
群馬県 〔35〕	14 (40.0%)	茂木町：③1	市貝町：③1	芳賀町：③1	壬生町：①1③1	那須町：①1③1	那珂川町：③1				
		前橋市：②1③1	高崎市：③6	桐生市：①1③1	伊勢崎市：②1③1	太田市：②1③1	沼田市：②1③1	館林市：③1	渋川市：②1		
		藤岡市：③1	富岡市：①1③1	安中市：②1	嬬恋村：③1	みなかみ町：③1	邑楽町：①1				

資料

資料15

※ 事業類型 ①…基本型 ②…特定型 ③…母子保健型 ※ 都道府県名の下の〔 〕の数字…市区町村数

※ 各事業類型の後の数字…実施箇所数 ※ 実施市町村数の下の()の数字…実施率

利用者支援事業の実施状況

(平成30年度交付決定ベース)

都道府県	実施 市町村数	市町村												
		さいたま市：①1②7③10	川越市：①1②1③1	熊谷市：①4②1③2	川口市：①3③5	行田市：③1	所沢市：①1②1③1	飯能市：①1③1	加須市：③1					
埼玉県 〔63〕	52 (82.5%)	本庄市：②1	東松山市：①1③1	春日部市：③1	狭山市：①1③2	鴻巣市：③1	深谷市：③1	上尾市：②1③2	草加市：②2					
		越谷市：②1③2	蕨市：①1	戸田市：②1③1	入間市：③1	朝霞市：③1	志木市：①1③1	和光市：①4③4	新座市：①1②1③1					
		桶川市：①1③1	久喜市：②1③4	本本市：③1	八潮市：①1③1	富士見市：①1③1	三郷市：①1②1③1	蓮田市：③1	坂戸市：①1③1					
		幸手市：②1③1	鶴ヶ島市：①1③1	日高市：①1③1	吉川市：②1③1	ふじみ野市：①1③2	伊奈町：②1③1	三芳町：③1	毛呂山町：①1③1					
		越生町：③1	滑川町：③1	嵐山町：③1	吉見町：①1	鳩山町：③1	横瀬町：③1	長瀬町：③1	小鹿野町：③1					
千葉県 〔54〕	33 (61.1%)	神川町：③1	宮代町：①1③1	杉戸町：①1③1	松伏町：①1									
		千葉市：①1②5③6	銚子市：①1③1	市川市：②2③4	船橋市：①3②1	館山市：②1	木更津市：③2	松戸市：①26②1③3	野田市：②1③1					
		茂原市：③1	成田市：②1③1	佐倉市：①2③5	東金市：①1③1	習志野市：①1②1③1	柏市：①1②1③4	勝浦市：③1	市原市：②1③1					
		流山市：②1③1	八千代市：①1③1	我孫子市：①2③1	鎌ヶ谷市：①1③1	君津市：③1	富津市：③1	浦安市：①1③1	四街道市：②1③1					
		袖ヶ浦市：①1②1③1	富里市：①1	山武市：③1	酒々井町：①1	栄町：①1③1	東庄町：①1③1	九十九里町：③1	長生村：③1					
東京都 〔62〕	48 (77.4%)	大多喜町：③1												
		千代田区：①1②1③1	中央区：③3	港区：①2②2③1	新宿区：①7③5	文京区：③2	台東区：①1③2	墨田区：①15②1③4	江東区：①5②2③4					
		品川区：②2③3	目黒区：①1②1③2	大田区：②1③5	世田谷区：①6②5③5	中野区：①4②1③4	杉並区：①8③5	豊島区：①1②1③2	北区：②1③3					
		板橋区：②1③6	練馬区：①4②1③7	足立区：②1③6	葛飾区：②1③11	江戸川区：②4③8	八王子市：①9②2③3	立川市：①1③1	武蔵野市：①2②1③1					
		三鷹市：①5②1③1	青梅市：①1③1	府中市：①3②2③1	昭島市：①1③1	調布市：①1②1③1	町田市：①5②1③4	小金井市：②1③1	小平市：②1③1					
神奈川県 〔33〕	30 (90.9%)	日野市：②1③1	東村山市：①1③1	国分寺市：①2②1③1	国立市：③1	福生市：②1③1	狛江市：②1③1	東大和市：②1③1	清瀬市：③1					
		東久留米市：②1③1	武蔵村山市：③1	多摩市：①7③1	羽村市：②1③1	あきる野市：①1③1	西東京市：②1	瑞穂町：③1	神津島村：③1					
		横浜市：①21②18③18	川崎市：②9③9	相模原市：②3③3	横須賀市：②1③1	平塚市：③1	鎌倉市：①1③1	藤沢市：②1③3	小田原市：②1③1					
		茅ヶ崎市：①1②1③1	逗子市：②1	三浦市：③1	秦野市：②1③1	厚木市：②1③1	大和市：①1②2③1	伊勢原市：①1	海老名市：③1					
		座間市：②1③1	南足柄市：②1③1	綾瀬市：②1③1	葉山町：①1③1	寒川町：①1③1	大磯町：②1③1	二宮町：③1	中井町：③1					
新潟県 〔30〕	13 (43.3%)	松田町：③1	山北町：③1	開成町：③1	箱根町：①1③1	湯河原町：①1	愛川町：③1							
		新潟市：③8	長岡市：①11③1	柏崎市：③1	新発田市：②1③1	見附市：③1	燕市：①1③1	妙高市：③1	五泉市：③1					
		上越市：①1	阿賀野市：③1	胎内市：③1	出雲崎町：③1	湯沢町：①1								
		富山市：②3③8	高岡市：③1	魚津市：①1③1	氷見市：①1③1	黒部市：③1	砺波市：①1	小矢部市：①1	南砺市：③1					
		射水市：①1③1	立山町：③1	入善町：③1										
石川県 〔19〕	13 (68.4%)	金沢市：①2②1③4	七尾市：③1	小松市：①1③1	輪島市：①1③1	加賀市：①1③1	羽咋市：①1③1	かほく市：①1③1	白山市：①2③1					
		能美市：①1③1	野々市市：②1	津幡町：①1③1	内灘町：③1	能登町：③1								
		福井市：①1	敦賀市：①1③1	大野市：①1③1	勝山市：①1③1	鯖江市：①1③1	あわら市：③1	越前市：③1	坂井市：①1③1					
		越前町：③1	高浜町：③1											
		甲府市：①1②1③1	富士吉田市：①1③1	都留市：③1	山梨市：③1	韭崎市：①1③1	南アルプス市：③1	北杜市：①1③1	甲斐市：③1					
山梨県 〔27〕	12 (44.4%)	笛吹市：③1	甲州市：③1	中央市：③1	富士川町：③1									
※ 事業類型	①…基本型	②…特定型	③…母子保健型	※ 都道府県名の下の〔 〕の数字…市区町村数										
				※ 各事業類型の後の数字…実施箇所数										
				※ 実施市町村数の下の()の数字…実施率										

利用者支援事業の実施状況

(平成30年度交付決定ベース)

都道府県	実施 市町村数	市町村									
長野県 〔77〕	33 (42.9%)	長野市：③4	松本市：①4③1	上田市：①1③1	岡谷市：③1	飯田市：③1	諏訪市：③1	須坂市：①1③1	小諸市：③1		
		伊那市：③1	駒ヶ根市：③1	中野市：③1	大町市：①1③1	飯山市：③1	茅野市：③1	塩尻市：①1③2	佐久市：①1③4		
		東御市：①1③1	安曇野市：③1	軽井沢町：①1	富士見町：①1	辰野町：③1	箕輪町：①1③1	飯島町：①1③1	南箕輪村：①1		
		中川村：③1	木曽町：③1	生坂村：①1	山形村：③1	筑北村：①1	池田町：①1	白馬村：①1③1	小布施町：①1		
		信濃町：①1									
岐阜県 〔42〕	16 (38.1%)	岐阜市：③3	大垣市：①1③1	高山市：①1	多治見市：①1	関市：③1	中津川市：①1	羽島市：③1	恵那市：③1		
		各務原市：③1	可児市：①1	山県市：①1	岐南町：③1	大野町：①1③1	池田町：①1	北方町：③1	坂祝町：③1		
静岡県 〔35〕	26 (74.3%)	静岡市：①14②3③3	浜松市：②5③8	沼津市：③1	三島市：①1③1	富士宮市：①1③1	伊東市：①1③1	島田市：①1③1	富士市：①1②1③1		
		磐田市：①1	焼津市：①2③1	掛川市：①1③1	藤枝市：②1③1	御殿場市：③1	袋井市：②1③1	裾野市：③1	湖西市：②1		
		御前崎市：③1	菊川市：③1	伊豆の国市：③1	牧之原市：①1③1	函南町：③1	清水町：②1③1	長泉町：②1	小山町：①1		
		吉田町：③1	森町：③1								
		名古屋市：①20②12③16	豊橋市：①1③1	岡崎市：①1③1	一宮市：③3	瀬戸市：①1③1	半田市：①1③1	春日井市：③1	豊川市：①1③1		
愛知県 〔54〕 385	43 (79.6%)	津島市：①2③1	碧南市：③1	刈谷市：①3③1	豊田市：③1	安城市：①1③1	西尾市：③1	蒲郡市：①3	犬山市：①1③1		
		常滑市：①1③1	小牧市：①1③1	稲沢市：②1③1	新城市：①1	東海市：①1③1	大府市：①1③1	知多市：①1③1	知立市：①1③1		
		尾張旭市：③1	高浜市：②1③1	岩倉市：①1③1	豊明市：②1③1	日進市：①1③1	愛西市：①1③1	清須市：①1③1	北名古屋：①2③1		
		みよし市：③1	あま市：①1③3	長久手市：②1③1	東郷町：③1	豊山町：①1③1	大口町：①1	扶桑町：①1	大治町：②1③1		
		阿久比町：③1	東浦町：①1③1	幸田町：③1							
三重県 〔29〕	20 (69.0%)	津市：①4③10	四日市市：①3②1③1	伊勢市：①1③1	松阪市：③2	桑名市：①2②1	鈴鹿市：③1	名張市：③16	尾鷲市：③1		
		鳥羽市：①1	いなべ市：③1	伊賀市：③1	木曽岬町：③1	朝日町：①1③1	多気町：③1	明和町：③1	大台町：③1		
滋賀県 〔19〕	17 (89.5%)	玉城町：①1③1	大紀町：③1	紀北町：③1	紀宝町：③1						
		大津市：①1②1③7	彦根市：②1③1	長浜市：③1	近江八幡市：①1③1	草津市：①2②1③1	守山市：③1	栗東市：③1	甲賀市：①5③2		
京都府 〔26〕	20 (76.9%)	野洲市：①1③1	湖南市：①1③1	高島市：①1③1	東近江市：①6②1③4	米原市：①1③1	日野町：①1②1③1	竜王町：①1	愛荘町：①1②1③1		
		甲良町：③1									
		京都市：②7③14	福知山市：①2③1	舞鶴市：①1③1	綾部市：③1	宇治市：①1②1③1	宮津市：①1	亀岡市：①7②1③1	城陽市：①1③1		
		向日市：①1③1	長岡京市：③1	八幡市：①1	京田辺市：②1	京丹後市：③1	南丹市：①2③1	木津川市：②1③1	久御山町：③1		
		井手町：③1	宇治田原町：③1	精華町：①1③1	与謝野町：③1						
大阪府 〔43〕	39 (90.7%)	大阪市：①10②13	堺市：①7③8	岸和田市：②1③1	豊中市：①1②1③3	池田市：①1②1③1	吹田市：①1②1③2	泉大津市：①1②1③1	高槻市：②1③2		
		貝塚市：③1	守口市：②1	枚方市：②1③2	茨木市：①6③1	八尾市：②2③1	泉佐野市：③1	富田林市：②1③1	寝屋川市：①3②1③2		
		河内長野市：①1③1	松原市：①1	大東市：①1③1	和泉市：②1③2	箕面市：②1③1	羽曳野市：①1③1	門真市：②1③1	摂津市：①1③1		
		高石市：①2③1	東大阪市：①4②1③3	泉南市：①1③1	四條畷市：①1③1	交野市：①1③1	大阪狭山市：①1③1	阪南市：③1	豊能町：①1③1		
		能勢町：③1	忠岡町：③1	熊取町：③1	田尻町：①1③1	岬町：②1③1	太子町：③1	河南町：①1			

※ 事業類型 ①…基本型 ②…特定型 ③…母子保健型 ※ 都道府県名の下の〔 〕の数字…市区町村数

※ 各事業類型の後の数字…実施箇所数 ※ 実施市町村数の下の()の数字…実施率

利用者支援事業の実施状況

(平成30年度交付決定ベース)

都道府県	実施 市町村数	市町村												
兵庫県 〔41〕	39 (95.1%)	神戸市：②8③12	姫路市：①5②1③4	尼崎市：①1②1③2	明石市：①2②1③1	西宮市：①3②1③2	洲本市：③1	芦屋市：②1③1	伊丹市：①1②1③1					
		相生市：③1	豊岡市：③1	加古川市：②1③2	赤穂市：③1	西脇市：①1②1③1	宝塚市：②1③1	三木市：②1③1	高砂市：①1②1③1					
		川西市：①1②1③1	小野市：②1③1	三田市：②1③1	加西市：③1	篠山市：①2③1	養父市：①2③1	丹波市：①1③1	南あわじ市：①1					
		朝来市：①2③1	淡路市：①1③1	宍粟市：①1③1	加東市：①1③1	たつの市：①1③1	猪名川町：①1③1	多可町：③1	稲美町：③1					
		播磨町：②1③1	福崎町：③1	神河町：③1	太子町：③1	上郡町：③1	佐用町：③1	香美町：③1						
奈良県 〔39〕	23 (59.0%)	奈良市：①1②1③1	大和高田市：③1	大和郡山市：③1	天理市：③1	橿原市：①1③1	桜井市：①1③1	五條市：③1	御所市：③1					
		生駒市：①1③1	香芝市：③1	葛城市：①1③1	宇陀市：①1③1	平群町：①1	三郷町：①1③1	斑鳩町：③1	安堵町：①1③1					
和歌山県 〔30〕	16 (53.3%)	川西町：①1	三宅町：③1	田原本町：③1	高取町：③1	明日香村：③1	王寺町：③1	広陵町：①1③1						
		和歌山市：①1③4	海南市：③1	橋本市：①1③1	有田市：①1③2	御坊市：③1	田辺市：③1	新宮市：①1	紀の川市：③1					
鳥取県 〔19〕	12 (63.2%)	岩出市：①1	かつらぎ町：③1	湯浅町：①1③1	有田川町：③1	みなべ町：③1	日高川町：③1	上富田町：③1	串本町：①1③1					
		鳥取市：③2	米子市：①1③1	倉吉市：②1③1	境港市：③1	岩美町：③1	三朝町：③1	湯梨浜町：③1	琴浦町：③1					
島根県 〔19〕	8 (42.1%)	日吉津村：③1	大山町：①1③1	南部町：①1③1	江府町：③1									
		松江市：③1	浜田市：③1	出雲市：③1	益田市：③1	江津市：①1③1	雲南市：①1③1	津和野町：③1	吉賀町：①1③1					
岡山県 〔27〕	16 (59.3%)	岡山市：②4③6	倉敷市：②3③5	津山市：③1	玉野市：③1	笠岡市：①1③1	井原市：①1③1	総社市：②1③1	高梁市：③1					
		新見市：③1	備前市：①5③1	瀬戸内市：③1	赤磐市：③1	真庭市：①1③1	美作市：③1	早島町：②1③1	勝央町：③1					
広島県 〔23〕	15 (65.2%)	広島市：③8	呉市：①2③1	竹原市：③1	三原市：①1③1	尾道市：①1③1	福山市：①8③12	三次市：①1③1	東広島市：①3②1③2					
		廿日市市：①1③1	府中町：①1②1③2	海田町：①2③2	熊野町：③1	坂町：③1	北広島町：③1	神石高原町：③1						
山口県 〔19〕	14 (73.7%)	下関市：①1②1③9	宇部市：②1③1	山口市：②1③1	萩市：③1	防府市：②1③1	下松市：②1③1	岩国市：①1③1	光市：①1					
		長門市：③1	柳井市：③1	周南市：①2③1	山陽小野田市：①1③1	周防大島町：③1	平生町：③1							
徳島県 〔24〕	4 (16.7%)	徳島市：②1	鳴門市：③1	小松島市：②1	北島町：②1									
香川県 〔17〕	10 (58.8%)	高松市：①4③8	丸亀市：③1	坂出市：①1③1	善通寺市：①1③1	さぬき市：①1	三豊市：①1	三木町：①1③1	綾川町：①1					
		多度津町：①1③1	まんのう町：③1											
愛媛県 〔20〕	8 (40.0%)	松山市：①1②2③5	今治市：①2③1	宇和島市：①1	新居浜市：①1②1③1	西条市：②1	伊予市：③1	四国中央市：①1③1	東温市：①1					
高知県 〔34〕	14 (41.2%)	高知市：②1③1	安芸市：③1	南国市：①1③1	土佐市：③1	須崎市：③1	宿毛市：③1	土佐清水市：③1	四万十市：③1					
		香美市：③1	いの町：③1	佐川町：③1	桺原町：③1	大月町：③1	黒潮町：③1							

※ 事業類型 ①…基本型 ②…特定型 ③…母子保健型

※ 都道府県名の下の〔 〕の数字…市区町村数

※ 各事業類型の後の数字…実施箇所数

※ 実施市町村数の下の()の数字…実施率

利用者支援事業の実施状況

(平成30年度交付決定ベース)

都道府県	実施 市町村数	市町村									
福岡県 〔60〕	34 (56.7%)	北九州市：②5③7	福岡市：①5②2③7	大牟田市：②1③1	久留米市：①1③1	直方市：③1	飯塚市：①1③1	田川市：①1③1	八女市：①1		
		大川市：①1	行橋市：②1③1	中間市：①1	小郡市：①1③1	筑紫野市：①1	春日市：①1②1③1	宗像市：②1③1	宮若市：③1		
		朝倉市：③1	みやま市：②1	糸島市：②1	那珂川市：①1③1	宇美町：②1③1	篠栗町：③1	志免町：①1③1	粕屋町：①1③1		
		芦屋町：③1	水巻町：③1	小竹町：①1	筑前町：①1③1	大刀洗町：①1③1	大木町：①1	添田町：③1	福智町：③1		
		荏田町：③1	吉富町：③1								
佐賀県 〔20〕	9 (45.0%)	佐賀市：②1	唐津市：①1③1	多久市：①1	伊万里市：②1③1	武雄市：①1③2	鹿島市：②1	吉野ヶ里町：①1③1	基山町：①1③1		
		みやき町：③1									
長崎県 〔21〕	9 (42.9%)	長崎市：③1	佐世保市：②1③1	平戸市：③1	松浦市：①1	五島市：①1	西海市：③1	雲仙市：②1	長与町：①1③1		
		時津町：②1③1									
熊本県 〔45〕	15 (33.3%)	熊本市：②5③6	八代市：①1	人吉市：①1③1	荒尾市：②1	玉名市：①2③1	宇城市：①1	天草市：②1	合志市：②1		
		玉東町：③1	南関町：①1	長洲町：③1	菊陽町：②1	高森町：③1	御船町：①1	山江村：②1			
大分県 〔18〕	12 (66.7%)	大分市：①3②1	中津市：①1③1	日田市：②1	臼杵市：③1	竹田市：①1③1	豊後高田市：①1	杵築市：②1③1	宇佐市：①1		
		豊後大野市：②1	由布市：②1	国東市：③1	日出町：①1						
宮崎県 〔26〕	10 (38.5%)	宮崎市：①2②1③7	都城市：①1③1	延岡市：①1②1	小林市：②1③1	日向市：③1	綾町：③1	高鍋町：①1	諸塚村：③1		
		高千穂町：③1	日之影町：③1								
鹿児島県 〔43〕	18 (41.9%)	鹿児島市：①3②4③5	鹿屋市：③1	枕崎市：③1	出水市：①1③1	垂水市：①1	薩摩川内市：②1③1	霧島市：③1	南さつま市：①1		
		志布志市：③1	奄美市：③1	南九州市：①1	伊佐市：③1	始良市：③1	十島村：③1	さつま町：①1③1	肝付町：①1③1		
		宇検村：③1	知名町：③1								
沖縄県 〔41〕	17 (41.5%)	那覇市：①1③1	宜野湾市：②1③1	石垣市：②1	浦添市：②1	名護市：②1	糸満市：②1	沖縄市：②1③1	豊見城市：②1		
		うるま市：①1③1	宮古島市：②1	今帰仁村：③1	恩納村：②1③1	嘉手納町：②1	北谷町：②1	中城村：③1	南風原町：②1③1		
		八重瀬町：②1									

※ 事業類型 ①…基本型 ②…特定型 ③…母子保健型 ※ 都道府県名の下の〔 〕の数字…市区町村数

※ 各事業類型の後の数字…実施箇所数 ※ 実施市町村数の下の()の数字…実施率

実施要件に係る運用の変更

加算事業の実施に当たっては、年間を通して計画的、継続的に実施することが望ましいが、利用者支援事業の趣旨を踏まえ、年間を通して実施せずとも、加算事業を実施した月の対象経費について補助の対象とした。

《月単位での実施の例》

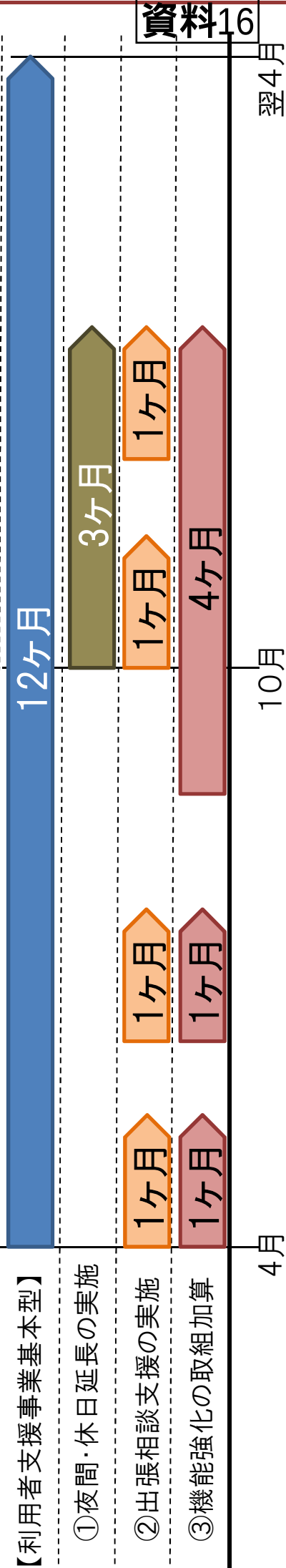
- ・ 次年度の保育所等入所申込期間に相談件数や相談時間の増に対応した夜間・休日延長相談支援の実施
- ・ 保育所等申込期間前に、地域子育て支援拠点や両親学級などにおいて出張相談支援の実施
- ・ 子育てに関する相談支援として、定期的に保育所や地域子育て支援拠点へ出張相談支援の実施
- ・ 乳幼児健診会場への定期的な出張相談支援の実施
- ・ 出張相談支援が必要と判断した家庭への不定期的な出張相談支援の実施 など

実施事業例

以下の①～③の加算事業に係る経費が交付金の対象経費となる。

- ① 保育所入所申込期間(10月～12月)に夜間延長を実施
- ② 地域子育て支援拠点(4月、12月)、乳幼児健診(6月、10月)への出張相談支援を実施
- ③ ①又は②の加算事業を実施した上で、職員配置等の「機能強化のための取組」加算の実施要件を満たして実施(※延べ6ヶ月間のみ)

※年間を通して利用者支援事業(基本型)を実施
※それぞれの加算事業に関する実施要件を満たして実施した場合



整備費等補助（新規開設分）

次世代育成支援対策施設整備交付金 （利用者支援事業所）

○市町村が、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村整備計画により整備を行うための経費に対する補助を行う。

1. 実施主体：市町村
2. 補助基準額：8,542千円
3. 補助率：国 定額（1／2相当）
4. 補助対象事業者：市町村、社会福祉法人、公益社団法人、
公益財団法人、NPO法人等

※ 平成29年度から、利用者支援事業実施のための施設整備について、市町村、社会福祉法人等に加え、NPO法人等も補助対象とした。

子ども・子育て支援交付金 【開設準備経費】

○利用者支援事業を開設する際に必要となる施設の改修、備品の購入に対する補助を行う。

1. 実施主体：市町村（委託等可）
2. 補助基準額：4,000千円（改修費等）
3. 補助率：1／3（国1／3、都道府県1／3、市町村1／3）

運営費補助

子ども・子育て支援交付金 【運営経費】

○利用者支援事業を実施するために必要な経費（人件費・需用費など）に対する補助を行う。

1. 実施主体：市町村（委託等可）
2. 補助基準額：7,505千円【基本型】
3. 補助率：1／3（国1／3、都道府県1／3、市町村1／3）

地域子育て支援拠点事業

令和元年度予算 1,304億円の内数→令和2年度予算案 1,453億円の内数

背景

- ・3歳未満児の約6～7割は家庭で子育て
- ・核家族化、地域のつながりの希薄化
- ・自分の生まれ育った地域以外での子育ての増加
- ・男性の子育てへの関わりが少ない
- ・児童数の減少

課題

- ・子育てが孤立化し、子育ての不安感、負担感
- ・子どもの多様な大人・子どもとの関わりの減
- ・地域や必要な支援とつながらない

地域子育て支援拠点の設置

子育て中の親子が気軽に集い、
相互交流や子育ての不安・悩み
を相談できる
場を提供



○実施主体 市町村(特別区を含む)

○実施か所数の推移(単位:か所数)

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
6,538	6,818	7,063	7,259	7,431

○負担割合 国(1/3)、都道府県(1/3)、市町村(1/3)

○補助単価(令和2年度予算案)

【基本事業】一般型 8,270千円(5日型、常勤職員を配置の場合)
連携型 2,951千円(5～7日型の場合)
(注)開設日数、勤務形態により単価が異なる

【加算事業】子育て支援活動の展開を図る取組(一時預かり等)

3,288千円(基本事業一般型(5日型)で実施した場合)
(注)この他、出張ひろば等の事業内容により単価が異なる

(令和2年度新規)

特別支援対応加算 1,039千円

※ 配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供等ができるよう、専門的な知識等を有する職員を配置等した場合に加算を行う
研修代替職員配置加算 1人あたり年額21千円
※ 職員が研修に参加した際、代替職員を配置した場合に加算を行う

【開設準備経費】(1)改修費等 4,000千円

(2)礼金及び賃借料(開設前月分) 600千円

地域子育て支援拠点

○一般型

公共施設、空き店舗、保育所等に常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施

○連携型

児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施

4つの基本事業

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ②子育て等に関する相談、援助の実施
- ③地域の子育て関連情報の提供
- ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

○更なる展開として

- ・地域の子育て支援活動の展開を図るための取組(一時預かり等)
- ・地域に出向き、出張ひろばを開設
- ・高齢者等の多様な世代との交流、伝統文化や習慣・行事の実施等

公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施

NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育てを向上

地域子育て支援拠点事業の実施状況

(平成30年度交付決定ベース)

都道府県	実施 市町村数	市町村									
北海道 〔179〕	147 (82.1%)	札幌市：①38②63	函館市：①13	小樽市：①4	旭川市：①10	室蘭市：①2	釧路市：①6	帯広市：①7	北見市：①7②1		
		岩見沢市：①4	網走市：①2	留萌市：①1	苫小牧市：①4	稚内市：①3	美唄市：①1	芦別市：①1	江別市：①8②1		
		赤平市：①1	紋別市：①1	士別市：①3	名寄市：①2	根室市：①3	千歳市：①3②7	滝川市：①2	砂川市：①1		
		深川市：①2	富良野市：①1	登別市：①4	恵庭市：①6	伊達市：①3	北広島市：①3	石狩市：①5	北斗市：①6		
		当別町：①2	新篠津村：①1	松前町：①2	福島町：①1	七飯町：①3	八雲町：①1	長万部町：①1	江差町：①1		
		乙部町：①1	今金町：①1	せたな町：①2	寿都町：①1	黒松内町：①1	蘭越町：①1	ニセコ町：①1	真狩村：①1		
		留寿都村：①1	京極町：①1	倶知安町：①1	共和町：①1	岩内町：①1	神恵内村：①1	横丹町：①1	古平町：①1		
		仁木町：①1	余市町：①1②1	南幌町：①1	奈井江町：①1	由仁町：①1	長沼町：①1	栗山町：①1	月形町：①1		
		浦臼町：①1	新十津川町：①1	妹背牛町：①1	秩父別町：①1	北竜町：①1	沼田町：①1	鷹栖町：①2	東神楽町：①2		
		当麻町：①1	比布町：①1	愛別町：①1	上川町：①1	東川町：①1	美瑛町：①1	上富良野町：①1	中富良野町：①1		
		南富良野町：①1	和寒町：①1	剣淵町：②1	下川町：②1	中川町：②1	苫前町：①2	羽幌町：①1	遠別町：①1		
		天塩町：①1	猿払村：①2	浜頓別町：①1	中頓別町：①1	枝幸町：①2	豊富町：①1	利尻町：①1	幌延町：①1		
		美幌町：①1	津別町：①1	斜里町：①1	清里町：①1	小清水町：①1	訓子府町：①1	置戸町：①1	佐呂間町：①1		
		湧別町：①2	雄武町：①1	大空町：①1	豊浦町：①1	壮瞥町：①1	白老町：①2	厚真町：①2	洞爺湖町：①1		
		安平町：①2	むかわ町：①2	日高町：①2	新冠町：①1	浦河町：①3	様似町：①1	新ひだか町：①4	音更町：①4		
		士幌町：①1	上士幌町：①1	鹿追町：①1	新得町：①1	清水町：①1	芽室町：①1	中札内村：①1	更別村：①2		
		大樹町：①1	広尾町：①1	幕別町：①1	池田町：①1	豊頃町：①1	本別町：①1	足寄町：①1	陸別町：①1		
		浦幌町：①1	釧路町：①2	厚岸町：①2	浜中町：①1	標茶町：①1	弟子屈町：①1	白糠町：①1	別海町：①1		
		中標津町：①1	標津町：①2	羅臼町：①1							
青森県 〔40〕	30 (75.0%)	青森市：①8	弘前市：①4	八戸市：①15	黒石市：①4	五所川原市：①8②3	十和田市：①7	三沢市：①4	むつ市：①3		
		つがる市：①1	平川市：①8	平内町：①1	今別町：①1	鰺ヶ沢町：①1	深浦町：①1	藤崎町：①1	板柳町：①2		
		鶴田町：①1	中泊町：①2	野辺地町：①2	七戸町：①5	六戸町：①4	東北町：①1	おいらせ町：①3	東通村：①1		
		佐井村：②1	三戸町：①1	五戸町：①1	南部町：①3	階上町：①1	新郷村：①1				
岩手県 〔33〕	30 (90.9%)	盛岡市：①10	宮古市：①4	大船渡市：①5	花巻市：①6	北上市：①4	久慈市：①2	遠野市：①1	一関市：①4		
		陸前高田市：①3②1	釜石市：①4	二戸市：①3	八幡平市：①2	奥州市：①11	滝沢市：①4	雫石町：①1	葛巻町：①1		
		岩手町：①1	紫波町：①2	矢巾町：①2②1	金ヶ崎町：①1	平泉町：①2	大槌町：①2	山田町：①1	岩泉町：①1		
		田野畑村：①1	普代村：①1	軽米町：①1	野田村：①1	洋野町：①3	一戸町：①1				
宮城県 〔35〕	33 (94.3%)	仙台市：①34②31	石巻市：①12②1	塩竈市：①2	気仙沼市：①2	白石市：①1	名取市：①5	角田市：①2	多賀城市：①1②2		
		岩沼市：①2	登米市：①8	栗原市：①9	東松島市：①2	大崎市：①7	富谷市：①1	蔵王町：①1②5	大河原町：①1		
		村田町：①1	柴田町：①3	川崎町：①1	丸森町：①1	亘理町：①1	山元町：①2	松島町：①1	七ヶ浜町：①1		
		利府町：①5	大和町：①1	大郷町：①1	大衡村：①1	色麻町：①1	加美町：①4	涌谷町：①1	女川町：①1		
		南三陸町：①1									

※ 事業類型 ①…一般型 ②…連携型

※ 各事業類型の後の数字…実施箇所数

※ 都道府県名の下の〔 〕の数字…市区町村数

※ 実施市町村数の下の()の数字…実施率

地域子育て支援拠点事業の実施状況

(平成30年度交付決定ベース)

都道府県	実施 市町村数	市町村											
秋田県 〔25〕	21 (84.0%)	秋田市：① 9	能代市：① 3	横手市：① 9	大館市：① 3	男鹿市：① 1	湯沢市：① 3	鹿角市：① 1	由利本荘市：① 2② 1				
		潟上市：① 4	大仙市：① 3	北秋田市：① 3	にかほ市：① 2	仙北市：① 4	三種町：① 3	八峰町：① 1	五城目町：① 1				
		八郎潟町：① 1	井川町：① 1	大潟村：① 1	美郷町：① 3	羽後町：① 1							
		山形市：① 25	米沢市：① 5	鶴岡市：① 14② 5	酒田市：① 8	新庄市：① 3	寒河江市：① 1	上山市：① 1	村山市：① 3				
山形県 〔35〕	32 (91.4%)	長井市：① 1	天童市：① 5	東根市：① 2	尾花沢市：① 1	南陽市：① 2	山辺町：① 1	中山町：① 1	河北町：① 4				
		西川町：① 1	朝日町：① 1	大江町：① 1	大石田町：① 2	金山町：① 1	最上町：① 1	舟形町：① 1	真室川町：① 1				
		高畠町：① 1	川西町：① 1	小国町：① 1	白鷹町：① 1	飯豊町：① 1	三川町：① 1	庄内町：① 2	遊佐町：① 1				
		福島市：① 23	会津若松市：① 23	郡山市：① 5	いわき市：① 4② 2	白河市：① 4	須賀川市：① 7	喜多方市：① 3	相馬市：① 1				
福島県 〔59〕	33 (55.9%)	二本松市：① 6	田村市：① 1	南相馬市：① 2	伊達市：① 6	本宮市：① 3	桑折町：① 1	国見町：① 2	川俣町：① 1				
		鏡石町：① 1	天栄村：① 1	下郷町：① 1	只見町：① 1	南会津町：① 3	猪苗代町：① 2	会津坂下町：① 1	会津美里町：① 1				
		西郷村：① 2	矢吹町：① 1	棚倉町：② 1	矢祭町：① 1	鮫川村：① 1	三春町：① 1	小野町：① 2	新地町：① 1				
		飯館村：① 1											
茨城県 〔44〕	44 (100.0%)	水戸市：① 15	日立市：① 22	土浦市：① 6② 3	古河市：① 7	石岡市：① 6	結城市：① 2	龍ヶ崎市：① 7	下妻市：① 3				
		常総市：① 7	常陸太田市：① 6	高萩市：① 5	北茨城市：① 4	笠間市：① 2② 1	取手市：① 4	牛久市：① 10	つくば市：① 9				
		ひたちなか市：① 12	鹿嶋市：① 7	潮来市：① 4	守谷市：① 5	常陸大宮市：① 7	那珂市：① 3	筑西市：① 10	坂東市：① 9				
		稲敷市：① 5	かすみがうら市：① 5	桜川市：① 4	神栖市：① 8	行方市：① 7	鉾田市：① 5	つくばみらい市：① 9	小美玉市：① 13				
栃木県 〔25〕	25 (100.0%)	茨城町：① 10	大洗町：① 1	城里町：① 1	東海村：① 10	大子町：① 1	美浦村：① 1	阿見町：① 2	河内町：① 1				
		八千代町：① 2	五霞町：① 2	境町：① 3	利根町：① 1								
		宇都宮市：① 12	足利市：① 6② 2	栃木市：① 10② 3	佐野市：① 7② 1	鹿沼市：① 5	日光市：① 3	小山市：① 7	真岡市：① 3				
		大田原市：① 5	矢板市：① 3	那須塩原市：① 9	さくら市：① 5	那須烏山市：① 3	下野市：① 3	上三川町：① 1	益子町：① 2				
群馬県 〔35〕	26 (74.3%)	茂木町：① 1	市貝町：① 1	芳賀町：① 3	壬生町：① 1	野木町：① 2	塩谷町：① 1	高根沢町：① 3	那須町：① 1				
		那珂川町：① 2											
		前橋市：① 15	高崎市：① 15	桐生市：① 11	伊勢崎市：① 6	太田市：① 17	沼田市：① 3	館林市：① 5	渋川市：① 9				
		藤岡市：① 10② 5	富岡市：① 5	安中市：① 6② 1	みどり市：① 6	榛東村：① 3	吉岡町：① 1	甘楽町：① 1	中之条町：① 1				
		嬬恋村：① 1	草津町：① 1	昭和村：① 2	みなかみ町：① 3	玉村町：① 1	板倉町：② 1	明和町：① 3	千代田町：② 2				
		大泉町：① 2	邑楽町：① 2										

※ 事業類型 ①…一般型 ②…連携型

※ 各事業類型の後の数字…実施箇所数

※ 都道府県名の下の〔 〕の数字…市区町村数

※ 実施市町村数の下の()の数字…実施率

地域子育て支援拠点事業の実施状況

(平成30年度交付決定ベース)

都道府県	実施 市町村数	市町村									
埼玉県 [63]	63 (100.0%)	さいたま市：① 65	川越市：① 24	熊谷市：① 18	川口市：① 15② 4	行田市：① 7	秩父市：① 4② 1	所沢市：① 13② 11	飯能市：① 6		
		加須市：① 7	本庄市：① 9	東松山市：① 5	春日部市：① 13	狭山市：① 9	羽生市：① 4	鴻巣市：① 4② 4	深谷市：① 16		
		上尾市：① 13	草加市：① 7② 1	越谷市：① 22	蕨市：① 3	戸田市：① 11② 2	入間市：① 14	朝霞市：① 8	志木市：① 5		
		和光市：① 5	新座市：① 13	桶川市：① 4② 1	久喜市：① 17② 2	北本市：① 5	八潮市：① 7	富士見市：① 9	三郷市：① 8		
		蓮田市：① 6② 1	坂戸市：① 5	幸手市：① 2② 1	鶴ヶ島市：① 4② 1	日高市：① 3	吉川市：① 3	ふじみ野市：① 6	白岡市：① 4		
		伊奈町：① 4	三芳町：① 4	毛呂山町：① 3	越生町：① 1	滑川町：① 1	嵐山町：① 1	小川町：① 1② 1	川島町：① 1		
		吉見町：① 1	鳩山町：① 2	ときがわ町：① 1	横瀬町：① 2	皆野町：① 1	長瀬町：① 1	小鹿野町：① 1	東秩父村：① 1		
		美里町：① 1	神川町：① 1	上里町：① 1	寄居町：① 5	宮代町：① 3	杉戸町：① 3	松伏町：① 2			
		千葉市：① 21	銚子市：① 4	市川市：① 14② 4	船橋市：① 8② 15	館山市：① 2	木更津市：① 3	松戸市：① 28	野田市：① 8		
		茂原市：① 3	成田市：① 6	佐倉市：① 19	東金市：① 2	旭市：① 6	習志野市：① 7	柏市：① 19② 1	勝浦市：② 1		
千葉県 [54]	48 (88.9%)	市原市：① 14② 1	流山市：① 15	八千代市：① 6	我孫子市：① 4	鴨川市：① 4	鎌ヶ谷市：① 7	君津市：① 5	富津市：① 1		
		浦安市：① 11	四街道市：① 11	袖ヶ浦市：① 6	八街市：① 4	印西市：① 22	白井市：① 5	富里市：① 2	南房総市：① 2		
		匝瑳市：① 3	香取市：① 5② 1	山武市：① 4	いすみ市：① 3	大網白里市：① 6	酒々井町：① 2	栄町：① 2	多古町：① 1		
		東庄町：① 3	九十九里町：① 2	芝山町：① 1	横芝光町：① 2	一宮町：① 2	長柄町：① 1	大多喜町：① 1	御宿町：② 1		
		千代田区：① 7	中央区：① 4	港区：① 15② 2	新宿区：① 10② 4	文京区：① 7	台東区：① 4	墨田区：① 2② 9	江東区：① 6		
		品川区：① 3	目黒区：① 5② 4	大田区：① 7	世田谷区：① 32② 5	渋谷区：① 18	中野区：① 6② 15	杉並区：① 4② 3	豊島区：① 26		
		北区：① 1	荒川区：① 12② 6	板橋区：① 1② 10	練馬区：① 26	足立区：① 13	葛飾区：① 11	江戸川区：① 17	八王子市：① 11② 30		
		立川市：① 9② 5	武蔵野市：① 7	三鷹市：① 11	青梅市：① 6	府中市：① 5	昭島市：① 5	調布市：① 2② 13	町田市：① 19		
		小金井市：① 3② 2	小平市：① 7	日野市：① 8② 3	東村山市：① 4	国分寺市：① 5② 1	国立市：① 3	福生市：① 1② 3	狛江市：② 2		
		清瀬市：① 7	東久留米市：① 2	武蔵村山市：① 1	多摩市：① 14② 3	稲城市：① 1	羽村市：① 2② 3	あきる野市：① 3	西東京市：① 7		
神奈川県 [33]	31 (93.9%)	東大和市：② 6									
		横浜市：① 121	川崎市：① 27② 26	相模原市：① 14② 8	横須賀市：① 5	平塚市：① 6	鎌倉市：① 5	藤沢市：① 8	小田原市：① 4		
		茅ヶ崎市：① 5	逗子市：① 4	三浦市：① 1	秦野市：① 7	厚木市：① 2	大和市：① 5	伊勢原市：① 3	海老名市：① 3		
		座間市：① 3	南足柄市：① 1	綾瀬市：① 3	葉山町：① 1	寒川町：① 1	大磯町：① 3	二宮町：① 2	中井町：① 1		
		大井町：① 1	松田町：① 2	山北町：① 1	開成町：① 2	箱根町：① 2② 1	湯河原町：① 1	愛川町：① 1			
		新潟市：① 48② 12	長岡市：① 33	三条市：① 9	柏崎市：① 11	新発田市：① 8	小千谷市：① 2	加茂市：① 2	十日町市：① 4		
		見附市：① 3	村上市：① 7	燕市：① 10	糸魚川市：① 2	妙高市：① 1② 5	五泉市：① 5	上越市：① 27	阿賀野市：① 6		
		佐渡市：① 7② 2	魚沼市：① 2② 1	南魚沼市：① 8	胎内市：① 8	聖籠町：① 1	弥彦村：① 1	田上町：① 1	阿賀町：① 2		
		出雲崎町：① 1	湯沢町：① 1	津南町：① 1							
		富山市：① 12② 2	高岡市：① 3	魚津市：① 2② 3	氷見市：① 7② 1	滑川市：① 2	黒部市：① 4	砺波市：① 8	小矢部市：① 6		
富山県 [15]	15 (100.0%)	南砺市：① 9	射水市：① 8② 1	舟橋村：① 1	上市町：① 2	立山町：① 6	入善町：① 1	朝日町：① 2			

※ 事業類型 ①…一般型 ②…連携型

※ 都道府県名の下の〔 〕の数字…市区町村数

※ 各事業類型の後の数字…実施箇所数

※ 実施市町村数の下の()の数字…実施率

地域子育て支援拠点事業の実施状況

(平成30年度交付決定ベース)

都道府県	実施 市町村数	市町村											
石川県 〔19〕	18 (94.7%)	金沢市：①13	七尾市：①5	小松市：①4②1	輪島市：①3②1	珠洲市：①1	加賀市：①4	羽咋市：①2	かほく市：①3				
		白山市：①12②3	能美市：①1	野々市市：①7	川北町：①1	津幡町：①6	内灘町：①6	志賀町：①1	宝達志水町：①1②1				
		中能登町：①2	能登町：②1										
福井県 〔17〕	17 (100.0%)	福井市：①12②1	敦賀市：①5	小浜市：①2②1	大野市：①2	勝山市：①1	鯖江市：①1	あわら市：①1	越前市：①4				
		坂井市：①6	永平寺町：①3	池田町：①1	南越前町：①2②1	越前町：①4②1	美浜町：①1	高浜町：①1	おおい町：①4				
		若狹町：①3											
山梨県 〔27〕	19 (70.4%)	甲府市：①19	富士吉田市：①1	都留市：①4	山梨市：①1②1	韭崎市：①1	南アルプス市：①5	北杜市：①7	甲斐市：①2②2				
		笛吹市：①7	上野原市：①2	甲州市：①5	中央市：①2	市川三郷町：②3	身延町：①1	富士川町：①2	昭和町：①3				
		西桂町：②1	山中湖村：①1	富士河口湖町：①1									
		長野市：①18	松本市：①25	上田市：①7②5	岡谷市：①5	飯田市：①12	諏訪市：①4	須坂市：①1	小諸市：①1				
		伊那市：①5	駒ヶ根市：①3	中野市：①4	大町市：①2	飯山市：①1②1	茅野市：①2	塩尻市：①3	佐久市：①7				
		千曲市：①2	東御市：①2	安曇野市：②9	小海町：①1	佐久穂町：②1	軽井沢町：①1	御代田町：②2	長和町：①1				
長野県 〔77〕	58 (75.3%)	下諏訪町：①1	富士見町：①1	辰野町：①1	箕輪町：①1②1	飯島町：①1	南箕輪村：①2	中川村：①1	宮田村：①1				
		松川町：①1	高森町：①1	阿南町：①1	阿智村：①1	喬木村：①1	豊丘村：①1	上松町：①1	南木曽町：①1				
		木祖村：①1	大桑村：①1	木曽町：①1	生坂村：①1	山形村：①1	朝日村：①1	筑北村：①1	池田町：①1				
		松川村：①2	白馬村：①1	小谷村：①1	坂城町：①1	小布施町：①1	高山村：①1	山ノ内町：①1	信濃町：①1				
		小川村：①1	飯綱町：①1										
岐阜県 〔42〕	40 (95.2%)	岐阜市：①6	大垣市：①8	高山市：①3	多治見市：①5	関市：①2	中津川市：①6②1	美濃市：①3	瑞浪市：①4				
		羽島市：①4	恵那市：①3	美濃加茂市：①2	土岐市：②3	各務原市：①6	可児市：①5	山県市：①1	瑞穂市：①4				
		飛騨市：①4	本巣市：①3	郡上市：①9	下呂市：①3②4	海津市：①8	岐南町：①3	笠松町：①1	養老町：①1				
		垂井町：①2	神戸町：①1	輪之内町：②3	安八町：①2	揖斐川町：①1	大野町：①4	池田町：①2	北方町：①3				
		坂祝町：①1	富加町：①1	川辺町：①1	七宗町：①1	八百津町：①1	白川町：①1	東白川村：①1	御嵩町：①1				
静岡県 〔35〕	33 (94.3%)	静岡市：①18②2	浜松市：①51	沼津市：①10	熱海市：①3	三島市：①9②3	富士宮市：①7	伊東市：①7	島田市：①10				
		富士市：①14②1	磐田市：①11	焼津市：①8	掛川市：①13	藤枝市：①14	御殿場市：①9	袋井市：①6	下田市：①1				
		裾野市：①4	湖西市：①1	伊豆市：①5	御前崎市：①5	菊川市：①1②1	伊豆の国市：①2	牧之原市：①6	東伊豆町：①1				
		南伊豆町：①1	西伊豆町：①2	函南町：①2	清水町：①6	長泉町：①3	小山町：①6	吉田町：①1	川根本町：①2				
		森町：②1											

※ 事業類型 ①…一般型 ②…連携型

※ 各事業類型の後の数字…実施箇所数

※ 都道府県名の下の〔 〕の数字…市区町村数

※ 実施市町村数の下の()の数字…実施率

地域子育て支援拠点事業の実施状況

(平成30年度交付決定ベース)

都道府県	実施 市町村数	市町村														
愛知県 〔54〕	53 (98.1%)	名古屋：①105②17	豊橋市：①9②1	岡崎市：①11	一宮市：①9	瀬戸市：①3	半田市：①4	春日井市：①8	豊川市：①1							
		津島市：①2	碧南市：①10	刈谷市：①9	豊田市：①11	安城市：①8	西尾市：①15	蒲郡市：①3	犬山市：①3②7							
		常滑市：①6	江南市：①3	小牧市：①1②5	稲沢市：①2②1	新城市：①1②1	東海市：①3	大府市：①2	知多市：①5							
		知立市：①3	尾張旭市：①7	高浜市：①5	岩倉市：①1	豊明市：①3	日進市：①4	田原市：①2	愛西市：①7							
		清須市：①5②8	北名古屋：①3②10	弥富市：①3	みよし市：①5	あま市：①4	長久手市：①1	東郷町：①3	豊山町：②2							
三重県 〔29〕	29 (100.0%)	大日町：②3	扶桑町：①2	大治町：①1	蟹江町：①3	飛島村：①1	阿久比町：①1	東浦町：①1	南知多町：①1							
		美浜町：①1	武豊町：①2	幸田町：①2	東栄町：①1	豊根村：①1										
		津市：①16	四日市市：①20	伊勢市：①5	松阪市：①12	桑名市：①7	鈴鹿市：①10	名張市：①5	尾鷲市：①1							
		亀山市：①5	鳥羽市：①1	熊野市：①1	いなべ市：①5②1	志摩市：①3	伊賀市：①8	木曽岬町：①1	東員町：①1							
		菟野町：①2	朝日町：①1	川越町：①2	多気町：①1	明和町：①4②1	大台町：①2	玉城町：①1	度会町：①1							
滋賀県 〔19〕	19 (100.0%)	大紀町：①2	南伊勢町：①1	紀北町：①3	御浜町：①1	紀宝町：①1										
		大津市：①7	彦根市：①3	長浜市：①6②2	近江八幡市：①8	草津市：①6	守山市：①2	栗東市：①4	甲賀市：①6							
		野洲市：①3	湖南市：①5	高島市：①10	東近江市：①12	米原市：①4	日野町：①2	竜王町：①1	愛荘町：①3							
		豊郷町：①1	甲良町：①1	多賀町：①2												
		京都市：①51②131	福知山市：①5	舞鶴市：①6	綾部市：①3	宇治市：①12	宮津市：①1	亀岡市：①6	城陽市：①1							
京都府 〔26〕	22 (84.6%)	向日市：①7	長岡京市：①4	八幡市：①3	京田辺市：①3	京丹後市：①8	南丹市：①5	木津川市：①6	大山崎町：①1							
		久御山町：①1	井手町：①1	宇治田原町：①1	和束町：①1	精華町：①3	与謝野町：①3									
		大阪市：①110	堺市：①42	岸和田市：①2	豊中市：①19	池田市：①4	吹田市：①15	泉大津市：①8	高槻市：①17							
		貝塚市：①3	守口市：①6②1	枚方市：①13	茨木市：①23	八尾市：①18	泉佐野市：①2	富田林市：①9	寝屋川市：①12							
		河内長野市：①5	松原市：①10	大東市：①9	和泉市：①10	箕面市：①3	柏原市：①6	羽曳野市：①6②1	門真市：①2							
大阪府 〔43〕	43 (100.0%)	摂津市：①8	高石市：①4	藤井寺市：①5	東大阪市：①24	泉南市：①4	四條畷市：①5	交野市：①4	大阪狭山市：①4							
		阪南市：①2	島本町：①2	豊能町：①1	能勢町：①1	忠岡町：①1	熊取町：①3	田尻町：①1	岬町：①1							
		太子町：①1	河南町：①1	千早赤阪村：①1												
		神戸市：①21②120	姫路市：①17②11	尼崎市：①11	明石市：①6	西宮市：①11②9	洲本市：①2	芦屋市：①6	伊丹市：①8							
		相生市：①1	豊岡市：①6	加古川市：①2	赤穂市：①1	西脇市：①4	宝塚市：①16	三木市：①2	高砂市：①2							
兵庫県 〔41〕	41 (100.0%)	川西市：①11	小野市：①2	三田市：①4	加西市：①4	篠山市：①3	養父市：①2	丹波市：①6	南あわじ市：①1							
		朝来市：①8	淡路市：①5	宍粟市：①4	加東市：①4	たつの市：①5②1	猪名川町：①3	多可町：①1	稲美町：①1②1							
		播磨町：①2	市川町：①1	福崎町：①3	神河町：①1	太子町：①1	上郡町：①1	佐用町：①1	香美町：①3							
		新温泉町：①2														

※ 事業類型 ①…一般型 ②…連携型

※ 各事業類型の後の数字…実施箇所数

※ 都道府県名の下の〔 〕の数字…市区町村数

※ 実施市町村数の下の()の数字…実施率

地域子育て支援拠点事業の実施状況

(平成30年度交付決定ベース)

都道府県	実施 市町村数	市町村												
奈良県 〔39〕	30 (76.9%)	奈良市：①18②4	大和高田市：①3	大和郡山市：①3	天理市：①6	橿原市：①2	桜井市：①2	五條市：①1	御所市：①1					
		生駒市：①8	香芝市：①4	葛城市：①1②2	宇陀市：①1	平群町：①1②1	三郷町：①2	斑鳩町：①1	安堵町：①1					
		川西町：①1	三宅町：①1	田原本町：①3	御杖村：②1	高取町：①1	明日香村：①1	上牧町：①2	王寺町：①2					
		広陵町：①1	河合町：①1	大淀町：①1	下市町：①1	下北山村：①1	川上村：①1							
和歌山県 〔30〕	25 (83.3%)	和歌山市：①13	海南市：①4	橋本市：①6	有田市：①1②2	御坊市：①1	田辺市：①1	新宮市：①1	紀の川市：①3					
		岩出市：①2	紀美野町：①1	かつらぎ町：①1	高野町：①1	湯浅町：①1	広川町：①2	有田川町：①1	美浜町：①1					
		日高町：①1	由良町：①1	印南町：①1	みなべ町：①1	日高川町：①2	白浜町：①3	那智勝浦町：①1	古座川町：①1					
		串本町：①4												
鳥取県 〔19〕	19 (100.0%)	鳥取市：①14	米子市：①5	倉吉市：①2	境港市：①2	岩美町：①1	若桜町：①1	智頭町：①1	八頭町：①1					
		三朝町：①1	湯梨浜町：①1	琴浦町：①3	北栄町：①1	日吉津村：①1	大山町：①3	南部町：①1②1	伯耆町：①1					
		日南町：①1	日野町：①1	江府町：①1										
		松江市：①8	浜田市：①3	出雲市：①7	益田市：①1	大田市：①1	安来市：①2	江津市：①3	雲南市：①4					
岡山県 〔27〕	26 (96.3%)	奥出雲町：①2	川本町：①1	美郷町：①1	邑南町：①2	津和野町：①2	吉賀町：①1	海士町：①1	西ノ島町：①1					
		知夫村：①1	隠岐の島町：①2											
		岡山市：①22②5	倉敷市：①21②1	津山市：①6	玉野市：①3②1	笠岡市：①4②1	井原市：①3	総社市：①9	高梁市：①1					
		新見市：①1	備前市：①7	瀬戸内市：①5	赤磐市：①4②1	真庭市：①5	美作市：①3	浅口市：①3	和気町：①2					
広島県 〔23〕	23 (100.0%)	早島町：①1②1	里庄町：①1	矢掛町：①1	新庄村：②1	鏡野町：①1	勝央町：①1	奈義町：①1	西栗倉村：②1					
		美咲町：①5	吉備中央町：①2											
		広島市：①20	呉市：①9	竹原市：①3	三原市：①12	尾道市：①6	福山市：①33	府中市：①4	三次市：①7					
		庄原市：①4	大竹市：①3	東広島市：①22	廿日市市：①3	安芸高田市：①2	江田島市：①1	府中町：①2②2	海田町：①3					
山口県 〔19〕	17 (89.5%)	熊野町：①1	坂町：①2	安芸太田町：①2	北広島町：①4	大崎上島町：①1	世羅町：①3	神石高原町：①2						
		下関市：①20	宇部市：①6	山口市：①24	萩市：①1②1	防府市：①8	下松市：①7	岩国市：①9	光市：①1					
		長門市：①5	柳井市：①7	美祢市：①2	周南市：①11	山陽小野田市：①5	周防大島町：①3	田布施町：①1	平生町：①1					
		阿武町：②1												
徳島県 〔24〕	21 (87.5%)	徳島市：①10	鳴門市：①6	小松島市：①4	阿南市：①7	吉野川市：①3	阿波市：①4	美馬市：①3	三好市：①1					
		勝浦町：①1	石井町：①2	神山町：①1	那賀町：①1	牟岐町：①1	美波町：①1	松茂町：①1	北島町：①1					
		藍住町：①2	板野町：①1	上板町：①1	つるぎ町：①3	東みよし町：①1								
		高松市：①30	丸亀市：①12	坂出市：①4	善通寺市：①5	観音寺市：①12	さぬき市：①4	東かがわ市：①4	三豊市：①6					
香川県 〔17〕	16 (94.1%)	土庄町：①1	小豆島町：①2	三木町：①2	宇多津町：①2②1	綾川町：①1	琴平町：①1	多度津町：①3	まんのう町：①2					
		松山市：①23②8	今治市：①8	宇和島市：①5	八幡浜市：①2	新居浜市：①8	西条市：①8	大洲市：①1②3	伊予市：①1					
		四国中央市：①6	西予市：①2②1	東温市：①1	久万高原町：①2	松前町：①1	砥部町：①2	内子町：①1	松野町：①1					
		鬼北町：①1	愛南町：①3											

※ 事業類型 ①…一般型 ②…連携型

※ 都道府県名の下の〔 〕の数字…市区町村数

※ 各事業類型の後の数字…実施箇所数

※ 実施市町村数の下の()の数字…実施率

地域子育て支援拠点事業の実施状況

(平成30年度交付決定ベース)

都道府県		実施 市町村数		市町村											
高知県 〔34〕	20 (58.8%)	高知市：①15	室戸市：①2	安芸市：①1	南国市：①5	土佐市：①2	須崎市：①2	宿毛市：①1	土佐清水市：①1						
		四万十市：①1	香南市：①5	香美市：①2	土佐町：①1	いの町：①1	仁淀川町：①1	中土佐町：①1	佐川町：①1						
		越知町：①1	日高村：①1	四万十町：①1	黒潮町：①1										
福岡県 〔60〕	58 (96.7%)	北九州市：①10	福岡市：①14	大牟田市：①1	久留米市：①12	直方市：①2	飯塚市：①4	田川市：①1	柳川市：①4						
		八女市：①4	筑後市：①1	大川市：①1	行橋市：①6	豊前市：①1	中間市：①2	小郡市：①6	筑紫野市：①3						
		春日市：①1	大野城市：①4	宗像市：①1	太宰府市：①3	古賀市：①2②3	福津市：①1	うきは市：①2	宮若市：①3						
		嘉麻市：①3	朝倉市：①4	みやま市：①1	糸島市：①3	宇美町：①1	篠栗町：①3	志免町：①1	須恵町：①2						
		新宮町：①2	久山町：①1	粕屋町：①6	芦屋町：①1	水巻町：①2	岡垣町：①1	遠賀町：①2	小竹町：①1						
		鞍手町：①1	桂川町：①1	筑前町：①2	大刀洗町：①1	大木町：①1	広川町：①1	香春町：①1	添田町：①2						
		糸田町：①1	川崎町：①1	大任町：①1	福智町：①1	苅田町：①3	みやこ町：①3	吉富町：①1	上毛町：①1						
佐賀県 〔20〕	14 (70.0%)	築上町：①2	那珂川市：①3												
		佐賀市：①13②3	唐津市：①14②2	鳥栖市：①9②1	多久市：①1	伊万里市：①1	武雄市：①1	鹿島市：①1	小城市：①3						
長崎県 〔21〕	21 (100.0%)	嬉野市：①1	神埼市：①1	吉野ヶ里町：①2	基山町：①1	みやき町：①3	白石町：①1								
		長崎市：①10	佐世保市：①10	島原市：①7②1	諫早市：①7	大村市：①11	平戸市：①4	松浦市：②1	対馬市：①6						
		杵岐市：①3	五島市：①3	西海市：①8②1	雲仙市：①7	南島原市：①15	長与町：①1②4	時津町：①1②4	東彼杵町：①1						
熊本県 〔45〕	38 (84.4%)	川棚町：①2	波佐見町：①1	小値賀町：①1	佐々町：①1	新上五島町：①2									
		熊本市：①23	八代市：①9	人吉市：①1	荒尾市：①3	水俣市：①1	玉名市：①5②1	山鹿市：①6	菊池市：①6						
		宇土市：①4	上天草市：①5	宇城市：①7	阿蘇市：①2	天草市：①9	合志市：①4	美里町：①2	玉東町：①1						
		南関町：①1	長洲町：①1	和水町：①2	大津町：①2	菊陽町：①4	南小国町：①1	小国町：①1	高森町：①2						
		西原村：①1	南阿蘇村：①1	御船町：①1	嘉島町：①1	益城町：①1	甲佐町：①1	山都町：①2	氷川町：①1						
大分県 〔18〕	17 (94.4%)	芦北町：①1	錦町：①1	多良木町：①3	水上村：①1	球磨村：①1									
		大分市：①11	別府市：①6	中津市：①5	日田市：①3	佐伯市：①7	臼杵市：①4	津久見市：①1	竹田市：①4						
		豊後高田市：①3	杵築市：①3	宇佐市：①6②1	豊後大野市：①6	由布市：①4	国東市：①4	日出町：①1	九重町：①1						
宮崎県 〔26〕	20 (76.9%)	玖珠町：①1													
		宮崎市：①21②14	都城市：①5	延岡市：①4	日南市：①4	小林市：①3	日向市：①2	串間市：①2	西都市：①1						
		えびの市：①1	三股町：①1	高原町：①1	国富町：①1	綾町：①1	高鍋町：①1	新富町：①3	木城町：①1						
鹿児島県 〔43〕	37 (86.0%)	川南町：①1	門川町：①2	高千穂町：①1	五ヶ瀬町：①1										
		鹿児島市：①14②3	鹿屋市：①7	枕崎市：①1	阿久根市：①2	出水市：①2	指宿市：①2	西之表市：①1	垂水市：①1						
		薩摩川内市：①8	日置市：①4	曾於市：①1	霧島市：①9	いちき串木野市：①1	南さつま市：①2	志布志市：①2	奄美市：①1						
		南九州市：①1	伊佐市：①4	始良市：①6	三島村：①1②2	十島村：①7	さつま町：①1	長島町：①2	湧水町：①2						
		東串良町：①1	錦江町：①2	南大隅町：①1	肝付町：①1	中種子町：①1	南種子町：①1	瀬戸内町：①1	喜界町：①1						
				徳之島町：①2	和泊町：①1	知名町：①1	与論町：①2	大崎町：①1							

※ 事業類型 ①…一般型 ②…連携型 ※ 都道府県名の下の〔 〕の数字…市区町村数

※ 各事業類型の後の数字…実施箇所数 ※ 実施市町村数の下の()の数字…実施率

地域子育て支援拠点事業の実施状況

(平成30年度交付決定ベース)

都道府県	実施 市町村数	市町村										
沖縄県 〔41〕	27 (65.9%)	那覇市：① 10 ② 8	宜野湾市：① 8	石垣市：① 1	浦添市：① 7	名護市：① 5 ② 1	糸満市：① 5	沖縄市：① 7	豊見城市：① 3			
		うるま市：① 8	宮古島市：① 6	南城市：① 2	国頭村：① 1	本部町：① 2	恩納村：① 1	宜野座村：① 1 ② 1	金武町：① 1			
		読谷村：① 2	嘉手納町：① 1	北谷町：① 2	北中城村：① 1	中城村：① 3	西原町：① 1	与那原町：① 4	南風原町：① 1			
		南大東村：② 1	久米島町：① 1	八重瀬町：① 1								

- ※ 事業類型 ①…一般型 ②…連携型
- ※ 各事業類型の後の数字…実施箇所数
- ※ 都道府県名の下の〔 〕の数字…市区町村数
- ※ 実施市町村数の下の()の数字…実施率

地域子育て支援拠点事業の概要

一般型		連携型
機能	児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施	
実施主体	市町村（特別区を含む。） （社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可）	
基本事業	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ③地域の子育て関連情報の提供	
実施形態	①～④の事業を子育て親子が集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施	
	・地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組（加算） 一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を拠点施設で一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施する場合に、「地域子育て支援拠点事業」本体事業に対して、別途加算を行う	
	・出張ひろばの実施（加算） 常設の拠点施設を開設している主体が、週1～2回、1日5時間以上、親子が集う場を常設することが困難な地域に出向き、出張ひろばを開設	
従事者	・地域支援の取組の実施（加算）※ ①地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組 ②地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組 ③地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組 ④家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組 ※利用者支援事業を併せて実施する場合は加算しない。	
	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（2名以上）	
	児童館等の児童福祉施設等	
実施場所	公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室、保育所、幼稚園、認定こども園等を活用	
開設日数等	週3～4日、週5日、週6～7日／1日5時間以上	
子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（1名以上）に児童福祉施設等の職員が協力して実施		児童館等の児童福祉施設等
		週3～4日、週5～7日／1日3時間以上

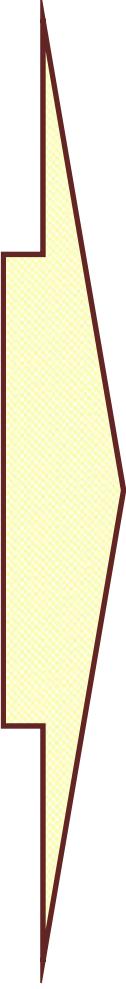
出張ひろばの実施要件について

現状

子育て親子を取り巻く環境は大きく変化し、特に人口減少や少子化が加速している地域などにおいては、地域子育て支援拠点の必要性を感じているが、人材不足や利用親子数が少ないことなどにより常設の地域子育て支援拠点の設置が難しく、出張ひろばで対応せざるを得ない状況となっている。

課題

職員の担い手不足等により、同一の出張先のひろばにおいて、毎週1～2日かつ1日5時間の出張ひろばの開催が難しい状況となっている。



- ① 時代のニーズに応じた地域子育て支援拠点事業への取組
- ② 地域子育て支援拠点を推進する観点

等から

対応

これまで、出張ひろばの開催場所や開設日数等の要件を、原則年間を通して同じ場所で開催する場合に限定してきたが、平成30年度より、出張元となる地域子育て支援拠点が、必ず週に1～2日かつ1日5時間以上、どこかの出張先のひろばに出向き、出張ひろばを実施する場合も交付金の対象とすることとした。

《イメージ》

《新たに加算の対象とする出張ひろばの取組》出張元拠点

出張元となる一般型の地域子育て支援拠点が、毎週必ず1～2日、かつ1日5時間以上、どこかの出張先のひろば（A・B・C・D）に対して計画的に出向き、出張ひろばを実施する。

出張先ひろば

出張ひろば A

出張ひろば B

出張ひろば C

出張ひろば D



資料21

人員配置：2名（一般型兼務職員）

整備費等補助（新規開設分）

次世代育成支援対策施設整備交付金 （子育て支援のための拠点施設）

○市町村が、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村整備計画により整備を行うための経費に対する補助を行う。

1. 実施主体：市町村
2. 補助基準額：8,542千円
3. 補助率：国 定額（1/2相当） 市町村1/2相当
4. 補助対象事業者：市町村、社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、NPO法人等

※ 平成29年度から、地域子育て支援拠点事業実施のための施設整備について、市町村、社会福祉法人等に加え、NPO法人等も補助対象とした。

子ども・子育て支援交付金 【開設準備経費】

○地域子育て支援拠点事業を開設する際に必要となる施設の改修、備品の購入、及び開設前月の賃借料に対する補助を行う。

1. 実施主体：市町村（委託等可）
2. 補助基準額：4,000千円（改修費等）
600千円（賃借料等）
3. 補助率：1/3（国1/3、都道府県1/3、市町村1/3）

運営費補助

子ども・子育て支援交付金 【運営経費】

○地域子育て支援拠点事業を実施するために必要な経費（人件費・需用費など）に対する補助を行う。

1. 実施主体：市町村（委託等可）
2. 補助基準額：8,270千円（一般型、5日型・常勤の場合）
3. 補助率：1/3（国1/3、都道府県1/3、市町村1/3）

改修費等補助（開設後）

児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金 （児童養護施設等の環境改善事業）

○地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修や備品の購入に必要な経費に対する補助を行う。

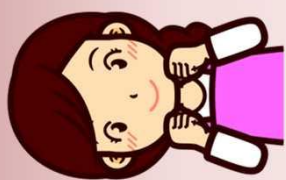
1. 実施主体：市町村（委託等可）
2. 補助基準額：8,000千円
3. 補助率：1/2

（政令市・中核市は国1/2、政令市・中核市1/2、上記以外の市町村は国1/2 都道府県1/4 市町村1/4）

（※）事業を行う施設等1か所につき1回限りとする。

地域子育て支援拠点従事職員に関する研修の考え方

これまで実施してきた「基礎的研修」及び「指導者養成研修」に加え、中堅職員の資質の向上を図るために、平成30年度より地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業「専門的研修」を実施。

○ 地域の人材による子育て支援活動強化研修 ①対象者 ・地域子育て支援拠点の管理者や事業所において指導的立場にある者 ②研修の目的 ・地域の子育てに関する指導的立場の者の養成 ・地域子育て支援拠点の課題への対応技術の習得 ③実施主体：国（※公募により民間団体に委託予定）	指導者養成研修	【ベテラン職員】 ◇経験年数が概ね5年以上の職員 
○ 地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業 ①対象者 ・地域子育て支援拠点事業の業務経験年数がある程度ある者 ②研修の目的 ・地域子育て支援拠点事業所の職員の質の向上 ・地域における子育て支援に関する専門的知識や技術等の修得 ③補助率 国1／2、都道府県・市町村1／2	専門的研修	【中堅職員】 ◇経験年数が概ね5年未満の職員 
○ 子育て支援員研修（地域子育て支援コース・地域子育て支援拠点事業） ①対象者 ・新たに子育て支援等の業務に従事する者、または経験が浅い者 ②研修の目的 ・多様な子育て支援分野全般に関する基礎的知識や技術等の修得 ・地域子育て支援拠点事業について全体像の理解、および事業のねらいについての理解 ③補助率 国1／2、都道府県・市町村1／2	基礎的研修	【新任職員】 ◇未経験の職員 ◇経験年数が概ね3年未満の職員 

地域少子化対策重点推進交付金

令和2年度当初予算案 9.5億円 令和元年度補正予算 11.5億円

事業概要・目的

「少子化社会対策大綱」（平成27年3月20日閣議決定）において、地域の実情に即した取組を強化することが盛り込まれているところであり、実効性のある少子化対策を加速的に進めていく必要がある。

また、「希望出生率1.8」の実現に向けては、若者の希望する結婚が、それぞれ希望する年齢でかなえられるような環境を整備することが重要であり、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）においても、「結婚に向けた活動支援や結婚に伴う新生活支援などの先進的取組の展開を進める」とこととされているほか、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）においても、「結婚支援を引き続き推進するとともに、社会全体で子育てを支えるため…地域や家庭における子育ての担い手の多様な強化などの取組による、総合的な子育て環境の整備を図り、少子化対策を強化する」とされている。

このため、以下の取組を行う。

(1) 地域少子化対策重点推進事業

地方自治体が行う少子化対策事業（「結婚に対する取組」及び「結婚・妊娠・出産・育児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」）について、優良事例の横展開を支援する。

○補助率：1/2、2/3

○交付上限：都道府県 6,666万円（事業費ベース1億円）

政令指定都市・中核市・特別区 2,000万円（事業費ベース3,000万円）

市町村 1,000万円（事業費ベース1,500万円）

(2) 結婚新生活支援事業

結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを支援する結婚新生活支援事業（新婚世帯を対象に家賃、引越費用等を補助）を支援する。

○補助率：1/2

○交付上限額：1世帯当たり30万円（事業費ベース）

○対象世帯：夫婦共に34歳以下かつ世帯所得340万円未満の新規に婚姻した世帯

事業イメージ・具体例

(1) 優良事例の横展開支援事業（補助率 1/2）

① 結婚に対する取組

- ・結婚支援センターの開設・運営
- ・マッチングシステムの構築・高度化
- ・ボランティアの育成・ネットワーキング化等
- ② 結婚、妊娠・出産、育児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組

- ・結婚応援フォーラム
- ・結婚応援パスポート
- ・「結婚新生活支援事業」の周知広報
- ・配偶者の出産直後の男性の休暇取得の促進
- ・男性の家事・育児参加の促進
- ・ライフデザインセミナー
- ・乳幼児との触れ合い体験

- ・美容院など地域人材を活用した結婚・子育て支援
- ・企業・団体・学校等の自主的な取組に対する支援
- ・子育て支援情報の「見える化」支援
- ・その他、地域で結婚・妊娠・出産、育児期を中心とする子育てを応援する社会づくり、機運を醸成する取組

(2) 重点課題事業（補助率 2/3）

① 自治体間連携を伴う取組に対する支援

- ・複数の自治体による広域的な結婚支援、子育てに温かい機運醸成づくりの取組支援等

② 子育てに寄り添う地域づくり支援

- ・子育てと仕事の両立を図る多様な働き方の普及
- ・子連れ世帯の外出・移動支援
- ・「地域の子育ての担い手の多様化」支援

(3) 結婚新生活支援事業（補助率 1/2）

新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト（新居の家賃、引越費用等）を支援する地方自治体を対象に、地方自治体による支援額の一部を補助

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の概要

令和元年度予算 1,304億円の内数 → 令和2年度予算案 1,453億円の内数

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業。

○主な実施要件

- ・会員数は20人以上
- ・相互援助活動中の子どもの事故に備え、補償保険への加入
- ・子どもの預かり場所の定期的な安全点検の実施
- ・事故発生時の円滑な解決に向けた会員間の連絡等の実施
- ・提供会員に対して、緊急救命講習及び事故防止に関する講習と、少なくとも5年に1回のフォローアップ講習の実施

○相互援助活動の例

- ・保育施設等までの送迎
- ・保育施設の開始前、終了後又は学校の放課後、冠婚葬祭、買い物等の外出の際の子どもの預かり

○実施主体 市区町村

○実施市区町村 平成30年度 895市区町村
平成29年度 863市区町村

○負担割合 国（1/3）、都道府県（1/3）、市区町村（1/3）

○補助単価

【基本事業】会員数100～299人 2,000千円（会員数に応じて段階的に設定）、土日実施加算：1,800千円

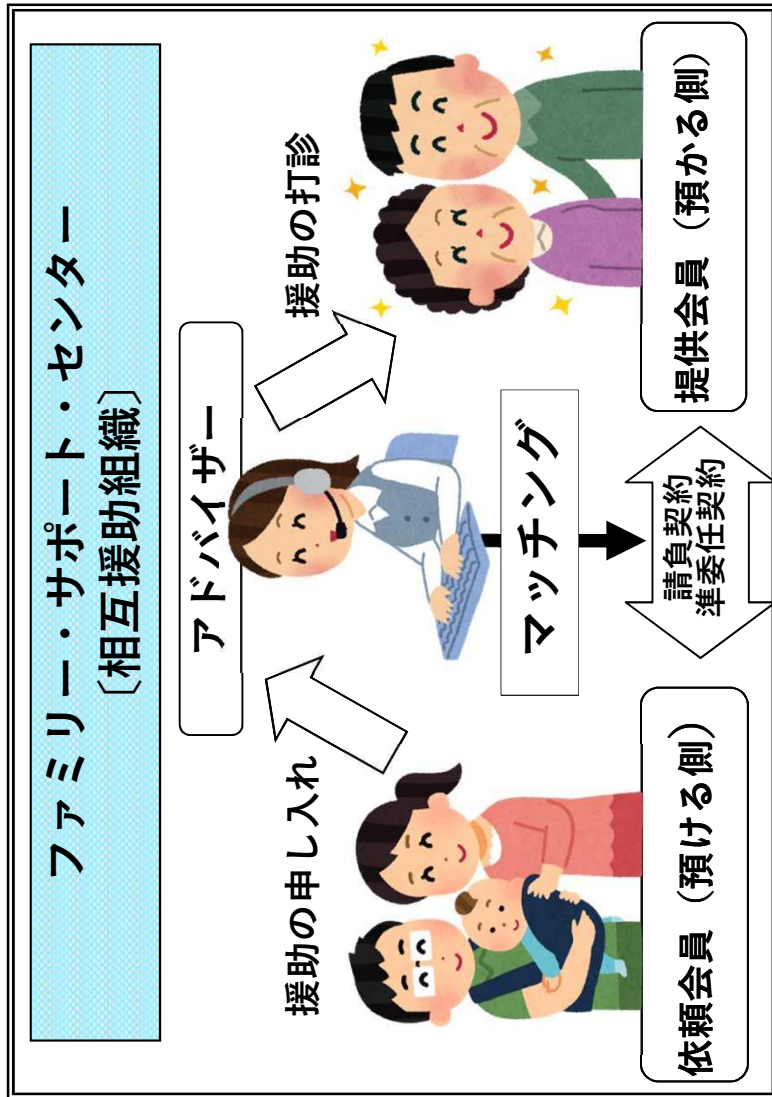
【病児・緊急対応強化事業】預かり等の利用件数 ～59件 1,800千円（利用件数に応じて段階的に設定）

【預かり手増加のための取組加算】提供会員数が19人以下で2人以上増加の場合 500千円（提供会員の増加数に応じて段階的に設定）

【開設準備経費】改修費等 4,000千円 礼金及び賃借料（開設前月分） 600千円 等

【令和2年度新規】・ひとり親家庭等の利用支援加算の支援対象に、外出困難な家庭等に訪問して事前打合せ等を実施した場合を追加し、加算額を増額 500千円

・支部設置加算について、政令指定都市以外の市区町村に対象を拡大 支部数×1,000千円



遊びのプログラム等に関する専門委員会 設置要綱・委員名簿

1. 設置の趣旨

昭和60年に国が設置した「こどもの城」(平成27年3月末に完全閉館)は、これまで、先駆的な遊びのプログラム(約500種類)を開発し、来館した子どもたちに提供するほか、全国の児童館等に情報提供するなどの役割を果たしてきたところである。こうした約30年にわたり蓄積されてきた遊びのプログラムや「こどもの城」が果たしてきた機能及び役割については、今後とも国が引き継ぎ、遊びのプログラムの全国的な普及や啓発や新たなプログラムの開発、今後の地域の児童館等のあり方などを検討するため、社会保障審議会児童部会の下に「遊びのプログラム等に関する専門委員会」(以下「専門委員会」という。)を設置する。

2. 構成等

- (1) 専門委員会委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4) 専門委員会の庶務は、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課において処理する。

3. 主な検討事項

- (1) 「こどもの城」が開発した遊びのプログラム等の分析及び評価について
- (2) 新たなプログラムの開発について
- (3) 今後の地域の児童館等のあり方について
- (4) その他

4. その他

委員会は、原則公開とする。

【開催実績】

第1回	平成27年6月5日	第2回	平成27年10月2日	第3回	平成27年11月27日	第4回	平成28年1月29日	第5回	平成28年3月28日
第6回	平成28年5月27日	第7回	平成28年7月29日	第8回	平成28年10月17日	第9回	平成29年2月10日	第10回	平成29年11月13日
第11回	平成30年1月12日	第12回	平成30年3月23日	第13回	平成30年6月22日	第14回	平成30年9月20日	第15回	令和元年6月27日

5. 委員

(五十音順)

氏名	所属・役職
安部 芳絵	工学院大学教育推進機構 准教授 (令和元年6月～)
植木 信一	新潟県立大学人間生活学部子ども学科教授
大竹 智	立正大学社会福祉学部 教授 (令和元年6月～)
大塚 晃	上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授
北島 尚志	NPO法人あそび環境Museumアフタフ・バーバン理事長 (～令和元年6月)
熊澤 桂子	東京教育専門学校 専任講師 (令和元年6月～)
佐野 真一	港区立麻布子ども中高生プラザ館長
鈴木 一光	一般財団法人児童健全育成推進財団理事長 (～令和元年10月)
高松絵里子	北海道中標津町役場町民生活部子育て支援室長 (～令和元年5月)
中川 一良	社会福祉法人健光園 京都市北白川児童館館長
長崎 由紀	岩手県立児童館いわて子どもの森 チーフプルーラーダー (令和元年6月～)
羽崎 泰男	一般社団法人鬼ごっこ協会代表理事 (～令和元年5月)
松田 妙子	NPO法人せたがや子育てネット代表理事
柳澤 邦夫	西真岡こどもクリニック 幼保・学校訪問部顧問 (令和元年6月～)
吉村 温子	玉川大学非常勤講師 (～令和元年5月)
渡邊 一	目黒区子育て支援部放課後子ども対策課 課長 (令和元年6月～)

児童福祉週間の概要

【趣旨】

毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めて、子どもの健やかな成長、子どもや家庭を取り巻く環境について、国民全体で考えることを目的に、各種事業及び行事を展開することにより、児童福祉の理念の一層の周知と子どもを取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図ることとしている。（※昭和22年5月より毎年実施）

【令和2年度児童福祉週間標語】

「やさしさに つつまれそだつ やさしいころ」 北澤 佳奈さん 13歳 和歌山県
◆応募期間：令和元年9月1日～10月20日 ◆応募総数：2,829点

【期間】

毎年、5月5日の「こどもの日」から5月11日までの1週間
（※地域の実情による期間の延長（5月末日まで）可）

【主唱団体】

厚生労働省、（社福）全国社会福祉協議会、（公財）児童育成協会

【関係省庁等における取組】

＜国＞

- ①児童福祉週間標語の募集・選定・表彰（S38～）
- ②児童福祉文化賞の発表・表彰（S34～）
- ③こいのぼり掲揚式の実施（S33～）
- ④中央省庁のこいのぼり掲揚（13省庁で実施）
- ⑤国営昭和記念公園等の施設で無料入園等を実施

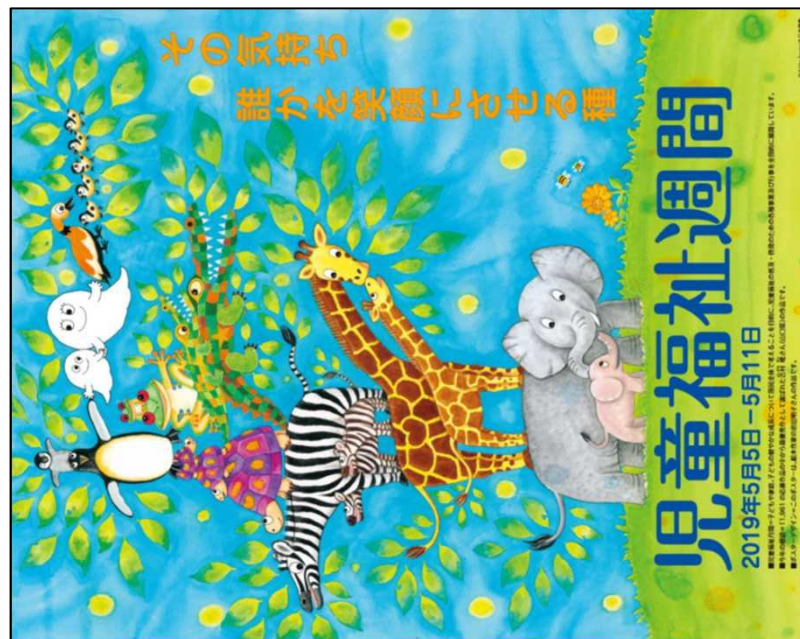
＜地方公共団体＞

- ①広報活動
- ②大会・イベント等
- ③独自の標語募集
- ④こいのぼり掲揚等

＜民間団体＞

- ①児童福祉施設関係者によるこいのぼり掲揚式
- ②児童福祉文化賞推薦作品の発表会
- ③こどもの国等の施設で無料入園等を実施

2019年度 児童福祉週間標語ポスター



絵：岩田明子さん（絵本作家）

社会保障審議会推薦児童福祉文化財の概要

1. 社会保障審議会による児童文化財推薦

社会保障審議会では、厚生労働大臣の諮問に対して答申や意見の具申を行う他、児童福祉法第8条第8項の規定により、児童の福祉の向上を図るために、芸能、出版物等の推薦を行い、又、それらの製作者や興行者に対して必要な勧告を行う権限が与えられている。

社会保障審議会福祉文化分科会は、平成13年3月23日より児童福祉文化財の推薦を実施している。

児童福祉法第8条第8項
社会保障審議会及び都道府県児童福祉審議会は、児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、玩具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

2. 児童福祉文化財の推薦業務

福祉文化分科会は、優れた作品・公演等の審査を円滑に行うため3つの「委員会」を設置して審議。推薦の決定が委任されている。

各委員会は、社会保障審議会の本委員、各分野における学識経験者の臨時委員と専門委員若干名から構成されている。

出版物委員会 …………… 図書等
舞台芸術委員会 …………… 演劇、ミュージカル、コンサート、舞踏等
映像・メディア等委員会 …… 映画、放送テレビ、ビデオ、CD等

3. 推薦基準

- ・ 児童に適当な文化財であって、児童の道徳、情操、知能、体位等を向上せしめ、その生活内容を豊かにすることにより児童を社会の健全な一員とするために積極的な効果をもつもの。
- ・ 児童福祉に関する社会の責任を強調し、児童の健全な育成に関する知識を広め、または、児童問題の解決についての関心及び理解を深める等、児童福祉思想の啓発普及に積極的な効果をもつもの。
- ・ 児童の保育、指導、レクリエーション等に関する知識及び技術の普及に積極的な効果をもつもの。

4. 平成30年度推薦数

	出版物	舞台芸術	映像・メディア等	計
推 薦	35	9	7	51
うち特別推薦	8	6	2	16

5. 広報・啓発

児童福祉文化財広報・啓発ポスター・サイトを制作し、広報・啓発に取り組んでいる。



子ども・子育て支援対策推進事業費補助金について

「子ども・子育て支援新制度」における、質の高い特定教育・保育及び地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業の実施のため、現任の職員の質の向上を図るとともに、新たな事業の創設や既存事業の拡充に伴い、更なる人材を確保するための各種研修を実施する。

また、子ども・子育て支援に関する従前からの課題や新たな問題点等について解決するための調査研究事業を実施。

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業 令和2年度予算案：34.5億円（令和元年度：36.0億円）

子育て支援員研修事業 令和2年度予算案：5.1億円（令和元年度：5.1億円）

- ・地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な子育て分野に関しての必要な知識や技術等を習得するための研修を実施
- ・研修を修了した者を「子育て支援員」として認定

職員の資質向上・人材確保等研修事業：令和2年度予算案 29.4億円（令和元年度：30.9億円）

- ・子ども・子育て支援新制度において、様々な給付・事業が拡充されることに伴い、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うため各種研修を実施

【研修内容】

- ・保育の質の向上のための研修等事業
- ・保育士等キャリアアップ研修事業
- ・新規新卒者の確保、就業継続支援事業
- ・多様な保育研修事業
- ・放課後児童支援員等研修事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業
- ・認可外の居宅訪問型保育研修事業【新規】

子ども・子育て支援推進調査研究事業 令和2年度予算案：6.0億円（令和元年度：4.7億円）

- ・子ども・子育て支援に関する幅広い知見を得るために、先駆的な取組などの実態把握等に関わる調査研究を実施
- 補助率：定額（10/10）

【職員の資質向上・人材確保等研修 研修内容一覧】

事業名	概要
保育の質の向上のための研修等事業	
保育の質の向上のための研修事業	保育所の職員等を対象に、保育士の専門性の向上を図り、保育の質を向上させるための研修を実施
保育士試験合格者に対する実技講習事業	実務経験の少ない保育士試験合格者を対象として、就業前の不安を軽減し、継続して保育所等に勤務することができよう実技講習を実施
保育実習指導者に対する講習事業	指定保育士養成施設の学生に対する実習指導を行う者を対象に、指導者の資質向上を目的とした研修を実施
保育士等キャリアアップ研修事業	職務内容に応じた専門性の向上を図るため、保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する研修を実施
新規新卒者の確保、就業継続支援事業	保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、「新規卒業者の確保」及び「就業継続支援」に関する研修等を実施
多様な保育研修事業	
家庭的保育者等研修事業	家庭的保育事業、小規模保育事業等を推進するため、家庭的保育者等としての知識を習得するための研修を実施
居宅訪問型保育研修事業	利用児童の居宅において保育を行うという特殊性を踏まえ、居宅訪問型保育事業（一時預かり・延長保育の訪問型を含む）に従事するにあたって必要な知識を習得するための研修を実施
病児・病後児保育研修事業	病児保育事業（病児対応型・病後児対応型・訪問型）に従事する者（看護師、准看護師、保健師、助産師、保育士）の資質の向上を図るための研修を実施
放課後児童支援員等研修事業	
放課後児童支援員認定資格研修事業	省令基準により、「放課後児童支援員」となるためには都道府県知事又は指定都市市長が実施する研修を修了することが義務づけられているため、「放課後児童支援員」として新たに業務に従事するための認定資格研修を実施
放課後児童支援員等資質向上研修事業	放課後児童支援員及び補助員等の資質の向上を図るため研修を実施
児童厚生員等研修事業	児童厚生員等の資質の向上を図るための研修を実施
地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業	地域子育て支援拠点事業所の職員の資質の向上を図るための研修を実施
ファミリー・サポート・センター事業のアドバイザー及び援助を行う会員の資質向上を図るための研修を実施	ファミリー・サポート・センター事業のアドバイザー及び援助を行う会員の資質向上を図るための研修を実施
認可外の居宅訪問型保育研修事業【新規】	幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、認可外の居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）の基準を創設し、当該基準において保育従事者が修了する必要があることとした研修を実施

次世代育成支援対策施設整備交付金

1. 目的・事業概要

児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が策定する整備計画に基づく施設整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

また、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、児童福祉施設等における防災・減災対策を推進するため、耐震化整備に必要な経費について支援を行う。

令和元年度当初予算額 157億円（97億円＋60億円*）
⇒ 令和2年度予算案額 144億円（106億円＋38億円*）
*臨時・特別の措置分(耐震化整備に必要な経費)

事業概要	対象施設	整備内容
①通常整備		
児童養護施設等の整備を実施する。 特に、児童養護施設等の小規模 化・地域分散化や、児童相談所一 時保護所の環境改善等や市町村に おける要保護児童等の支援拠点の 整備の推進を図る。	・助産施設 ・乳児院 ・母子生活支援施設 ・児童養護施設 ・児童心理治療施設 ・児童自立支援施設 ・児童家庭支援センター	・一時預かり事業所 ・地域子育て支援拠点事業所 ・利用者支援事業所 ・子育て支援のための拠点施設 ・市区町村子ども家庭総合支援拠点 ・産後ケア事業を行う施設
②耐震化等整備		
地震防災上倒壊等の危険性のある 建物の耐震化、津波対策としての 高台への移転を図るための改築又 は補強等の整備を図る。	・助産施設 ・乳児院 ・母子生活支援施設	・児童相談所一時保護施設 ・婦人相談所一時保護施設 ・婦人保護施設 ・児童養護施設 ・児童心理治療施設 ・児童自立支援施設
		創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張、スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備
		大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備

2. **設置主体** 都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人、公益法人、日本赤十字社（児童館を除く）等

3. **国庫補助率** 定額（1/2相当、児童館は1/3相当）

4. 令和2年度拡充内容

- （1）児童相談所一時保護所の整備費の充実（基礎単価の増額、個別対応加算Ⅲ・心理療法案整備加算の創設）
- （2）一時預かり事業所の整備費の創設
- （3）産後ケア事業を行う施設の整備費の創設

児童福祉施設等への非常用自家発電設備・給水設備の設置支援

令和元年度補正予算額

次世代育成支援対策施設整備交付金：0.6億円

1. 概要

令和元年台風第15・第19号に伴う停電・断水により、ライフラインが長期間にわたって途絶した際の施設機能の維持に課題を残したことを踏まえ、児童福祉施設等に対して、長期間の停電・断水に対応できる十分な容量のある非常用自家発電設備・給水設備の設置を支援する。

2. 補助対象施設

以下に掲げる児童福祉施設等のうち福祉避難所の指定を受けた施設等

〔乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業所、児童相談所、児童相談所一時保護施設、婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設等〕

3. 補助対象経費

非常用自家発電設備及び給水設備の整備に要する経費

4. 交付先

都道府県、指定都市、中核市

5. 国庫補助率

定額（1／2相当）

非常用自家発電設備の例



給水設備（受水槽）の例



児童福祉施設等の災害時情報共有システムの整備

事業概要

令和元年度補正予算額

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金：2.3億円

災害発生時における児童福祉施設等の被害状況等を国・地方公共団体等が迅速に把握・共有し、被災施設等への迅速かつ適切な支援（停電施設への電源車の手配等）につなげるため、児童福祉施設等の災害時情報共有システムを構築する。

事業イメージ

④被災施設等への支援

国

③災害情報の共有
支援の連携

②災害情報の
閲覧

災害時情報共有
システム

※（独）福祉医療機構WAMNETを活用

①災害情報の
入力

被災した
児童福祉施設等

システムで取扱う主な災害情報

- ・ 人的被害の有無
- ・ 建物被害の有無
- ・ 建物被害の状況
- ・ ライフライン（電気・水道）の状況
- ・ 物資（食料・おむつ等）の状況
- ・ 支援の要否
- ・ 避難又は開所の有無
- ・ 他施設からの受入可否 など

システム化によるメリット

➤ 被災施設等への支援の迅速化

※関係機関において施設のリアルタイムの災害情報が把握出来るため、迅速な支援が可能

➤ 自治体の事務負担軽減及び災害対応業務の重点化・効率化

※従来自治体職員が行っていた被災施設の状況確認や国等への報告業務が省略化され、より優先度の高い業務への従事が可能

独立行政法人福祉医療機構

交付先

2. 3億円（総事業費ベース）

所要額

被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業について (復興庁所管・被災者支援総合交付金)

令和元年度予算額 177億円の内数 → 令和2年度予算案 155億円の内数

1. 事業概要

被災した子どもへの支援として、子どもをもつ家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる居場所づくり、遊具の設置、子どもの心と体のケア等の事業を実施する。

2. 交付対象事業

(1) 子ども健やか訪問事業

仮設住宅で長期の避難生活を余儀なくされている子どもや、長期の避難生活から自宅等に帰還した子どものいる家庭等を訪問し、心身の健康に関する相談などを行う。

(2) 仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業

仮設住宅の共有建物の一部や入居者がいない仮設住宅等を改修することにより、仮設住宅で長期間生活している子どもが、安心して過ごすことができるスペースを確保し、かつ、子どもの遊びをサポートする者等を配置する。

(3) 遊具の設置や子育てイベントの開催

児童館や体育館などへ大型遊具等を設置するなどして、子どもがのびのびと遊べるような環境を整備する。

(4) 親を亡くした子ども等への相談・援助事業

専門の職員による被災した子どもに対する心と体のケアに関する相談・援助を実施する。

(5) 児童福祉施設等給食安心対策事業

児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のための取り組みを支援する。

(6) 保育料等減免事業

東日本大震災に伴い保育料等を減免した市町村等に対する支援を実施する。

3. 実施主体等

○実施主体：事業毎に設定

※ 市町村(指定都市及び中核市を除く。)が実施する場合は、都道府県を通じて補助

※ 各事業者が適当と認める関係機関への委託も可能

○補助率：定額

児童福祉施設等の災害復旧（施設復旧・設備復旧）

令和元年度補正予算額
 （施設）社会福祉施設等災害復旧費補助金：33.0億円
 （設備）社会福祉施設等設備災害復旧費補助金：4.5億円

1. 概要

災害により被害を受けた児童福祉施設等に関し、災害による被害からの速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保するため、施設の災害復旧に要する費用について財政支援を行う。

2. 補助対象施設

・保育所・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所・母子生活支援施設・乳児院
 ・児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設・婦人保護施設・助産施設・児童家庭支援センター
 ・児童厚生施設・児童自立生活援助事業所・子育て支援のための拠点施設 等

3. 補助対象経費

児童福祉施設等の災害復旧事業に要する経費及び事業再開に要する費用（備品・設備等）

4. 交付先

都道府県、指定都市、中核市

5. 国庫補助率

施設整備：通常（※） $1/2$ または $1/3$ （施設種類によって異なる）

※ 激甚災害時においては、激甚法対象施設の国庫補助率が被害額等に応じて $1/2 + \alpha$ または $1/3 + \alpha$ となる。
 （別途、激甚法対象外施設の国庫補助率は、予算措置により $1/2 \rightarrow 2/3$ または $1/3 \rightarrow 1/2$ に嵩上げ対象とする）

設備整備：定額

6. 国庫補助協議に係る事務の流れ

